



筑西市こども計画



令和7年3月
筑西市



ご あ い さ つ

今なお少子化の進行に歯止めが効かず、令和6年は全国の出生数が70万人を割り込む見通しとなっております。このような状況のなか、不登校や虐待、ひきこもり、貧困やヤングケアラーなど、こどもを取り巻く環境は複雑化し、社会全体でこの問題に取り組む必要があります。

この度、こどもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえた実効性のある計画とするために、次期「筑西市子ども・子育て支援事業計画」に加え、新たに「子どもの貧困の解消に向けた対策計画」、「子ども・若者計画」及び「次世代育成支援行動計画」を含めた4つの計画を一体とした、「筑西市こども計画」を策定いたしました。

本市では、平成27年3月に「筑西市子ども・子育て支援事業計画」を策定、妊娠期から子育て期にわたり一体的な支援を実施し、続いて令和元年度に策定した「第2期 筑西市子ども・子育て支援事業計画」においては、認定こども園せきじょうの新園舎や、五葉児童クラブをはじめとする教育・保育施設及び放課後児童クラブの整備を順次進めてまいりました。加えて、併設で運営していた「こども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」を、令和6年度に「こども家庭センター」として開設することにより、多様化する問題への支援体制も強化したところです。

今後も、こどもや子育て当事者の意見を幅広く聴取し、これまでの計画において取り組んできた妊娠期から出産期の支援に加え、青年期に至るまで切れ目のない支援につなげ、全てのこどもや若者一人ひとりが将来に希望を持ち、健やかに成長していける子育て環境やこどもの居場所づくりを推進し、施策に反映させてまいります。市民の皆様におかれましては、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、この計画策定に当たりご尽力いただきました「筑西市子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、こども計画に関するニーズ調査等にご協力をいただきました市民の皆様や関係者の皆様、さらには、こども計画の策定に多くのご意見をいただきました、こども・若者の皆様に心から御礼申し上げます。

令和7年3月

筑西市長 須 藤 茂

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の趣旨	1
第2節 計画の位置付け	2
第3節 計画期間・計画の対象	3
第4節 策定体制	4
第5節 SDGs の推進	5

第2章 こども・若者、子育て家庭を取り巻く状況

第1節 こども・子育てをめぐる動き	7
第2節 本市の状況	12
第3節 こども・若者に関する主な課題	39

第3章 計画の目指す方向

第1節 基本理念	45
第2節 基本目標	46
第3節 重点的な取組	47
第4節 施策体系	50

第4章 施策の展開

目標1 ライフステージを通じた、こども・若者が 成長・活躍できる環境づくり	51
目標2 ライフステージに応じた、こども・若者への支援	55
目標3 安心して子育てができるための支援の充実	59

第5章 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

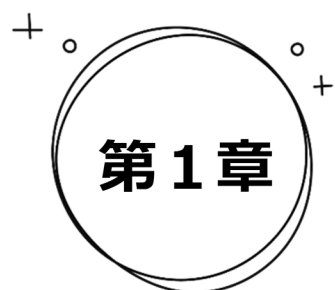
1 教育・保育提供区域	61
2 こどもの人数推計、量の見込みの考え方	62
3 教育・保育に関する事業	64
4 地域子ども・子育て支援事業	67
5 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組	81

第6章 計画の推進

第1節 計画の推進体制.....	83
第2節 計画の進行管理.....	84

資料

第1節 計画の策定経過.....	85
第2節 筑西市子ども・子育て会議条例、委員名簿.....	86
第3節 用語解説.....	89



第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の趣旨

筑西市（以下「本市」という。）は茨城県の県西地域の中心的なまちとして発展してきましたが、平成7年をピークに人口減少時代に突入しています。そのため、持続可能なまちづくりに向けて、若者が安心して子どもを産み育て、一人ひとりが社会の一員として活躍できる環境を整備することがまちづくりの最重要課題となっています。平成27年3月に子ども・子育て支援法に基づく「筑西市子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月に「第2期筑西市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期計画」という。）を策定し、「人とひととのぬくもりで、子どもが育つ 親が育つ 地域が育つまち ちくせい」の基本理念の実現に向けて、教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、地域の子ども・子育て支援の充実に努め、子どもや子育て家庭を支援する様々な施策を総合的に展開してきました。

国全体をみると、近年、全国的な少子化の進行により人口減少に歯止めがかからず、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は多様化・複雑化しており、国として一層の対策が求められてきました。こうした社会の状況を踏まえて、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「子ども基本法」が令和5年4月に施行されました。同年12月には全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指した「こども大綱」が閣議決定されました。

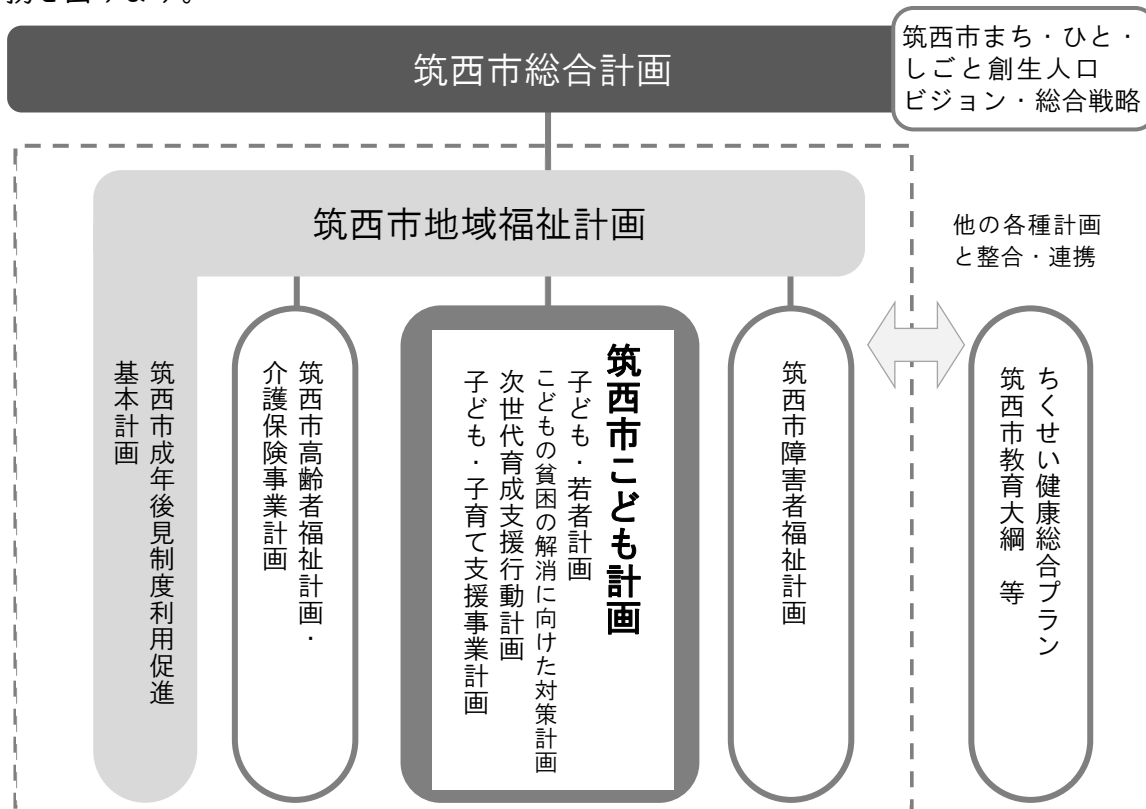
本市は、近年の社会情勢及び国の政策動向を踏まえ、「筑西市こども計画」（以下「本計画」という。）を策定します。本計画は、令和6年度に計画期間が満了となる第2期計画を継承するとともに、こども大綱に基づく「こどもまんなか社会」（P.9参照）を基本的な視点に置き、本市における子ども施策を総合的・一体的に推進することを目指すものです。そして、行政、関係機関・事業者、市民・地域等がそれぞれの役割を担い、協力し合う「協働」を基本として計画を推進します。

第2節 計画の位置付け

- 本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」です。
- 本計画には、同条第5項に基づき、次の計画を包含します。
 - ① 子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」
 - ② こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策計画」
 - ③ 次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」
 - ④ 子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」

(参考) こども基本法第10条(市町村に関連する項目を抜粋)

- 2 市町村は、こども大綱(都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(以下この条において「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
 - 3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。
- 本市における本計画の位置づけは、「筑西市総合計画」に基づく、こどもに関する個別計画であるとともに、「筑西市総合計画」の部門計画であり、福祉分野の上位計画である「筑西市地域福祉計画」とともに、福祉分野、健康分野、教育分野等の各種計画との整合・連携を図ります。



第3節 計画期間・計画の対象

(1) 計画期間

- 計画期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度の5年間とします。
- 期間中において、社会経済情勢の変化等に伴い見直しの必要が生じた場合は、計画の部分的変更もしくは見直し等を行います。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度 2025	令和 8年度 2026	令和 9年度 2027	令和 10年度 2028	令和 11年度 2029
第2期筑西市子ども・子育て支援事業計画					筑西市子ども計画				

子ども・若者計画（新規）
 こどもの貧困の解消に向けた対策計画（新規）
 次世代育成支援行動計画（新規）
 子ども・子育て支援事業計画（第3期）

(2) 計画の対象

- 本計画の対象は、こども（おおむね18歳まで）、若者（おおむね18歳～30歳未満、施策によってはおおむね13歳～40歳未満）及び子育て当事者とします。
- こども・若者・子育て当事者に関わる人・団体・地域等も対象に含めます。

	乳幼児期 0～5歳	学童期 6～12歳	思春期 13～18歳	青年期 18～29歳	ポスト青年期 30～39歳
こども					
若者					

（参考）こども大綱による定義

「こども基本法において『こども』とは『心身の発達の過程にある者をいう。』とされている。これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指している。」

- *「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）、「学童期」（小学生年代）、「思春期」（中学生年代からおおむね18歳まで）、「青年期」（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。）とで分けて示す。なお、「若者」については、法令上の定義はないが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分があるが青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いることとする。

第4節 策定体制

<子ども・子育て会議の開催>

- 本市の子育て支援を含むこども・若者施策について幅広い議論を行うため、医師等の保健・医療機関関係者や福祉・教育施設等の従事者並びに学識経験者、市民代表等からなる「筑西市子ども・子育て会議」を設置し、審議を行いました。

<アンケート調査の実施>

- こども・若者の現在の生活状況や将来に向けた要望・意見等を計画に反映するとともに、教育・保育・子育て支援の「量の見込み」の算出のための基礎資料とすることを目的として実施しました。

種類	対象	配布数	有効回収数（回収率）
就学前保護者調査	市内に在住する0歳から5歳のお子さまの保護者	1,000 件	309 件（30.9%）
小学生保護者調査	市内に在住する小学生のお子さまの保護者	1,000 件	356 件（35.6%）
生活実態調査	市内に在住する小学5年生・ 中学2年生の本人及び保護者	小学5年生 770 件	1,421 件（89.4%）
		中学2年生 820 件	
青少年・若者調査	市内に在住する高校生から 39 歳までの方	1,500 件	296 件（19.7%）
実施方法	調査票の郵送配布／回収は郵送とインターネットによる回答から選択 生活実態調査は、学校を通して配布／回収		
実施期間	令和6年4月5日～4月23日		

<パブリック・コメントの実施>

- 計画案を広く市民の皆さんにお知らせするとともに、意見の募集を行うパブリック・コメントを実施し、計画内容に反映させました。

実施方法	市ホームページ、市役所・支所、市民協働まちづくりサロンにおける閲覧と意見募集
実施期間	令和6年11月18日～12月9日

<こども版パブリック・コメントの実施>

実施方法	市ホームページ、市内市立中学校における閲覧と意見募集
実施期間	令和6年11月18日～12月2日

第5節 SDG s の推進

- 第2次筑西市総合計画後期基本計画では、本計画に関連の深い分野で推進するSDG s（持続可能な開発目標）の目標（ゴール）を次のとおり位置付けています。

▼本計画に関連の深い分野で推進するSDG sの目標（第2次筑西市総合計画後期基本計画）

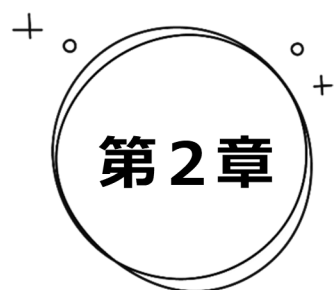
SDG sの目標	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	8 働きがいも経済成長も	11 住み続けられるまちづくりを	16 平和と公正をすべての人に
本計画に関連の深い分野								
20 出会い・結婚・出産・子育て環境の充実	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎
21 健康づくりの推進			◎					
23 地域福祉の推進	◎		◎	◎			◎	
30 青少年の健全育成				◎				◎

（参考）SDG s（持続可能な開発目標）の概要

SDG s（Sustainable Development Goals の頭文字をとって「エスディージーズ」という。）とは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界をめざす、17のゴール（目標）と169のターゲットから構成された国際目標です。これらは、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標であり、持続可能な世界を実現するための統合的取組です。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS





第2章

こども・若者、子育て家庭を 取り巻く状況

第1節 こども・子育てをめぐる動き

(1) 国の動向

■こども政策に係る主な法律・方針等

令和3年	12月21日	「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」閣議決定	…概要ア
令和5年	4月1日	「こども基本法」施行／「こども家庭庁」設置	…概要イ
	12月22日	「こども大綱」閣議決定	…概要ウ
		「こども未来戦略」閣議決定	…概要エ
令和6年	5月31日	「こどもまんなか実行計画 2024」閣議決定	…概要オ

■概要

ア こども政策の新たな推進体制に関する基本方針

少子化社会対策基本法（平成15年法律第133号）や子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）等に基づき、政府を挙げて、各般の施策に取り組んできたものの、少子化、人口減少に歯止めがかからない状況を踏まえ、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（こどもまんなか社会）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする。



- ✓こどもまんなか社会を目指すための新たな司令塔として、こども家庭庁を創設する。
- ✓別々に作成・推進されてきた、こども政策に係る大綱を一体的に作成・推進する。

イ こども基本法の制定、こども家庭庁の設置

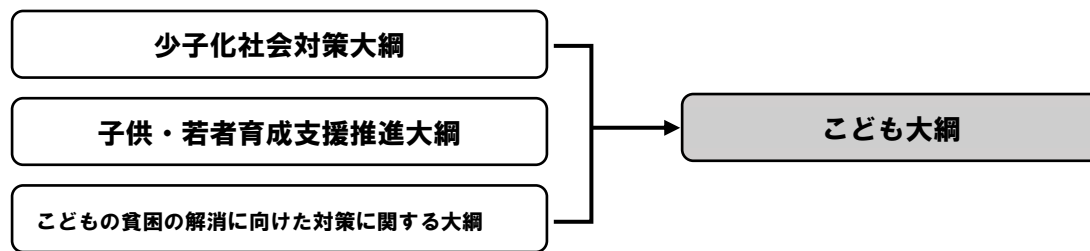
こども基本法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とし、従来、諸法律に基づいて国の関係省庁、地方自治体において進められてきたこどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤となるものとして制定された。

こども家庭庁は、こども・若者がぶつかるさまざまな課題を解決し、大人が中心になって作ってきた社会を「こどもまんなか」社会へと作り変えていくための司令塔として設置する。

ウ こども大綱

国が今後5年程度を見据えたこども施策の基本的な方針と重要事項等を定めたもの。

従来の少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱の3つがこども大綱に一元化された。



エ こども未来戦略

少子化・人口減少のトレンドを反転させるために取り組むべき政策強化の基本的方向を取りまとめたもの。

こども・子育て政策強化の基本理念

- ✓若者・子育て世代の所得を増やす
- ✓社会全体の構造・意識を変える
- ✓すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく

「加速化プラン」～今後3年間の集中的な取組

- ・子育て世帯の家計を応援（出産育児一時金、児童手当拡充、児童扶養手当拡充、住宅支援、医療費等負担軽減、大学等の授業料等減免支援拡大、授業料後払い制度 等）
- ・全てのこどもと子育てを応援（伴走型相談支援、産後ケア、こども誰でも通園制度、障害児等の地域での支援強化、放課後児童クラブ拡充、こども・若者の安心・安全な居場所づくり、ひとり親等のこどもへの学習支援 等）
- ・共働きや共育てを応援（男性育休取得推進、時短給付、看護休暇、自営業・フリーランスの育児期間の年金保険料免除 等）

オ こどもまんなか実行計画 2024

こども大綱に示された6つの基本的な方針及び重要事項に基づき、こども政策の具体的な取組を一元的に示したアクションプランである。こどもや若者の権利の保障に関する取組、「加速化プラン」等の少子化対策、こどもの貧困の解消に向けた対策をはじめとする困難な状況にあるこどもや若者・家族への支援に係る施策など、幅広い項目が示された。この計画は、毎年度策定される。



コラム 「こどもまんなか社会」

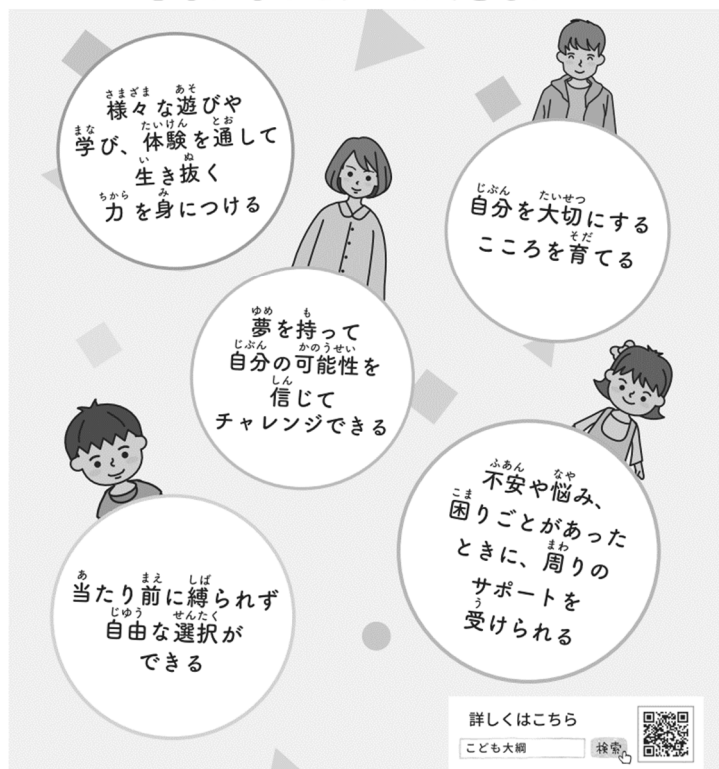
「こどもまんなか社会」

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会である。（こども大綱の原文）

こども まんなか

「こどもまんなか社会」とは

すべてのこども・若者が
心も体も幸せに生活できる社会



出典：こども家庭庁「こども大綱 チラシ（小学校低学年・中学年向け）」

(2) 茨城県の動向

- 茨城県では、令和2年3月に「茨城県次世代育成プラン」を策定しました。この計画は、次世代育成支援行動計画、子ども・子育て支援事業支援計画、子どもを虐待から守る基本計画、子どもの貧困対策に関する計画、社会的養育推進計画の各計画を一体的に策定したものです。
- 令和5年4月施行のこども基本法において、こども計画策定が県の努力義務とされたことから、こども基本法に規定される「こども大綱」の内容を勘案し、第2次茨城県総合計画と整合を図りつつ、令和7年3月に「茨城県こども計画」を策定します。

■計画概要

基本目標	全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現	
施策	(1) ライフステージを通じた取組	
こどもの権利の尊重		自殺対策
安心して子育てができる住宅・住環境の整備		交通安全教育
遊びや体験活動の推進		犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備
妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保		安全な交通環境の整備
特別支援教育等の充実		防犯対策、性犯罪などの犯罪被害者支援
子どもの貧困対策の推進及び学習支援事業の実施促進		地域の教育力の向上と少年非行への対応
児童虐待防止事案への対応		生活習慣の形成・定着
社会的擁護の推進		情報モラル教育の充実
ヤングケアラー支援		
施策	(2) ライフステージ別の取組	
①こどもの誕生から幼児期まで		幼児教育・保育人材の質の向上
安心してこどもを産み育てることのできる相談体制の整備		保育士・幼稚園教諭等の負担軽減
小児・周産期医療体制の充実		幼児教育・保育人材の確保
幼児期の学校教育・保育サービスの充実		就学前教育・家庭教育の推進
保育所等の整備と小規模保育事業や家庭的保育事業の促進		地域・家庭と連携した確かな学力の確立
多様な保育ニーズへの対応		
②学童期・思春期		不登校・ひきこもり等の青少年・若者への自立支援
地域住民の参画を得た学習活動・体験活動支援		国際感覚の育成
放課後の児童等の安全・安心な居場所づくり、豊かな心の育成		グローバル人材の育成
健やかな体の育成、健康教育の推進と性に関する指導の充実		キャリア教育・体験活動の推進
主体的・対話的で深い学びの推進、いじめ対策		こどもが安心して過ごすことができる質の高い公教育の再生等
③青年期		若者活動の支援
高等教育の修学支援、高等教育の充実		ボランティアの養成
就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組		福祉教育の充実
結婚を希望する男女に対する出会いの機会の提供		
施策	(3) 子育て当事者への支援に関する取組	
子育て家庭への経済的負担の軽減		県庁における働き方改革の推進
地域の子育て支援の充実		教育機会の確保
自分らしく働くワーク・ライフ・バランスの実現、女性が輝く環境づくり		家庭の教育費負担の軽減

(3) 本市の動向

- こども・若者に関連する本市の主な出来事を下表にまとめました。
- 近年は、「子育て世代包括支援センター」の開設、保育所や認定こども園の環境整備、放課後児童クラブの整備、「こども家庭センター」の開設を進めてきました。

■近年の主な出来事

年度	主な出来事
令和元年度	● 子ども家庭総合支援拠点を併設した「子育て世代包括支援センター」を開設 ● 同センターに母子保健コーディネーター、保健師（子ども家庭支援員や虐待対応専門員として）を配置（※平成29年10月より子育て支援コンシェルジュ配置）
令和2年度	● 協和保育所の民間移譲 ● 誕生祝金事業の開始 ● 地域創生学生交流事業の開始
令和3年度	● 認定こども園せきじょう整備開始（令和6年9月竣工）
令和4年度	● 五葉児童クラブ整備開始（令和6年4月受入開始）
令和5年度	● ちっくんひろば来場者10万人達成（令和5年6月30日） ● 公立小・中学校の給食費無償化
令和6年度	● 「こども家庭センター」を開設 ● 認定こども園せきじょう竣工

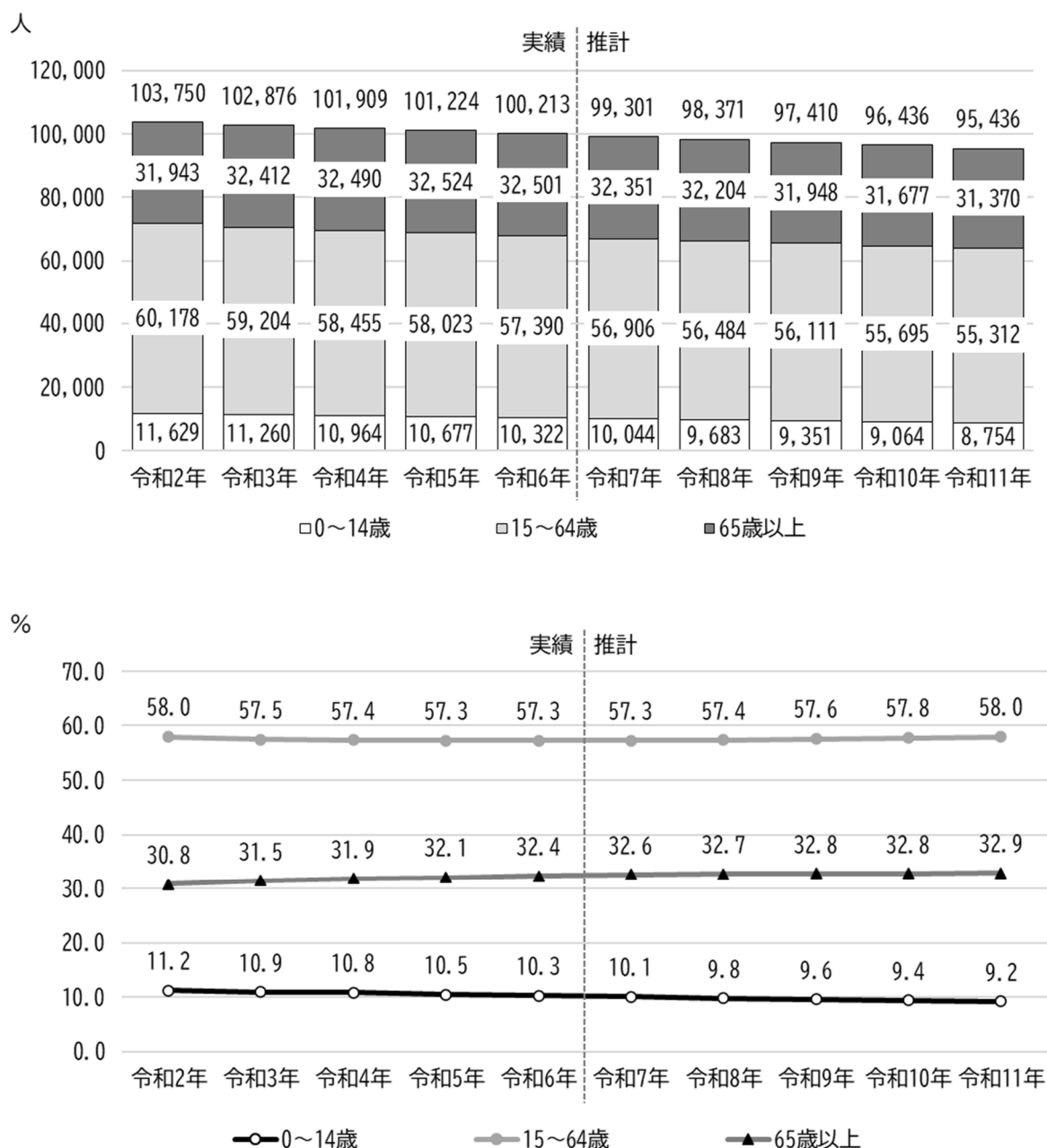


第2節 本市の状況

(1) 人口、出生等

- 本市の総人口は年々減少しています。この傾向が続いた場合、令和11（2029）年の総人口は95,000人台となる見込みです。
- 年齢3区分別人口をみると、0～14歳（年少人口）は令和6年4月1日現在で10,322人です。令和11（2029）年は約1,000人減少し、9,000人を下回る見込みです。
- 年齢3区分別人口の構成比でみると、0～14歳（年少人口）は総人口の約1割です。

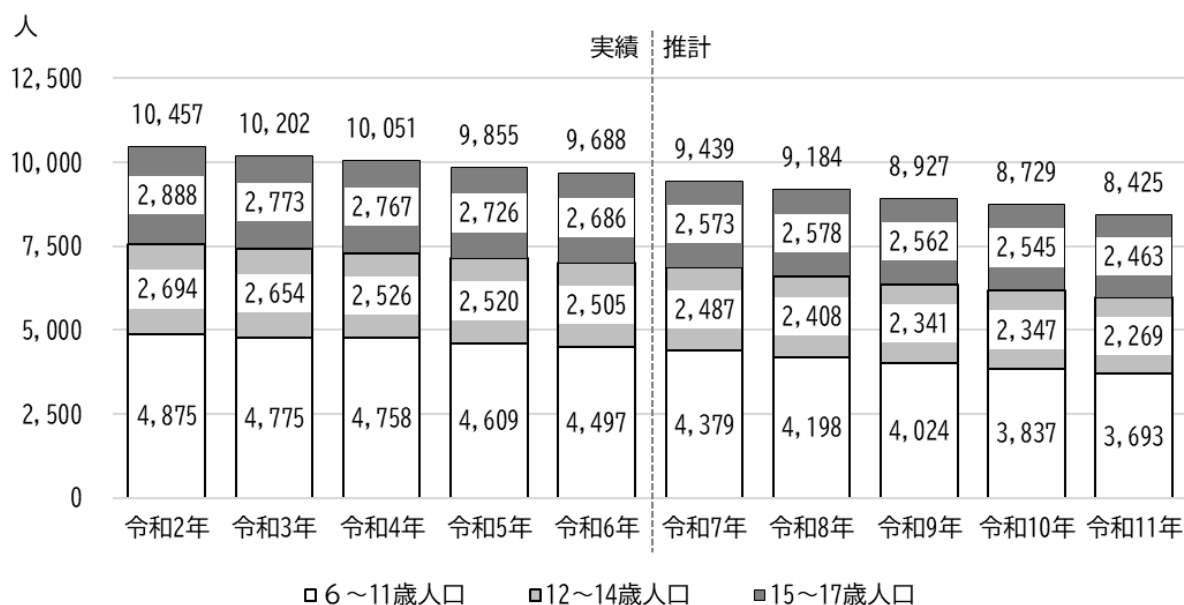
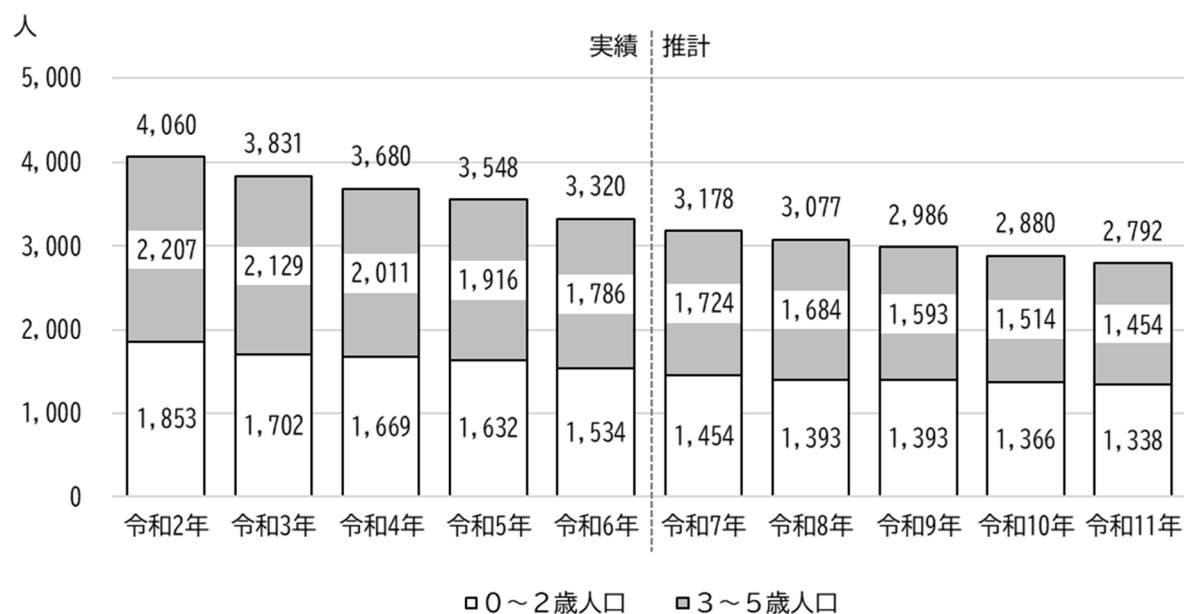
年齢3区分別人口の推移・推計（上）、同構成比（下）



出典：実績は住民基本台帳（各年4月1日）、推計は実績を基にコーホート変化率法で算出

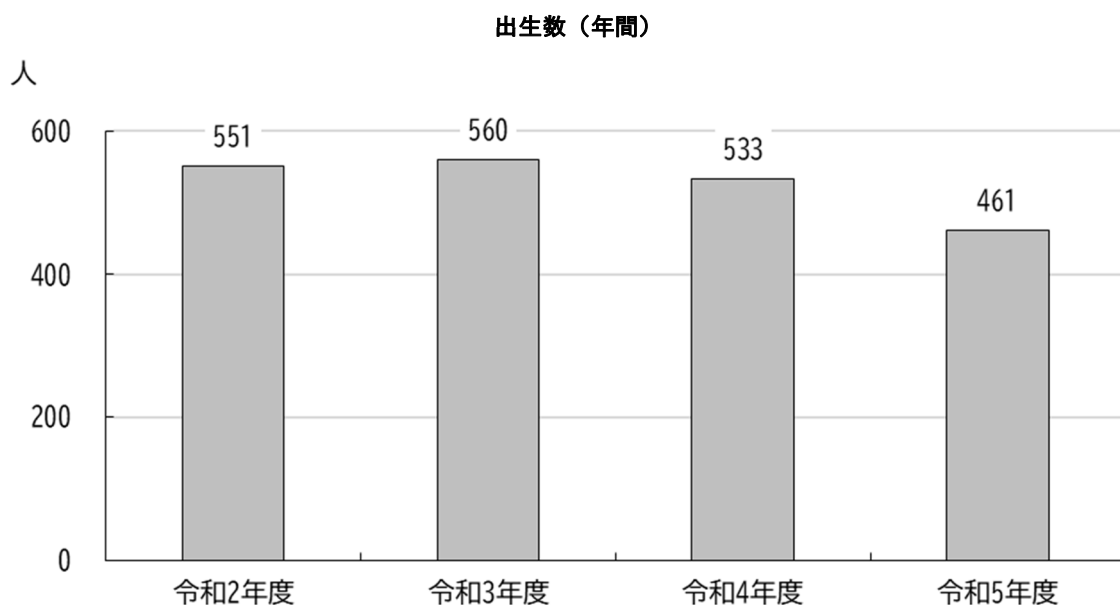
- 就学前の0～5歳人口は、令和6年4月1日現在で3,320人です。令和11（2029）年は約500人減少し、2,800人程度となる見込みです。
- 小学生から高校生の年齢にあたる6～17歳人口は、令和6年4月1日現在で9,688人です。令和11（2029）年は約1,300人減少し、8,400人程度となる見込みです。

0～5歳人口の推移、R11推計（上）、6～17歳人口の推移、R11推計（下）



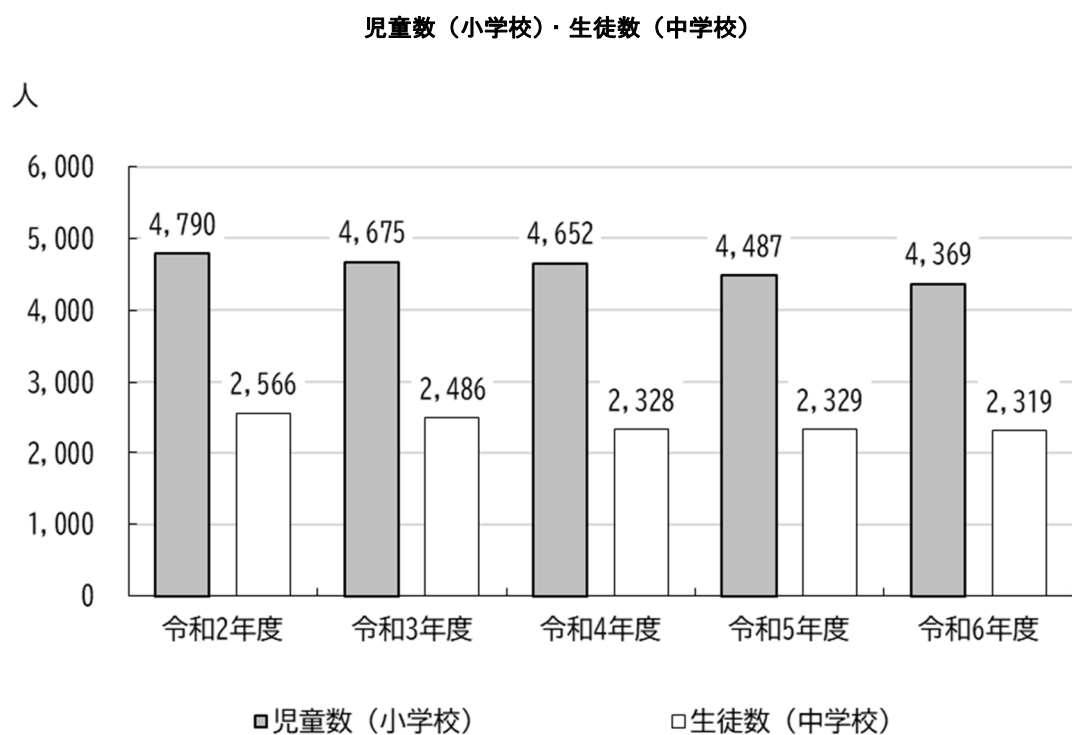
出典：実績は住民基本台帳（各年4月1日）、推計は実績を基にコーホート変化率法で算出

- 出生数（年間）は令和５年度が４６１人であり、前年度まで３年間続いた年間５００人台を下回りました。



出典：企画課（各年度の４月届出分から翌年３月届出分の合計）

- 令和２～６年度にかけて、０～１４歳（年少人口）の減少に伴い、児童数（小学校）も生徒数（中学校）も減少しています。



出典：学務課（各年度５月１日時点）

(2) 教育・保育に関する事業等の状況

<教育・保育に関する事業>

- 少子化による人口減少の影響により、教育・保育事業の利用者数は全体的に減少しました。その中で、2号認定（3歳以上の保育利用）と3号認定（3歳未満の保育利用）の申込率は上昇しており、保育需要が依然として高くなっています。
- 計画的に施設の整備を進め、年度ごとに利用定員の見直しを行ったため、令和2～6年度の待機児童は発生していません。

1号認定（3歳以上で「教育」が必要な就学前児童）（各年度4月1日現在）（単位：人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3～5歳児	推計	2,178	2,107	1,972	1,929	1,852
	実績	2,207	2,129	2,011	1,916	1,786
①量の見込み（申込率）		662 (30.4%)	584 (27.7%)	514 (26.1%)	465 (24.1%)	396 (21.4%)
②確保方策	特定教育・保育施設	1,106	1,049	1,005	900	736
③利用実績（入所者数）（申込率）		709 (31.2%)	655 (30.1%)	580 (28.8%)	520 (27.1%)	448 (25.0%)
②－③増減		397	394	425	380	288

2号認定（3歳以上で「保育」が必要な就学前児童）（各年度4月1日現在）（単位：人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3～5歳児	推計	2,178	2,107	1,972	1,929	1,852
	実績	2,207	2,129	2,011	1,916	1,786
①量の見込み（申込率）		1,367 (61.9%)	1,378 (65.4%)	1,370 (69.5%)	1,377 (71.4%)	1,390 (75.1%)
②確保方策		1,529	1,549	1,535	1,496	1,501
	特定教育・保育施設	1,505	1,525	1,511	1,472	1,477
	認可外保育施設等	24	24	24	24	24
③利用実績（入所者数）（申込率）		1,344 (60.9%)	1,318 (61.9%)	1,340 (66.6%)	1,320 (68.9%)	1,282 (71.8%)
②－③増減		185	231	195	176	219

3号認定（3歳未満で「保育」が必要な就学前児童）（各年度4月1日現在）（単位：人）

			令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
０～２歳児	推計		1,898	1,824	1,808	1,765	1,721
		０歳	608	593	576	565	551
		１～２歳	1,290	1,231	1,232	1,200	1,170
	実績		1,853	1,702	1,669	1,632	1,534
		０歳	537	528	550	515	446
		１～２歳	1,316	1,174	1,119	1,117	1,088
①量の見込み		872	866	879	881	886	
	０歳 （申込率）	138 (22.7%)	142 (23.9%)	146 (25.3%)	148 (26.2%)	153 (27.8%)	
	１～２歳 （申込率）	734 (56.9%)	724 (58.8%)	733 (59.5%)	733 (61.1%)	733 (62.6%)	
②確保方策		956	973	979	973	987	
	特定教育・保育施設	903	920	926	920	934	
	特定地域型保育事業	17	17	17	17	17	
	認可外保育施設等	36	36	36	36	36	
③利用実績（入所者数）		829	791	804	790	786	
	０歳 （申込率）	96 (17.9%)	92 (17.4%)	107 (19.5%)	92 (17.9%)	75 (16.8%)	
	１～２歳 （申込率）	733 (55.7%)	699 (59.5%)	697 (62.3%)	698 (62.5%)	711 (65.3%)	
②－③増減		127	182	175	183	201	

<地域子ども・子育て支援事業>

- 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業は利用者の増加がみられた一方、その他の多くの事業で利用者数が減少しました。この要因は、令和2～4年度にかけて新型コロナウイルス感染症に伴う制限の影響と考えられます。また、新型コロナウイルス感染症の5類移行後の令和5年度以降も利用者数がコロナ禍以前を下回った要因としては、就学前児童数の減少、育児休業の普及、時短勤務やテレワーク等の働き方の変化などが推測されます。
- 令和6年度に「こども家庭センター」を開設し、子育て世代の相談支援体制を強化しました。

①放課後児童健全育成事業（各年度4月1日現在）（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,279	1,299	1,339	1,339	1,339
②確保方策	1,279	1,299	1,339	1,339	1,339
③利用実績	1,340	1,408	1,474	1,464	1,561
②-③増減	△ 61	△ 109	△ 135	△ 125	△ 222
● 共働き世帯や核家族の増加など社会状況等の変化を受け、放課後児童クラブへのニーズが高まっていることに対応するため、児童クラブの新設や、各クラブの支援単位数を増やすことにより、受入れ可能児童数の増加を図った結果、令和2年度から令和6年度の全ての年度において計画値を上回る実績となりました。					

②時間外保育事業（延長保育事業）（単位：人）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み	718	693	666	651	629
②確保方策	718	693	666	651	629
③利用実績	479	436	430	473	450
②-③増減	239	257	236	178	179
● 新型コロナウイルス感染症が5類へ移行されたにも関わらず、令和5年度は利用実績がコロナ禍よりも減少しました。 ● 保護者の働き方に時短勤務やテレワークなど柔軟な働き方が浸透したこと、父親の育児への積極的な参加率の向上、また、全体的な人口減少による自然減と推測されます。					

③-1 一時預かり事業（一般型）（単位：人日）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み	9,083	9,181	9,432	9,556	9,839
②確保方策	9,083	9,181	9,432	9,556	9,839
③利用実績	2,394	1,284	1,476	1,263	1,814
②-③増減	6,689	7,897	7,956	8,293	8,025
● 新型コロナウイルス感染症の5類移行により、利用者数がコロナ流行前に戻りつつありますが、計画値を下回る実績となりました。 ● 共働き世帯が増え、保育施設に低年齢児から入所させる世帯が増えた結果、一時預かり事業（一般型）の利用者が減少したと推測されます。					

③-2 一時預かり事業（幼稚園型）（単位：人日）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み	20,326	20,492	21,343	21,819	23,313
②確保方策	20,326	20,492	21,343	21,819	23,313
③利用実績	13,347	13,574	8,871	9,293	10,049
②-③増減	6,979	6,918	12,472	12,526	13,264
● 新型コロナウイルス感染症の5類移行により、利用者数がコロナ流行前に戻りつつありますが、1号認定の利用児童数が全体的に減少傾向にあるため、計画値を下回る実績となりました。					

④病児保育事業（病児対応型・病後児対応型）（単位：人日）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み	496	511	526	541	556
②確保方策	496	511	526	541	556
③利用実績	755	389	671	724	900
②-③増減	△ 259	122	△ 145	△ 183	△ 344
茨城県西部メディカルセンターにおける病児保育事業が近隣自治体にも認知され、桜川市、下妻市の利用者が増加したこと、また、新型コロナウイルス感染症の5類移行により、全体的な利用者数が増加したため、計画値を上回る実績になりました。					

⑤ファミリー・サポート・センター事業（単位：人日）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み	645	635	631	605	588
②確保方策	645	635	631	605	588
③利用実績	682	798	618	823	1,015
④会員数	281	302	316	341	363
①-③増減	△ 37	△ 163	13	△ 218	△ 427
共働き世帯や核家族の増加など社会状況等の変化を受け、「通園・通学等の際の送迎」や「買い物・リフレッシュ等外出の際のこどもの預かり」を希望する利用会員が増加しました。					

⑥子育て短期支援事業（ショートステイ）（単位：人日）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み	76	73	70	69	66
②確保方策	76	73	70	69	66
③利用実績	0	0	7	0	0
②-③増減	76	73	63	69	66
契約事業所を増やしたが、施設の受け入れ体制が整わずに利用につながらないケースもあり、その際は他の子育て支援サービスの利用につながりました。					

⑦地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）利用児童数（単位：人回）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み	21,467	22,333	23,262	24,170	24,507
②確保方策	21,467	22,333	23,262	24,170	24,507
③利用実績	11,944	9,445	7,479	3,021	3,018
②-③増減	9,523	12,888	15,783	21,149	21,489
- 令和4年度をもって公営あけの子育て支援センターを廃止しました。 - 地域子育て支援拠点としての実績は減少しましたが、認定こども園において、子育て支援事業の充実を図りました。（参考：令和5年度認定こども園子育て支援事業実施施設数：25 か所・利用児童数 9,113 名）					

⑧利用者支援事業（単位：か所）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み	2	2	2	2	2
②確保方策	2	2	2	2	2
③利用実績	2	2	2	2	2
②-③増減	0	0	0	0	0
- 利用量の見込みに応じた確保ができました。 - 令和6年度からは、新たに開設した「こども家庭センター」で子育て世代の相談支援を行っています。					

⑨妊婦に対する健康診査（単位：人）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み	8,401	8,194	7,959	7,807	7,614
②実受診者数	600	585	569	559	545
③確保方策	8,401	8,194	7,959	7,807	7,614
④実績	7,067	6,550	6,783	6,251	5,683
⑤手帳交付数	594	526	547	514	495
③-④増減	1,334	1,644	1,176	1,556	1,931
● 妊娠届出のあった妊婦に対し、母子健康手帳の交付の際に健康相談を行い、安全な妊娠・出産のために支援しました。 ● 妊娠届出数はやや減少していますが、この要因は人口減少に伴うものと推測されます。					

⑩乳児家庭全戸訪問事業（単位：人）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み	578	563	547	537	523
②確保方策	578	563	547	537	523
③出生数	557	555	555	538	461
④実績	532	522	550	541	460
②-④増減	46	41	△ 3	△ 4	63
④÷③実施率	95.5%	94.1%	99.1%	100.6%	99.8%
● 訪問できなかった家庭の状況も生後4か月までに全数把握しました。 ● 乳児家庭への全戸訪問に努め、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握と支援を行いました。					

⑪養育支援訪問事業（単位：人）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①量の見込み	114	114	114	114	114
②確保方策	114	114	114	114	114
③利用実績	77	147	95	78	72
②-③増減	37	△ 33	19	36	42
● 家庭の状況に合わせ、関係機関と連携しながら、早期把握、継続支援につなげました。また、母子保健事業の充実化に伴い、訪問以外の支援も増加傾向にあり、把握した家庭は全数指導・助言等を行いました。					

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業（単位：人）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	10	1	0	0	1
● 食事の提供に関する費用の助成（新制度に移行していない幼稚園の利用者のうち、要件を満たす対象者に助成）を行いました。					

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実績	0	0	0	1	0
● 令和3年度から「小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担の軽減を図る」ための事業が新たに加わり、当該事業者を利用する児童がいる世帯に支給しました。					



アンケートでみる市民意向

アンケート調査報告書は筑西市ホームページで閲覧できます。

二次元コードかURLからアクセスしてください。

(URL) https://www.city.chikusei.lg.jp/jgcms/admin81037/page_view.php?code=12105



▼就学前児童の家庭類型（就学前保護者調査 複数設問を掛け合わせた結果）

- 保護者の就労状況からみる就学前児童の家庭類型はタイプA（ひとり親）とタイプB（両親ともフルタイム就労）が第2期計画時調査（H31）から増加しています（数値に*）。

潜在家庭類型 （%）	タイプA ひとり親	タイプB フル×フル	タイプC フル×パート	タイプC' フル×パート短 時間	タイプD 専業主婦(夫)
H31	5.2	44.8	24.0	8.5	15.8
R6	*7.0	*57.0	19.1	2.6	14.3

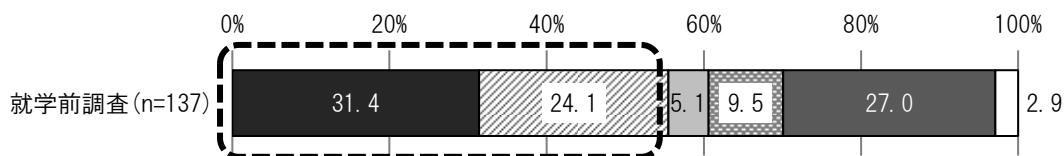
▼育児休業の取得状況（就学前保護者調査問24）

- 今回調査（R6）で「取得した（取得中である）」は、母親、父親ともに第2期計画時調査（H31）から大きく増加しています（数値に*）。

（%）		働いていなかった	取得した （取得中である）	取得していない	不明・無回答
母親	H31	40.7	45.9	11.6	1.8
	R6	20.0	*65.9	10.5	3.6
父親	H31	1.0	1.3	85.5	12.2
	R6	0.0	*16.7	76.7	6.6

▼こども誰でも通園制度（仮称）の利用意向（就学前保護者調査問21 0～2歳児保護者が回答）

- こども誰でも通園制度（仮称）について、「利用したい」と「どちらかという利用したい」をあわせて半数以上（55.5%）となっています。



■ 利用したい

▨ どちらかという利用したい

▤ どちらかという利用したいとは思わない

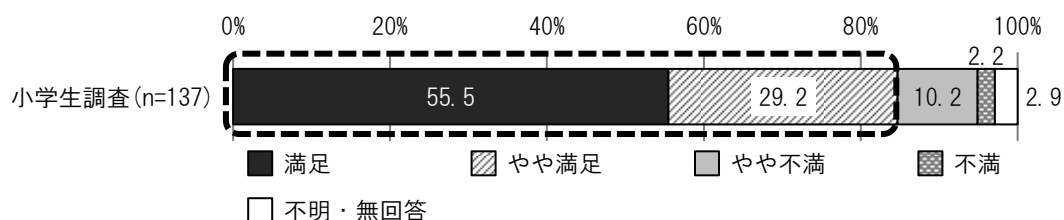
▧ 利用したいとは思わない

■ わからない

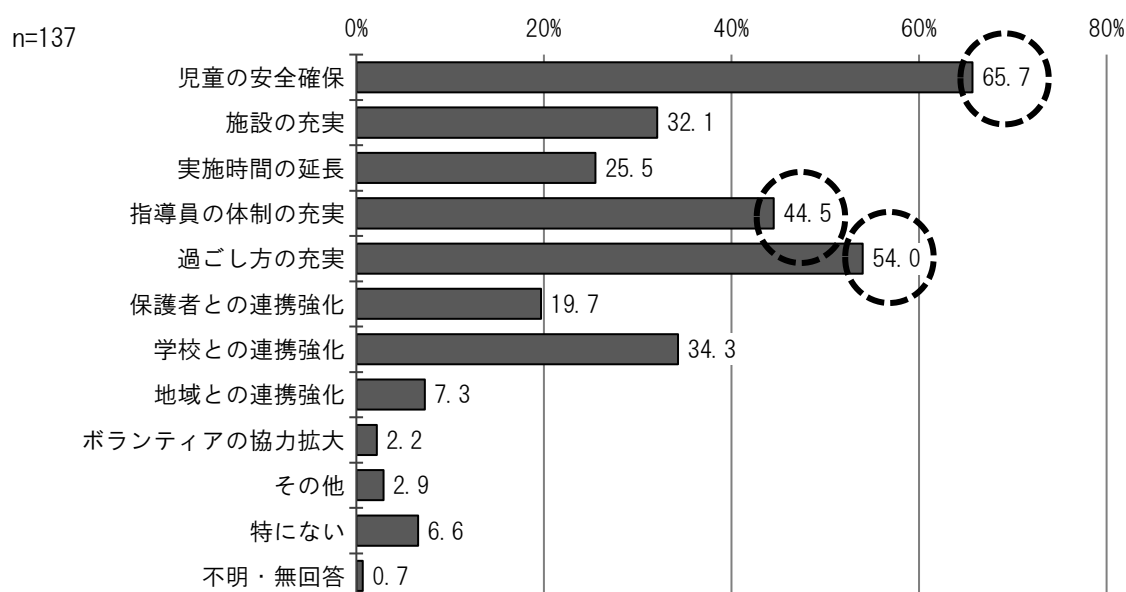
□ 不明・無回答

▼放課後児童クラブの満足度、望むこと（小学生保護者調査問 18-1、18-2 利用者が回答）

- 放課後児童クラブの満足度は、「満足」と「やや満足」をあわせて 84.7%となっています。



- 放課後児童クラブに望むことは、「児童の安全確保」、「過ごし方の充実」、「指導員の体制の充実」などを挙げています。



▼市の事業の認知度（就学前保護者調査問 17）

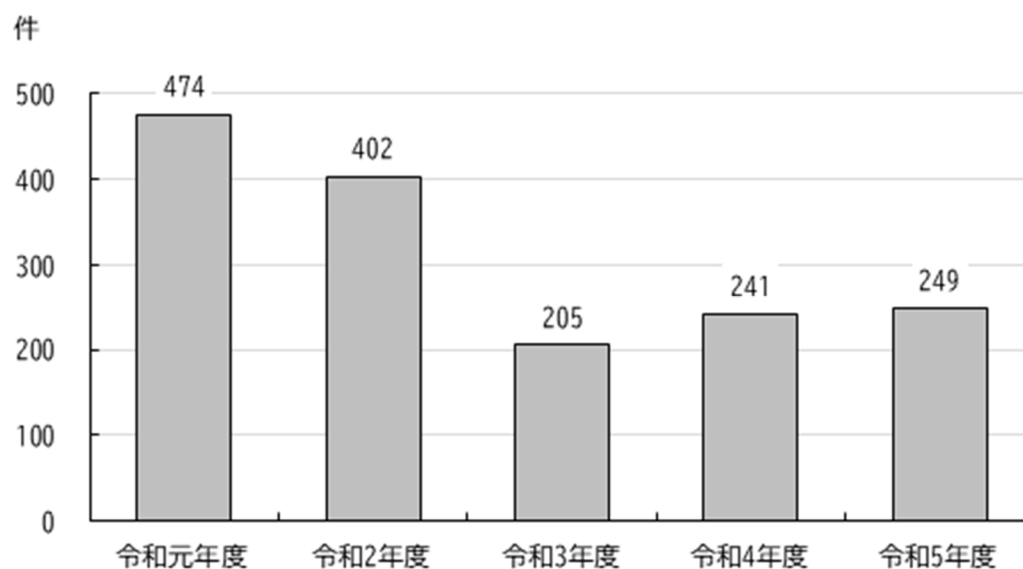
- 10 事業のうち、認知度が 50%未満は半数（5 事業）あります（数値に*）。
- 事業の利用経験は「⑦子育て支援センター、ちっくんひろば」が最も多く、事業の利用希望は「⑦子育て支援センター、ちっくんひろば」、次いで「③放課後児童クラブ」が 6 割前後と多くなっています（数値に*）。

事業名	A 認知度	B 利用経験	C 利用希望
①利用者支援事業	*33.3%	12.3%	25.6%
②時間外保育事業（延長保育事業）	74.8%	23.3%	48.5%
③放課後児童クラブ	78.3%	16.8%	*58.3%
④ショートステイ事業	*11.3%	-	8.7%
⑤こんにちは赤ちゃん事業	*41.4%	27.8%	26.2%
⑥養育支援訪問事業	*12.3%	1.9%	11.7%
⑦子育て支援センター、ちっくんひろば	88.3%	*73.1%	*64.4%
⑧一時預かり事業	63.8%	17.2%	34.3%
⑨病児・病後児保育事業	57.6%	9.4%	39.8%
⑩ファミリー・サポート・センター事業	*33.7%	1.9%	21.4%

(3) こども・子育ての状況

- 子育てに係る相談件数は年間 400 件台でしたが、コロナ禍で収容人数や活動を制限した影響もあり、令和 3～5 年度は大きく減少しました。内容としては、食事面及び健康・生活面での相談が多くありました。

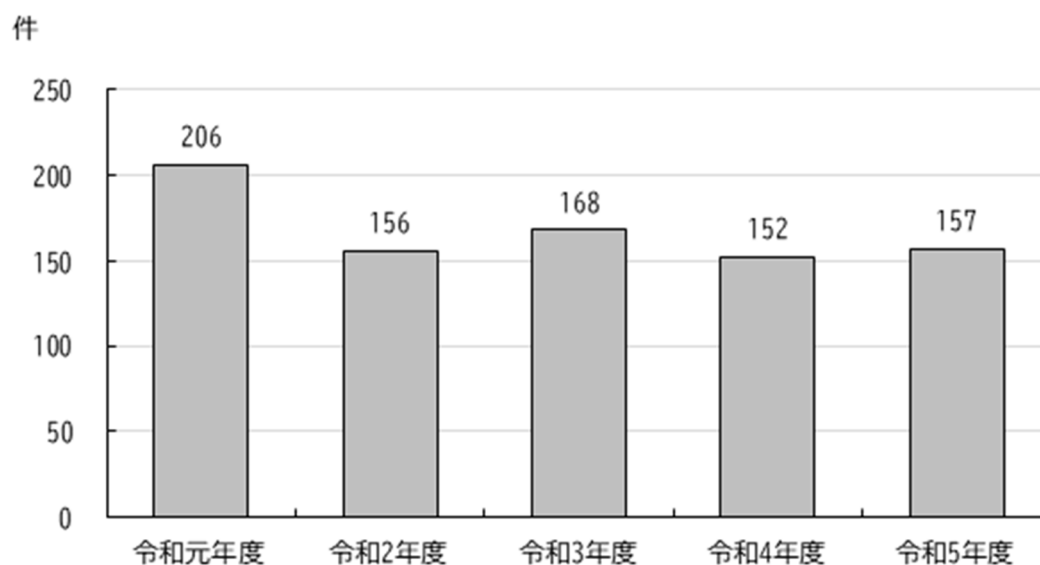
しもだて子育て支援センター相談件数



出典：母子保健課

- 就学に係る相談件数（小学校入学前）は、令和 2 年度以降、年間 160 件前後です。

就学相談件数



出典：教育委員会指導課

- 知的障害児数（療育手帳所持者数）は、18 歳未満はゆるやかな増加傾向がみられます。18 歳以上は、令和 5 年度までは 560 人程度で横ばいでしたが、令和 6 年度はそれまでより 80 人以上の増加となりました。

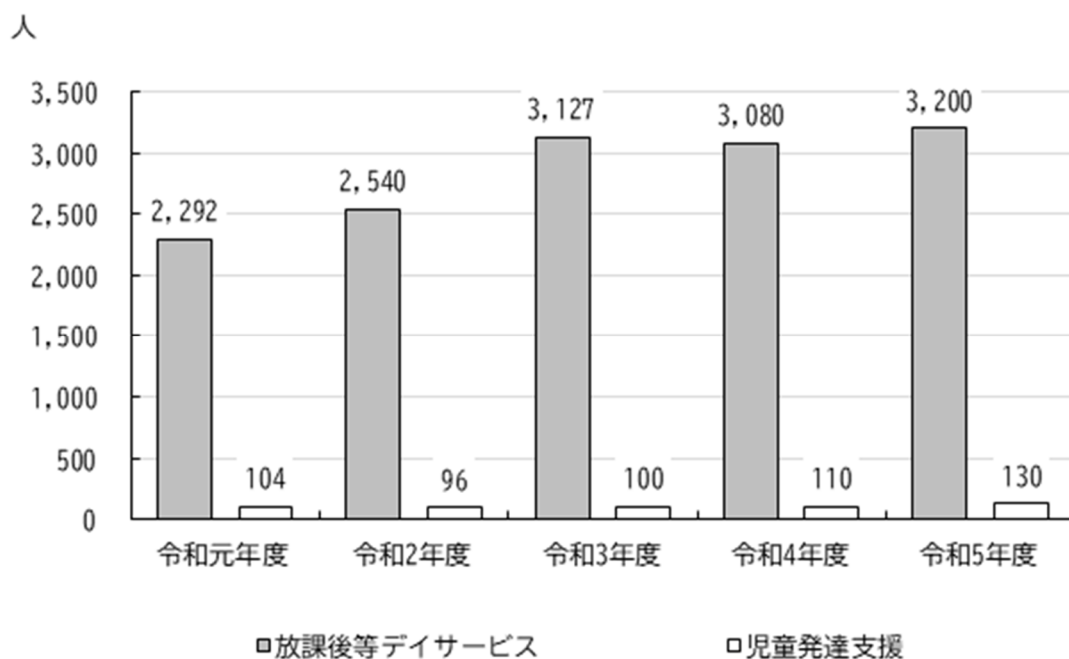
知的障害児数（療育手帳所持者数）（人）

	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
18 歳未満	209	229	237	242	247	276
18 歳以上	576	543	539	550	564	645
総数	785	772	776	792	811	921

出典：障がい福祉課（各年 4 月 1 日時点）

- 障害等に係る放課後等デイサービス対象者数は、令和元年度の 2,292 人から令和 5 年度は 3,200 人に急増しました。児童発達支援対象者数も令和 5 年度は 130 人に増加しました。

障害児の放課後等デイサービス、児童発達支援対象者数



出典：障がい福祉課

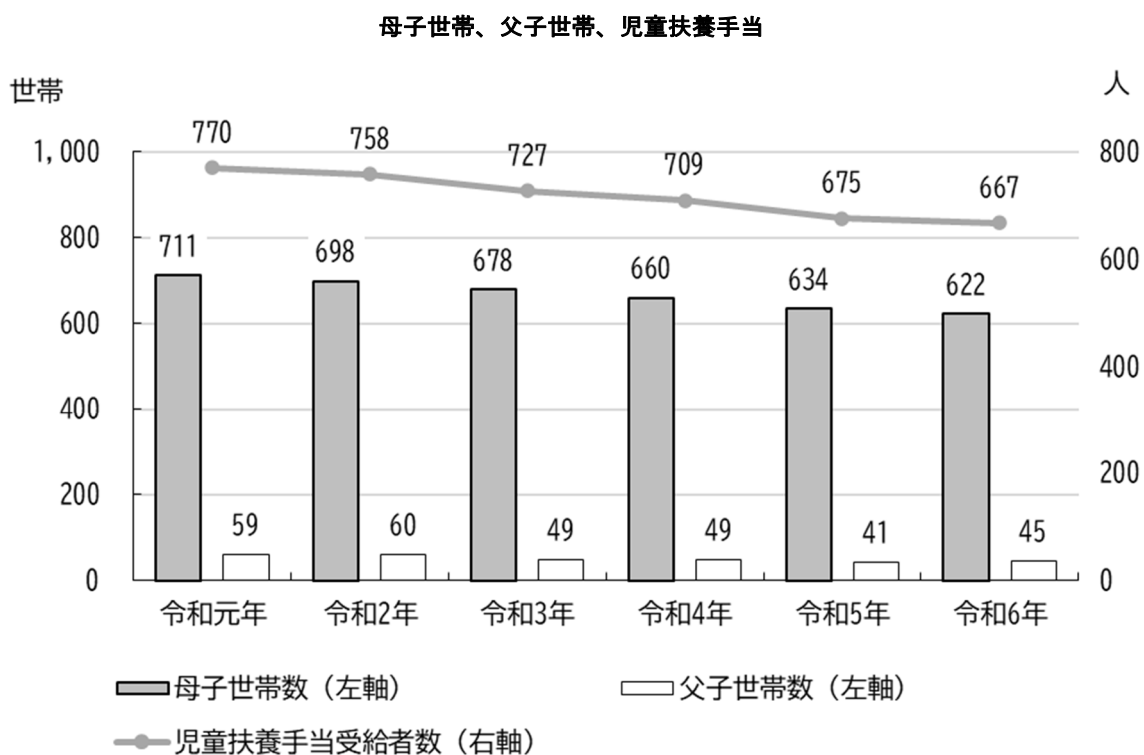
- 国の定める指定難病患者数は、ゆるやかな増加傾向がみられます。小児慢性特定疾病患者数は 80～100 人程度で横ばいです。

指定難病、小児慢性特定疾病患者数（人）

	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
指定難病	615	656	742	738	762	784
小児慢性特定疾病	101	89	105	88	86	83
総数	716	745	847	826	848	867

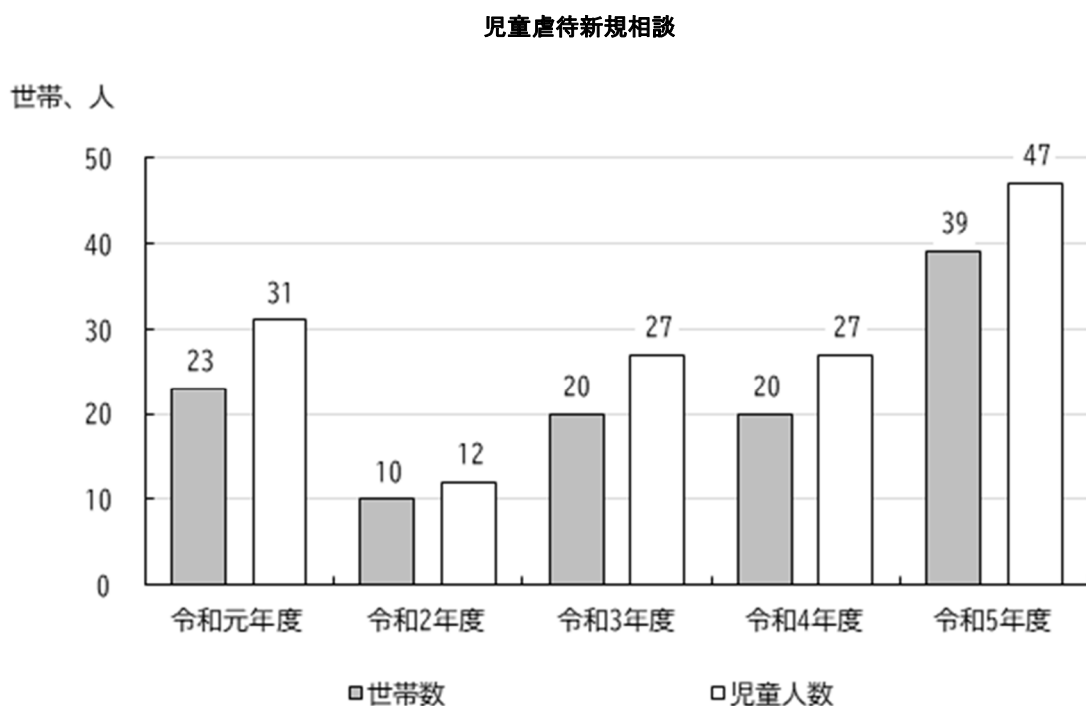
出典：障がい福祉課（各年 4 月 1 日時点）

- ひとり親世帯の状況は、母子世帯、父子世帯、児童扶養手当受給者数ともに、ゆるやかな減少傾向となっています。



出典：こども課（各年4月1日）

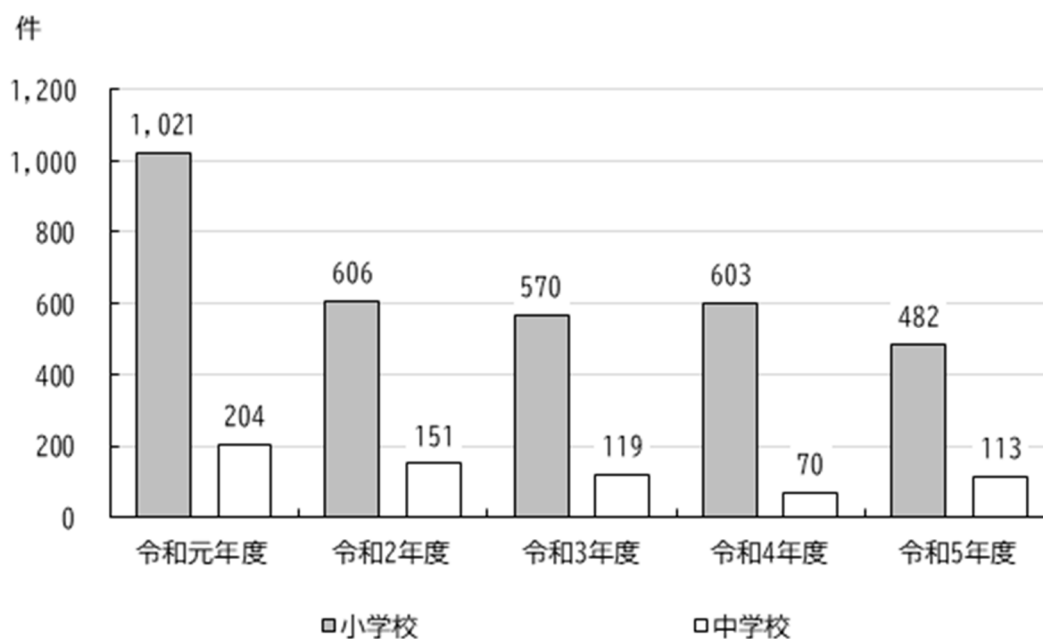
- 児童虐待新規相談の世帯数と児童人数は、コロナ禍で一時的に減少した後に再び増加し、令和5年度はコロナ禍以前の令和元年度を上回りました。



出典：母子保健課

- いじめ認知件数は小学校の方が多く、令和元年度に 1,000 件台、令和 2 年度以降は 400 ～600 件台でした。
- 中学校では令和元年度に 200 件台、令和 2 年度以降は 70～100 件台でした。

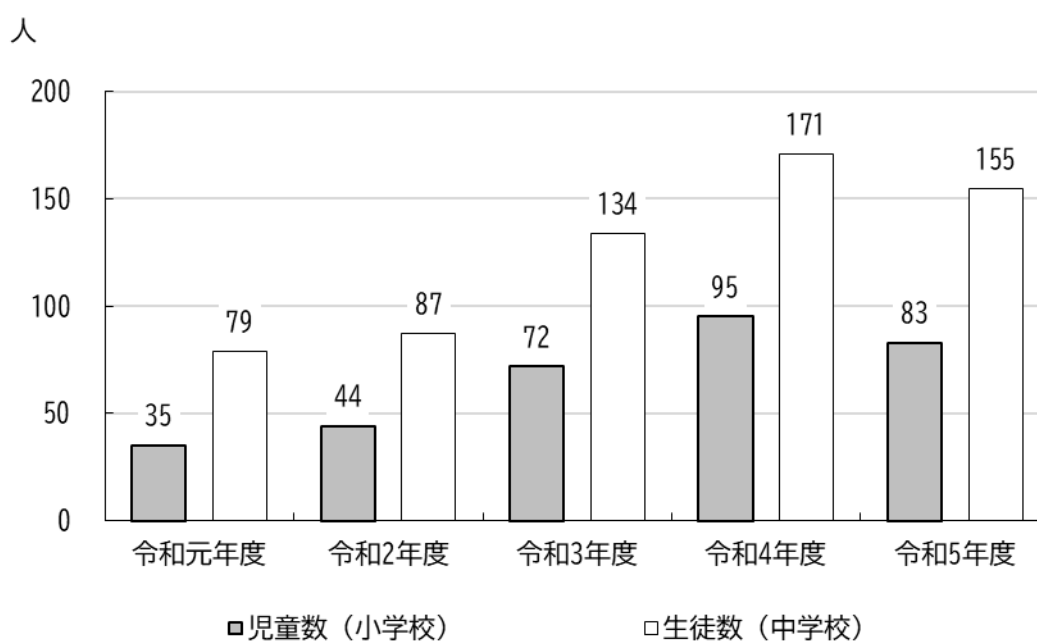
いじめ認知件数



出典：教育委員会指導課

- 不登校は、児童数（小学校）、生徒数（中学校）ともに増加傾向がみられます。人数は生徒数（中学校）の方が多く、令和 4 年度は 171 人となり、児童数（小学校）でも令和 4 年度は 95 人となりました。令和 5 年度は児童数（小学校）、生徒数（中学校）ともに前年度から若干減少しました。

不登校児童数（小学校）・生徒数（中学校）



※筑西市全小中学校における該当児童生徒の合計人数

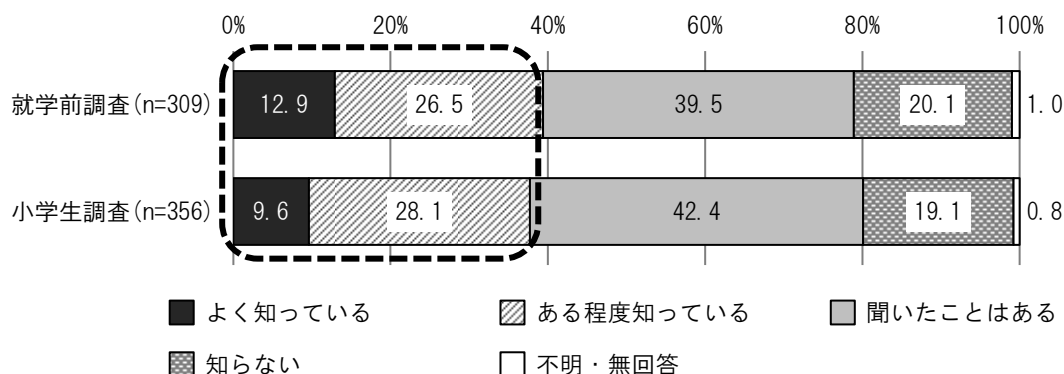
出典：教育委員会指導課



アンケートでみる市民意向

▼こどもの権利の認知度や仕組み

- 「こどもの権利」の認知度は、「よく知っている」と「ある程度知っている」をあわせると、就学前児童の保護者、小学生の保護者はともに3割台後半です。(就学前保護者調査問30、小学生保護者調査問28)

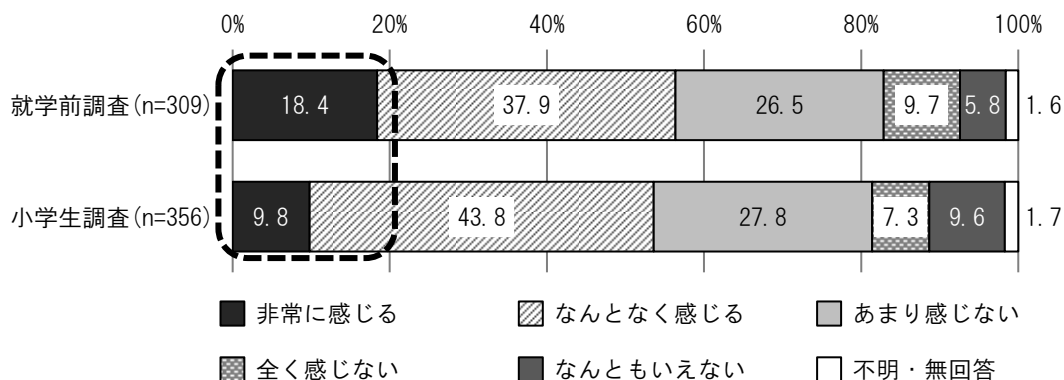


- 「こどもの権利」の認知度は、「知っている」と「ある程度知っている」をあわせると、小学5年生の保護者、中学2年生の保護者はともに5割半ばです。(生活実態調査問43)
- 「こどもの権利」を守るための仕組みについての1位は、就学前児童の保護者と小学生の保護者は「家庭で守ることができるよう、大人たちに「こどもの権利」について、もっと伝える」、小学5年生の保護者と中学2年生の保護者の全体は「こどもに「こどもの権利」について、もっと学校で教える」です。(就学前保護者調査問33、小学生保護者調査問31、生活実態調査問46)

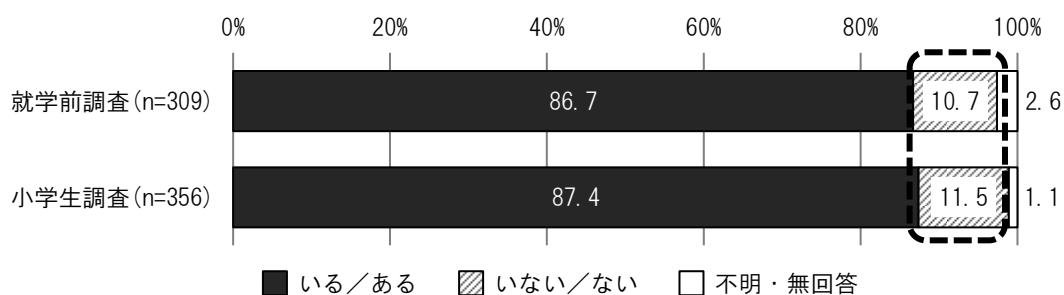
上位	就学前調査	小学生調査	生活実態調査
1位	家庭で守ることができるよう、大人たちに「こどもの権利」について、もっと伝える 46.6%	家庭で守ることができるよう、大人たちに「こどもの権利」について、もっと伝える 44.7%	こどもに「こどもの権利」について、もっと学校で教える 37.5%
2位	こどもが困ったときに誰にも知られず相談できる場所が地域にある 40.5%	こどもに「こどもの権利」について、もっと学校で教える 41.9%	家庭で守ることができるよう、大人たちに「こどもの権利」についてもっと伝える 36.7%
3位	こどもに「こどもの権利」について、もっと学校で教える 38.8%	こどもが困ったことや大人に伝えたいことを、伝えるサポートをしてくれる人がいる 35.7%	こどもが困ったことや大人に伝えたいことを、伝えるサポートをしてくれる人がいる 36.3%

▼子育てに関する困りごと・悩み

- 子育てに不安感や負担等を「非常に感じる」割合は、就学前児童の保護者 18.4%、小学生の保護者 9.8%です。(就学前保護者調査問 25、小学生保護者調査問 21)



- 子育て（教育を含む）で気軽に相談できる人・場所が「いない／ない」割合は、就学前児童の保護者 10.7%、小学生の保護者 11.5%です。(就学前保護者調査問 27、小学生保護者調査問 24)



- 子育てで困ったこと・悩んでいることの1位は、就学前児童の保護者は「こどもの遊ばせ方やしつけのこと」、小学生の保護者は「こどもの成長や発育のこと」です。(就学前保護者調査問 26、小学生保護者調査問 22)

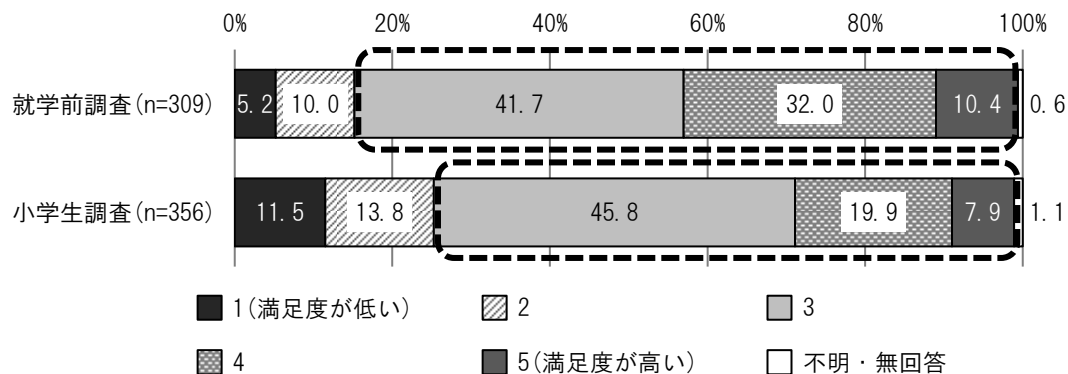
上位	就学前調査		小学生調査	
1位	こどもの遊ばせ方やしつけのこと	43.4%	こどもの成長や発育のこと	29.5%
2位	こどもの成長や発育のこと	40.8%	こどもの遊ばせ方やしつけのこと	29.2%
3位	こどもの食事や栄養のこと	34.3%	こどもとの時間が充分取れないこと	23.0%

- 必要と思う相談方法の1位は、就学前児童の保護者は「24 時間対応の子育て電話相談」、小学生の保護者は「保育所や児童館等の身近な場所での相談」です。(就学前保護者調査問 28、小学生保護者調査問 25)

上位	就学前調査		小学生調査	
1位	24 時間対応の子育て電話相談	38.2%	保育所や児童館等の身近な場所での相談	27.8%
2位	夜間・休日の相談	36.2%	24 時間対応の子育て電話相談	26.7%
3位	インターネットによる相談	35.3%	インターネットによる相談	26.1%

▼子育ての環境や支援への評価・希望

- 本市の子育ての環境や支援に関する満足度（「3ふつう」～「5満足」の合計）は、就学前児童の保護者 84.1%、小学生の保護者 73.6%です。（就学前保護者調査問 29、小学生保護者調査問 26）
- 本市の子育ての環境や支援に関する満足度の加重平均値を経年比較すると、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに第2期計画時調査（H31）から上昇しています。



区分	H26	H31	R6
就学前児童の保護者	2.79 点	2.67 点	3.32 点
小学生の保護者	2.57 点	2.74 点	2.99 点

【加重平均値】選択肢 5（満足度が高い）＝5点、4＝4点、3＝3点、2＝2点、1（満足度が低い）＝1点と点数化し、回答者人数で平均したもの。

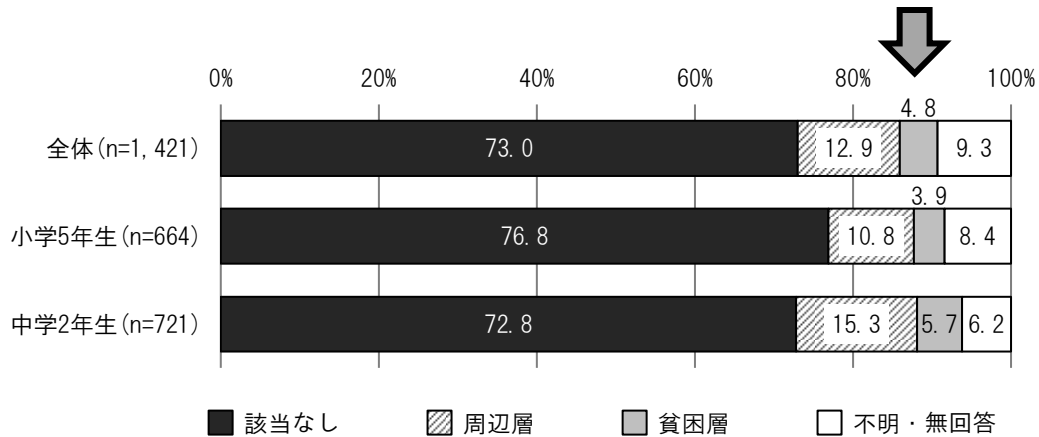
- 充実してほしい子育て支援は、1～3年生（低学年）の保護者、4～6年生（高学年）の保護者ともに「公園や遊び場等、こどもの居場所」と「子育てに関する経済的支援」を上位に挙げています。（小学生保護者調査問 27）

上位	1～3年生（低学年）	4～6年生（高学年）
1位	公園や遊び場等、こどもの居場所 60.2%	子育てに関する経済的支援 55.3%
2位	子育てに関する経済的支援 49.7%	公園や遊び場等、こどもの居場所 49.1%
3位	夜間、休日診療等の医療機関の体制 44.0%	犯罪や事故からこどもを守る取り組み 30.4%

▼子育て家庭の生活困難の状況（生活実態調査）

【貧困層・周辺層の考え方】低所得・家計のひっ迫・体験や所有物の欠如の3項目のうち、2項目以上に該当する回答を「貧困層」、1項目に該当する回答を「周辺層」とした。

- 今回の調査における「貧困層」は小学5年生で3.9%、中学2年生で5.7%です。（保護者調査 複数設問を掛け合わせた結果）



- 子育ての悩みについて、周辺層・貧困層では「こどもの教育費」「こどもと接する時間がとれない」が全体と比べて多くなっています。（保護者調査問13）

(%)

	こどもが勉強しない、または成績が悪い	こどもの進学、受験	こどもの友人関係	こどもの教育費	こどもの身体の発育や病気、健康状態	こどもの非行や問題行動	こどもが学校に行きたがらないこと
全体 (n=782)	43.9	53.1	44.2	38.4	26.1	5.2	6.8
該当なし (n=551)	41.0	51.4	44.6	31.4	24.7	4.9	5.4
周辺層 (n=129)	55.0	61.2	47.3	52.7	30.2	7.0	9.3
貧困層 (n=42)	52.4	54.8	31.0	76.2	23.8	7.1	14.3
	こどもと接する時間がとれないこと	こどもをひとりで留守番させること	家族が子育てにあまり協力してくれない	こどものことで相談する相手がいない	こどものいじめ被害	その他	不明・無回答
全体 (n=782)	12.4	12.0	3.5	2.6	4.1	4.6	-
該当なし (n=551)	8.9	10.3	3.1	1.8	3.1	5.6	-
周辺層 (n=129)	20.2	13.2	3.1	3.9	7.0	1.6	-
貧困層 (n=42)	26.2	21.4	9.5	2.4	7.1	2.4	-

- 相談できなかった経験について、周辺層と貧困層では「誰（どこ）に相談すればよいのかわからなかった」が2割台と、全体と比べて多くなっています。（保護者調査問15）

(%)

	誰（どこ）に相談すればよいのかわからなかった	相談先への連絡方法や場所がわからなかった	相談受付時間が限られており、時間内に相談に行けなかった	相談できる場所が遠くて、相談に行けなかった	その他	相談できなかったことはない	不明・無回答
全体 (n=1,421)	13.3	2.9	3.2	0.6	4.4	72.5	7.5
該当なし (n=1,038)	10.6	2.3	2.6	0.6	3.9	76.7	6.4
周辺層 (n=183)	21.3	4.9	7.7	0.5	4.9	63.4	6.0
貧困層 (n=68)	27.9	4.4	2.9	1.5	4.4	67.6	2.9

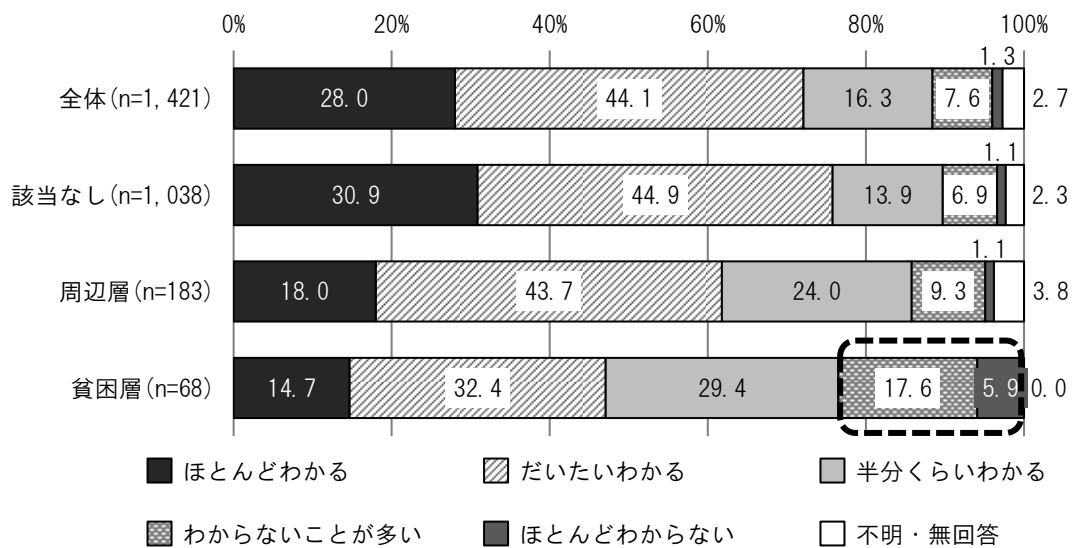
▼こどもの進路、自己肯定感（生活実態調査）

- こどもの将来の進学・進路について、周辺層は経済的に心配がない場合に「大学」が大幅に増加します。周辺層のこども本人は「大学」が最も多くなっています（数値に*）。
- 貧困層も経済的に心配がない場合は「大学」が大幅に増加します。貧困層のこども本人は「高校」と「大学」が多くなっています（数値に*）。（保護者調査問 35、問 37、こども調査問 8）

希望進路	周辺層			貧困層		
	問 35 現状の見通し	問 37 経済的に心配がない場合	こども問 8 進路希望	問 35 現状の見通し	問 37 経済的に心配がない場合	こども問 8 進路希望
中学	0.5%	-	1.1%	-	-	2.9%
高校	26.8%	6.0%	26.8%	39.7%	7.4%	*35.3%
短期大学・高専・専門学校	35.0%	30.6%	19.1%	27.9%	25.0%	13.2%
大学	35.0%	*53.6%	*30.6%	29.4%	*61.8%	*32.4%
大学院	2.2%	8.7%	1.6%	2.9%	5.9%	4.4%
わからない			17.5%			11.8%

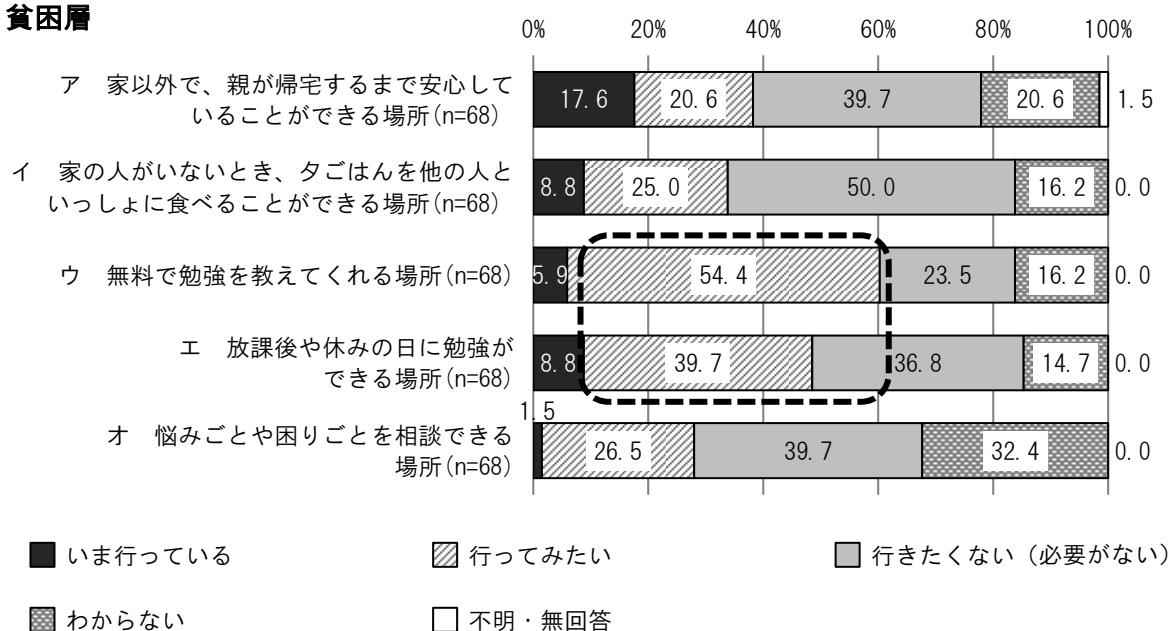
その他、不明・無回答は非表示

- （こども回答）学校の授業の理解について、貧困層では「わからないことが多い」と「ほとんどわからない」が全体に比べて多くなっています。（こども調査問 4）

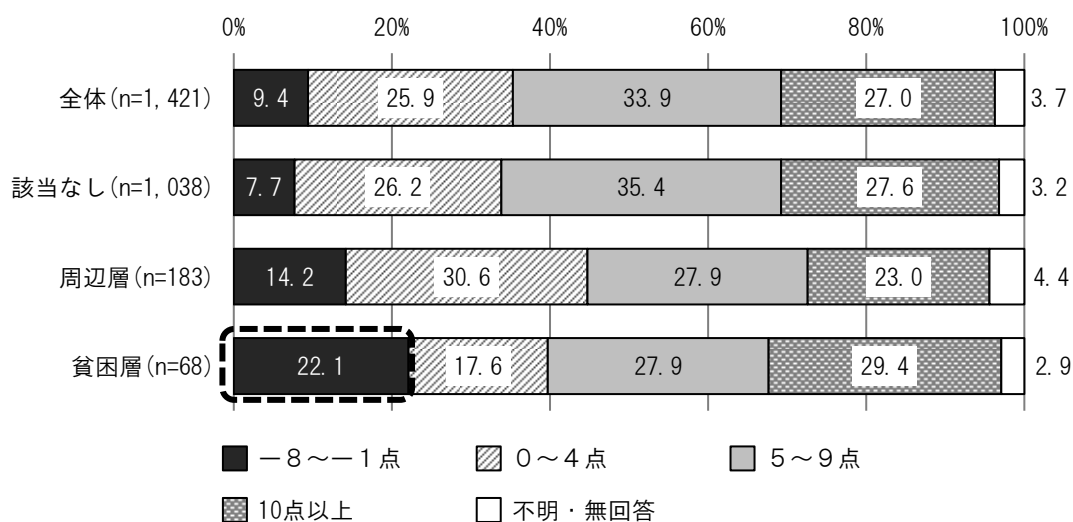


- (こども回答) 行ってみたい場所について、貧困層では「ウ 無料で勉強を教えてくれる場所」と「エ 放課後や休みの日に勉強ができる場所」が多くなっています。(こども調査問 28)

貧困層



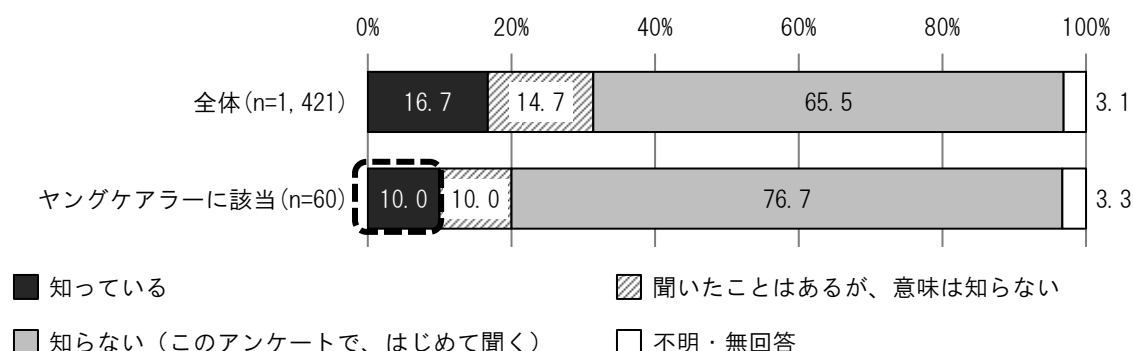
- (こども回答) 自己肯定感について、「－8～－1点」(自己肯定感が低い)の割合が貧困層で多くなっています。(こども調査問 25 から算出)



▼ヤングケアラーの状況（生活実態調査）

【ヤングケアラーの考え方】こども調査問 31（家族の世話をしていることでやりたいけれど、できていないこと）に「ある」（選択肢のいずれか1つ以上）と回答した人を「ヤングケアラー該当者」とした。

- （こども回答）今回の調査で「ヤングケアラー該当者」は 4.2%です。（こども調査問 31）
- （こども回答）ヤングケアラー該当者は、ヤングケアラーという言葉を知っている割合が全体に比べて少なくなっています。（こども調査問 29）



- （こども回答）家族の世のためのできていないことについて、ヤングケアラー該当者は「睡眠が十分に取れない」、「友だちと遊ぶことができない」、「宿題をする時間や勉強する時間が取れない」を上位に挙げています。（こども調査問 31）

項目（抜粋）	ヤングケアラー該当
睡眠が十分に取れない	38.3%
友だちと遊ぶことができない	31.7%
宿題をする時間や勉強する時間が取れない	30.0%

- （こども回答）家族のことなどで困っていることや心配なことについて、ヤングケアラー該当者は「特にない」が全体に比べて少ない一方、「親が自分の気持ちをわかってくれない」、「きょうだいとの仲が良くない」、「家で落ち着いて勉強できない」が多くなっています（数値に*）。（こども調査問 17）

項目（抜粋）	全体	ヤングケアラー該当
特にない	* 67.6%	* 38.3%
親が自分の気持ちをわかってくれない	7.5%	* 25.0%
きょうだいとの仲が良くない	8.6%	* 23.3%
家で落ち着いて勉強できない	6.4%	* 21.7%
親が厳しい	6.3%	16.7%
家の中が散らかっている	8.0%	15.0%
家にお金がない（少ない）	4.2%	13.3%
家族の団らんや会話が少ない	2.7%	10.0%

(4) 若者の状況

- 市内企業の事業情報や求人情報を発信するWEBサイト「ワークステーションちくせい」の管理運営を行い、若者の就労を応援しています。登録企業数は徐々に増えています。

ワークステーションちくせい登録企業数（件）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録企業数	137	158	166	176	180

出典：商工観光課

- 創業者支援数は令和3年度に114件まで増加しましたが、令和4年度以降は50件台にとどまっています。

創業者支援数（件）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支援数	57	96	114	59	58

出典：商工観光課

- 主に若者の移住・定住を支援する事業を令和4年度から実施しています。移住に関する相談件数が徐々に増えています。

移住・定住促進（件、回）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移住に関する相談件数	—	—	—	23	27
移住・定住サイト「ちくせいかつ」の閲覧数	—	—	—	17,674	14,384
移住・定住に係るイベントなどの実施（回/年）	—	—	—	5	3

出典：地方創生課



アンケートでみる市民意向

▼こども大綱の指標項目等でみる本市の状況（青少年・若者調査）

- 「こどもまんなか社会」の実現に向けた指標を国と本市の数値で比較すると、①「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合（自己肯定感の高さ）は本市が国を5ポイント以上上回っています。また、⑥「孤独を感じる」ことがあるこども・若者の割合は本市が国を10ポイント近く下回っています（数値に*）。
- ②～⑤は概ね同程度（+-5ポイント以内）です。

こども大綱の指標（⑤、⑥を除く）	国	本市
①「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合（自己肯定感の高さ）	60.0%	*65.9%（問19）
②「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合	84.1%	83.8%（問19）
③「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合	66.4%	67.5%（問22）
④「社会生活や日常生活を円滑に送ることができる」と思うこども・若者の割合	51.5%	47.0%（問29）
⑤「社会のために役立つことをしたい」と思うこども・若者の割合	82.9%	84.8%（問21）
⑥「孤独を感じる」ことがあるこども・若者の割合	52.5%	*42.9%（問32）

国：こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査（令和4年度）／15～39歳調査」

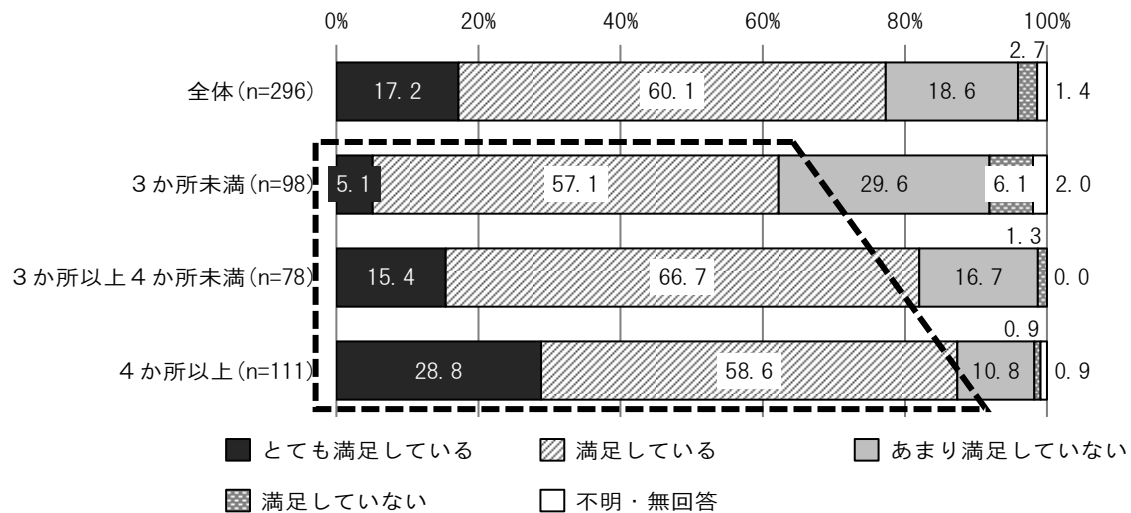
①～③、⑤：「あてはまる（そう思う）」または「どちらかといえば、あてはまる（そう思う）」と回答した人の割合。

④：「なかった（ない）」または「どちらかといえば、なかった（ない）」と回答した人の割合。

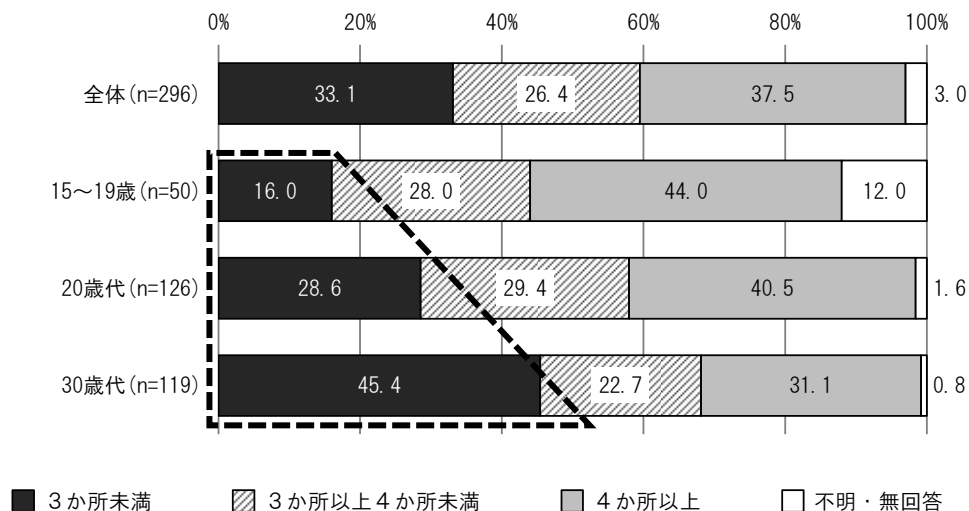
⑥：「たまにある」、「時々ある」、「しばしばある・常にある」のいずれかに回答した人の割合。

▼居場所に関する意識（青少年・若者調査）

- 地域に居場所が多いほど、生活満足度も高まる傾向がみられます。（問 20×問 11）



- 居場所の数を年代別にみると、年代が上がるほど居場所が少なくなる（3 か所未満の割合が多くなる）傾向がみられます。（問 20）



- 自分にとって居場所になっている割合について、本市の青少年・若者は「オ 地域（現在住んでいる場所やそこにある施設等）」の割合が国の調査を 15 ポイント以上上回ります（数値に＊）。（問 20）

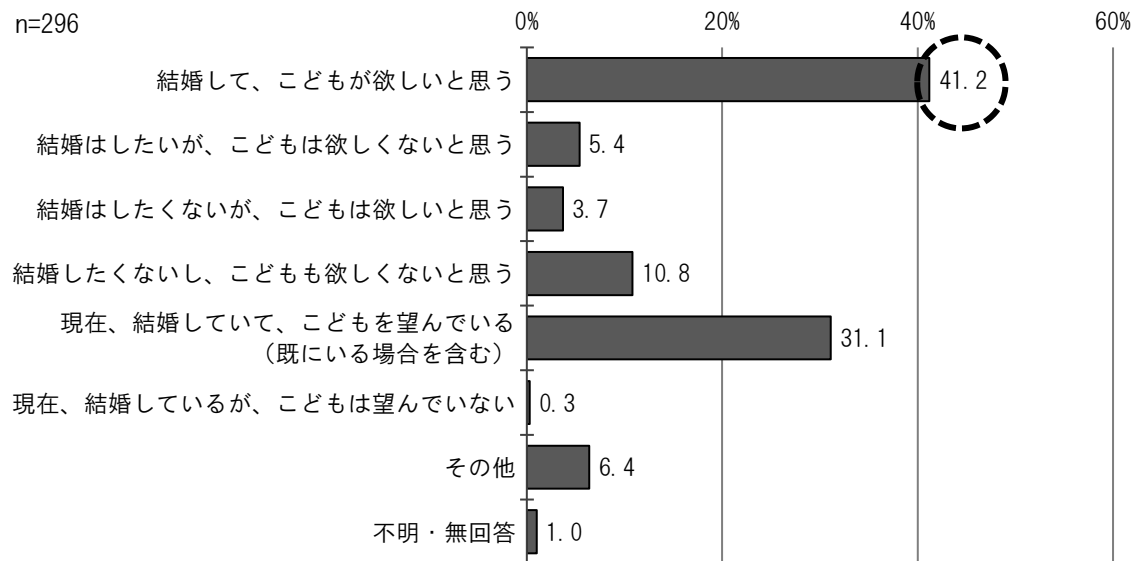
「自分にとって居場所になっている」項目	国	本市
ア 自分の部屋	84.3%	83.1%
イ 家庭（実家や親族の家を含む）	87.0%	89.5%
ウ 学校（卒業した学校を含む）	44.8%	45.9%
エ 職場（過去の職場を含む）	41.0%	44.6%
オ 地域（現在住んでいる場所やそこにある施設等）	50.6%	*66.9%
カ インターネット空間（SNS、YouTube、オンラインゲーム等）	56.6%	56.7%

国：こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査（令和 4 年度）／15～39 歳調査」

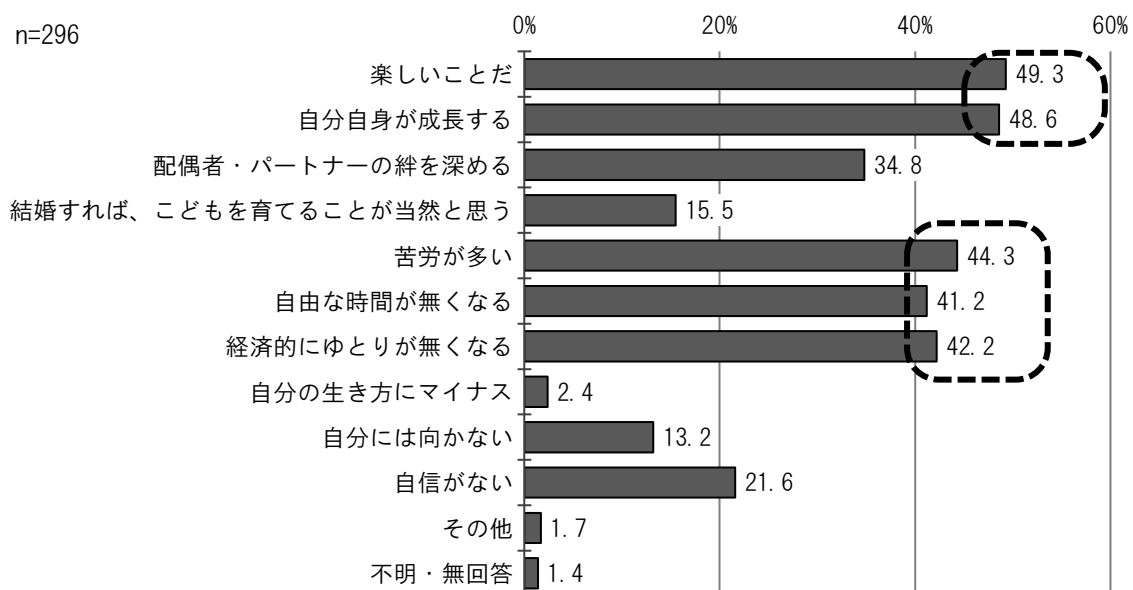
「あてはまる（そう思う）」または「どちらかといえば、あてはまる（そう思う）」と回答した人の割合。

▼結婚、子育てに関する意識（青少年・若者調査）

- 結婚に対する考え方は、「結婚して、こどもが欲しいと思う」が最も多くなっています。（問9）



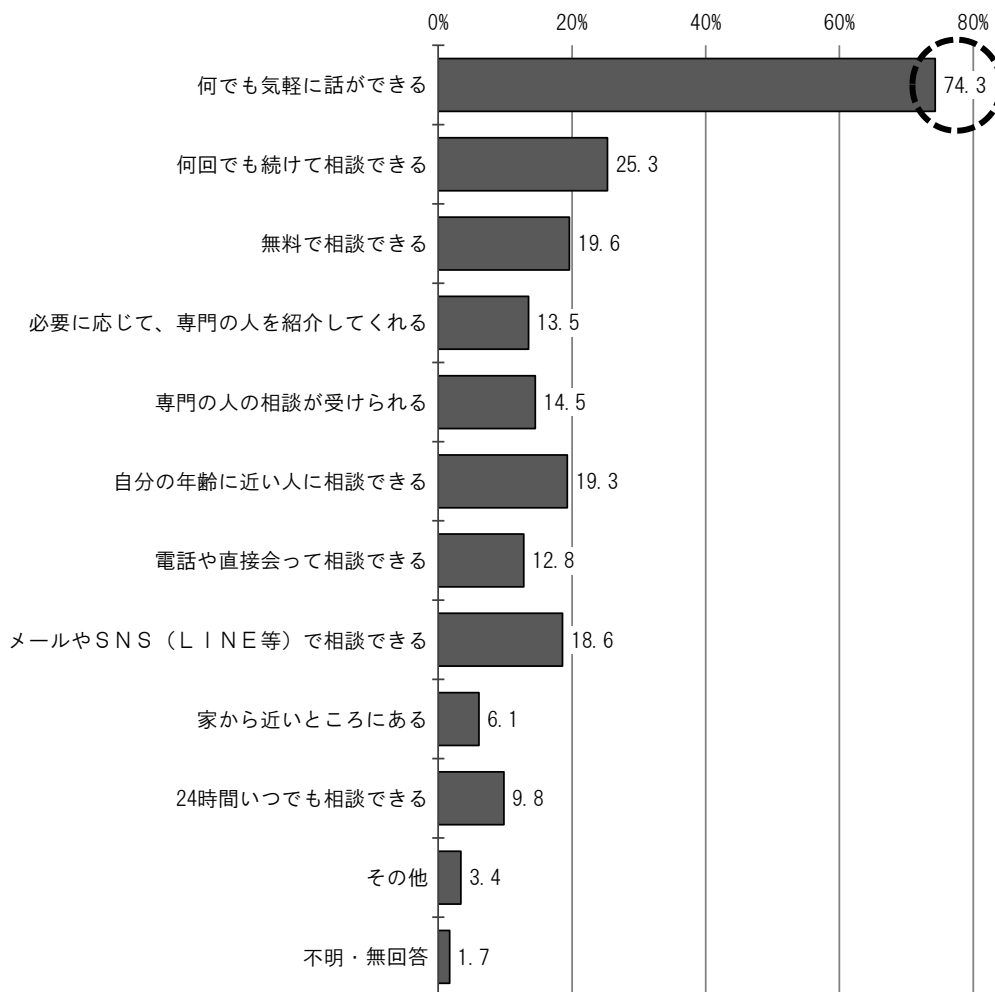
- 子育てのイメージは、「楽しいことだ」と「自分自身が成長する」のプラスイメージが5割近くとなっています。一方で「苦勞が多い」、「自由な時間が無くなる」、「経済的にゆとりが無くなる」というマイナスイメージも4割程度みられます。（問10）



▼相談について（青少年・若者調査）

- 相談時に重視することは「何でも気軽に話ができる」が最も多くなっています。（問 17）

n=296

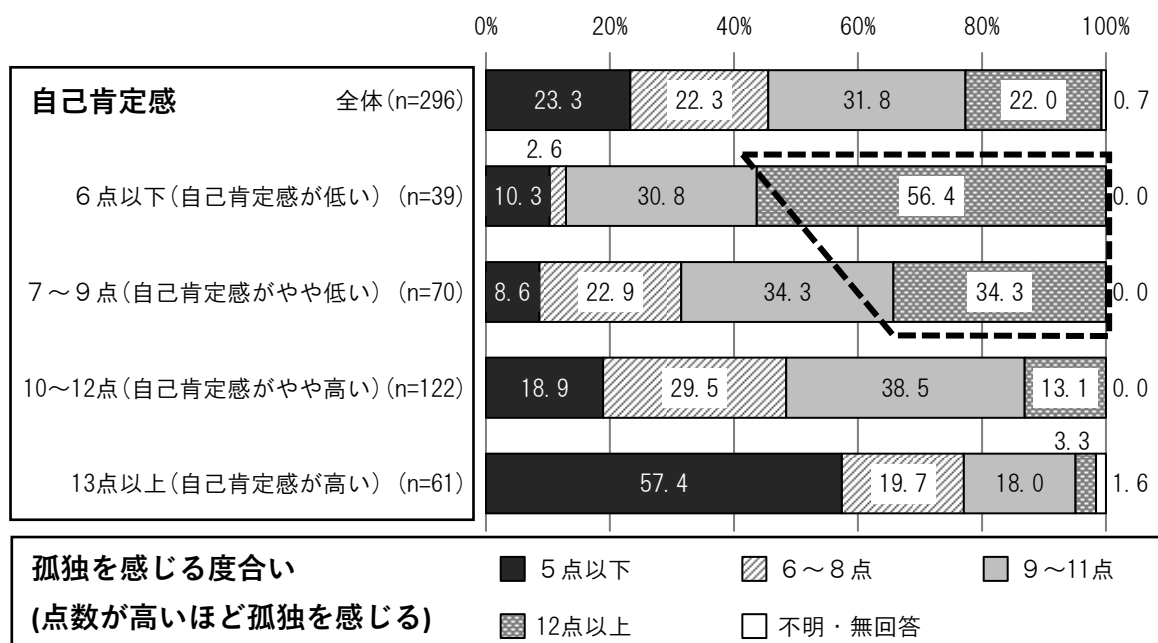


- 相談したい人や場所の希望の1位は、全体は「相手が同じ悩みを持っている、持っていたことがある」、ケアラー該当者は「相手が同世代である」、ひきこもり該当者は「無料で相談できる」です。（問 30）

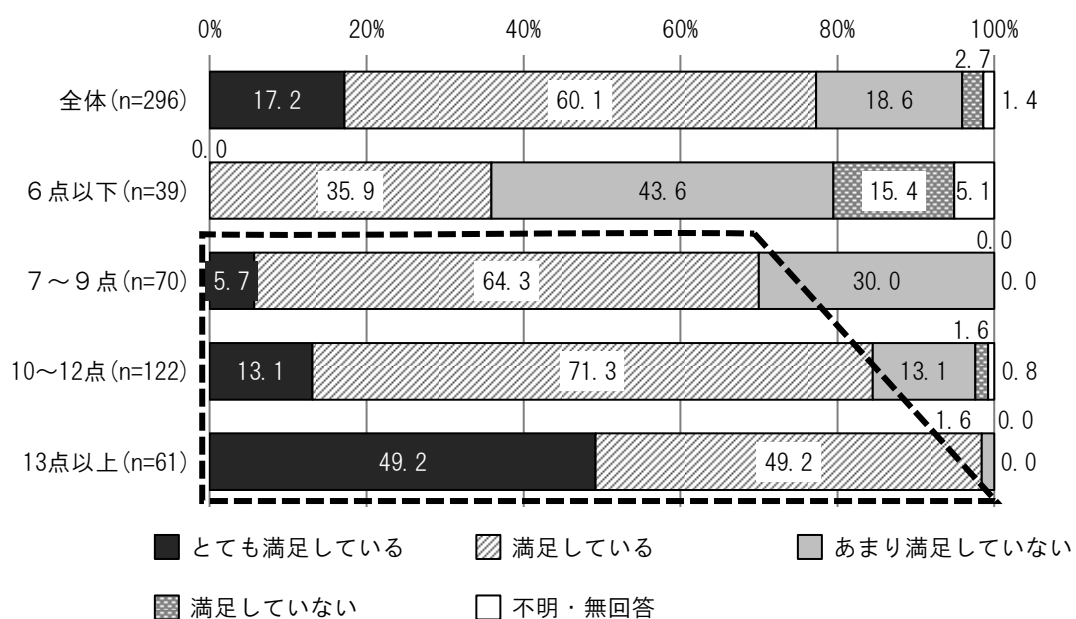
上位	全体	ケアラーに該当	ひきこもりに該当
1位	相手が同じ悩みを持っている、持っていたことがある 48.3%	相手が同世代である 45.5%	無料で相談できる 56.3%
2位	匿名で（自分が誰かを知られずに）相談できる 39.2%	匿名で（自分が誰かを知られずに）相談できる 36.4%	相手がカウンセラー等の心理学の専門家である 50.0%
3位	無料で相談できる 37.2%	相手が同じ悩みを持っている、持っていたことがある 27.3%	相手が医師である 37.5%

▼自己肯定感と孤独感、生活満足度（青少年・若者調査）

- 自己肯定感の高さ（点数の高い方が自己肯定感が高い）と孤独を感じる度合いをみると、自己肯定感が低いほど孤独を感じる度合いが高くなっています。（問 19×問 32）



- 自己肯定感の高さと生活満足度をみると、自己肯定感が高いほど生活満足度が高まります。（問 19×問 11）



▼若者の就職支援（青少年・若者調査）

【ケアラーの考え方】こども調査問 25（世話のためにできていないこと）で「特にない」以外のいずれかの選択肢に回答した人を「ケアラーに該当者」とした。

【ひきこもりの考え方】こども調査問 27（外出状況）で「6 か月～1 年未満」から「30 年以上」までのいずれかに回答した人を「ひきこもり該当者」とした。

- 今回の調査で「ケアラーに該当者」は 3.7%、「ひきこもり該当者」は 5.4%です。（問 25、問 27）
- 若者の就職支援について、ケアラー該当者は「職業に必要な知識・技術を身につける職業訓練」、ひきこもり該当者は「自分に向いている仕事を探す機会や適性診断テスト」が多くなっています。（問 7）

(%)

		求人情報の提供	企業での職場体験 (インターンシップ)	職業に必要な 知識・技術を身につける職業訓練	職場の人との コミュニケーションを学ぶ機会	自分に向いている 仕事を探す機会や 適性診断テスト	専門家による就職 活動のアドバイス	その他
全体(n=296)		22.0	18.2	15.9	11.5	22.3	6.1	2.0
年代	15～19歳(n=50)	32.0	24.0	6.0	14.0	16.0	2.0	-
	20歳代(n=126)	19.0	18.3	16.7	8.7	27.0	7.9	2.4
	30歳代(n=119)	21.0	16.0	19.3	13.4	20.2	5.9	2.5
自己 肯定感	6 点以下(n=39)	7.7	17.9	10.3	10.3	35.9	10.3	2.6
	7～9 点(n=70)	22.9	11.4	17.1	8.6	31.4	8.6	-
	10～12点(n=122)	24.6	19.7	18.9	11.5	15.6	4.9	3.3
	13点以上(n=61)	26.2	23.0	11.5	14.8	18.0	3.3	-
ケアラーに該当(n=11)		9.1	9.1	27.3	18.2	9.1	9.1	9.1
引きこもりに該当(n=16)		18.8	6.3	18.8	-	43.8	6.3	6.3

第3節 こども・若者に関する主な課題

① 「こどもの権利」の認知度向上、こども・若者を主体とする気運の醸成が必要です。

就学前児童・小学生・中学生の保護者調査結果をみると、「こどもの権利」の認知度が最も高い中学2年生の保護者でも5割強にとどまり、子育て中の保護者に十分に浸透しているとはいえません。



一方、「社会のために役立つことをしたい」というこども・若者の割合は8割を超え、高いことがわかりました。

課題

- 本市のこども・若者が健やかに成長するために、「身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会（こどもまんなか社会）」の実現が求められます。
- 社会の基盤として、こども本人と保護者の双方に対し、学校や地域における教育や学習機会を通して「こどもの権利」の理解を広げることが大切になります。
- 「こどもの権利」を実践する上でも、あらゆる世代に対して「こどもの権利」の認知度を高めることが重要です。さらに、家庭、地域活動、学校等において、こども・若者の主体性を大切にする気運の醸成に取り組むことが重要になります。



コラム 「こどもの権利」

国連総会で採択された「こどもの権利条約」において、こどもは以下の4つの権利を持つことが定められています。

- ◆生きる権利 …住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなどして、命が守られる
- ◆育つ権利 …勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できる
- ◆守られる権利…紛争に巻きこまれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られる
- ◆参加する権利…自由に意見を表したり、団体を作ったりできる

② 困難な状況に応じたきめ細かな支援、合理的配慮の普及が必要です。

社会環境の変化等を背景として、子育て家庭が抱える課題や困難さが多様化・複雑化する事例が全国で顕在化しています。

生活実態調査結果からは経済的に困難な状況にある世帯がいること、小学生・中学生本人調査結果からは家族の面倒をみているヤングケアラーがいることもわかりました。

経済的に困難な状況にある世帯からは教育費、こどもと接する時間の少なさ、相談先がわからないといった、経済的な面に加えて、子育てに関する悩みもみられます。

ヤングケアラー該当者は、家事や介護のために睡眠時間や勉強時間が少ないこと、友人や家族と十分にコミュニケーションがとれないことに悩みを抱えています。



課題

- 生まれ育った環境に左右されることなく、こどもの健やかな育ちを保障するため、世帯の経済的な困難さや家族介護の状況がこどもの学業、進学、心身の健康、社会性の育成等に影響を及ぼすことをくい止める必要があります。そのため、こどもの家庭環境をきめ細かく把握し、経済的支援、アウトリーチ型の相談や伴走型のサポートの強化、教育環境の工夫、周囲の理解を高めることが必要です。
- 取組を通して、こども本人や家庭に寄り添い、早期に適切な支援に結び付けて、こどもの負担を軽減することが必要です。
- 医療的ケア児、知的障害児、発達支援の必要なこどもの人数は増えている状況です。そのため、様々な困難に直面しているこどもとその家族に寄り添い、児童虐待、犯罪被害、事故被害等を含め、ケースや状況に応じてきめ細かく支える取組が重要になります。
- 令和6年4月施行の改正障害者差別解消法を踏まえ、障害を理由とする差別が発生することなく、合理的な配慮が行われる環境づくりに市全体で引き続き取り組む必要があります。

③ 妊娠期から出産・子育てに切れ目のない支援が必要です。

就学前児童・小学生の保護者調査結果をみると、就学前児童の保護者と小学生の保護者ともに、本市の子育ての環境や支援に概ね満足しているという結果でした。

しかし、子育ての悩みについて、就学前児童の保護者は「こどもの遊ばせ方やしつけのこと」、小学生の保護者は「こどもの成長や発育のこと」が多くなっています。

また、相談方法への希望は、就学前児童の保護者は「24時間対応の子育て電話相談」、小学生の保護者は「保育所や児童館等の身近な場所での相談」です。



課題

- 安心してこどもを産み育てることができるよう、妊娠、出産、子育てを通して、あらゆる相談や不安を受け止め、子育て当事者に寄り添いながら、ライフステージを通した、切れ目なく継続的な支援を提供することが必要です。
- ちくせい健康ダイヤル 24 など、すでにある相談機関の広報、周知を徹底し、こども家庭センターを核に関係機関との連携をより一層図る必要があります。

近年の傾向をみると、本市では妊娠届出数と出生数は減少していますが、要支援妊産婦の支援数や支援が必要な幼児の数は横ばいで推移しています。

課題

- 現在の状況を踏まえ、妊娠届の面接等で、要支援妊婦を早期に把握し、支援を開始することが必要です。また、乳幼児健康診査において疾病や発達の遅れを早期に発見し、適切な支援につなげること、医療や母子保健サービスを適切に提供していくことが必要です。
- 乳幼児期よりスマートフォン・タブレット等に触れる機会が今後ますます増え、こどもの基本的な生活習慣の形成への影響も懸念されます。そのため、親も子も身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができるよう、基礎となる心身の健康維持・増進への一層の取組が必要です。
- メディアとの上手な付き合い方、こどもとの関わり方などの情報提供をしていくことが必要です。



コラム「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン (はじめの 100 か月の育ちビジョン)」

(令和 5 年 12 月 22 日閣議決定)

※「はじめの 100 か月」とは、母親の妊娠期から幼保小接続の重要な時期（いわゆる 5 歳児～小 1）までがおむね 94～106 か月であり、この重要な時期に着目したキーワード

【目的】全てのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの 100 か月」から生涯にわたるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）向上を図ること。

【幼児期までのこどもの育ちの 5 つのビジョン】

(1) こどもの権利と尊厳を守る

⇒こども基本法にのっとり育ちの質を保障

(2) 「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める

⇒乳幼児の育ちには「アタッチメント（愛着）」の形成と豊かな「遊びと体験」が不可欠

(3) 「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える

⇒育ちに必要環境を切れ目なく構築し、次代を支える循環を創出

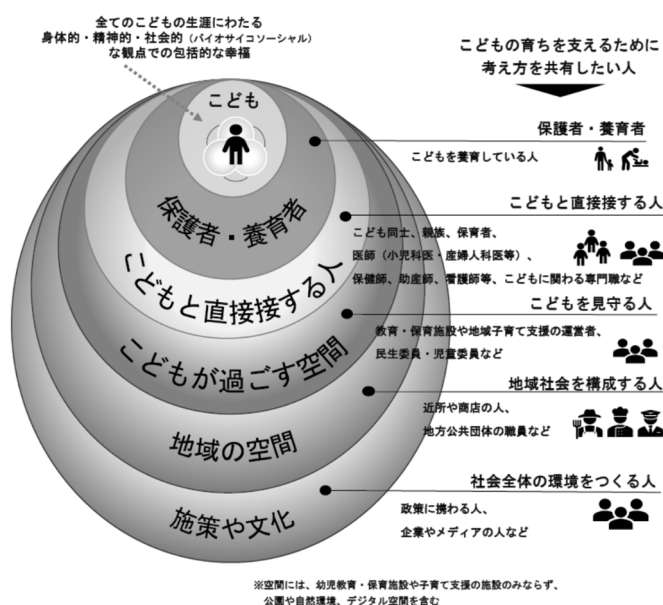
(4) 保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする

⇒こどもに最も近い存在をきめ細かに支援

(5) こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

⇒社会の情勢変化を踏まえ、こどもの育ちを支える工夫が必要（下図参照）

図 「こどもまんなかチャート」の視点（様々な立場の人がこどもの育ちを応援）



出典：こども家庭庁「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの 100 か月の育ちビジョン）」

④ こどもの成長と子育て家庭を支える環境づくりの充実が必要です。

就学前児童・小学生の保護者調査結果をみると、両親がフルタイムで就労している世帯が増加しています。

育児休業の取得が父親にも広がりつつあるものの、潜在的な保育ニーズは増加していると考えられます。

また、本市の子育て支援事業を知らない人が一定程度いること、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に一定の利用意向があることもわかりました。



課題

- 就学前児童の教育・保育や子育て支援事業へのニーズの動向を踏まえ、利用希望に応じられるよう、事業量の確保が引き続き必要になります。

同じ調査で放課後児童クラブに関する結果をみると、放課後児童クラブへの満足度は8割半ばと高いこと、「児童の安全確保」、「過ごし方の充実」、「指導員の体制の充実」を期待していることがわかりました。

共働き世帯が増える中、放課後対策に加えて、学校の長期休業期間中や学校に馴染めないこども等の居場所づくりも課題となります。

課題

- 小学生の放課後の居場所として、放課後児童クラブへのニーズは高まっています。こうしたニーズに応えるため、放課後が安全でこどもにとって充実した時間となるよう、放課後児童クラブの量を確保し、質を高めることが引き続き必要になります。
- 家庭（ファーストプレイス）、学校・職場（セカンドプレイス）のほかに、こども自身が居心地の良いと感じる様々な居場所（サードプレイス）を市内に増やすことが必要です。そのため、地域団体やNPO法人（特定非営利活動法人）等と連携した活動の充実、既存の地域資源の活用、公園・広場の整備等が求められます。

⑤ 青少年・若者を応援する、より一層の地域づくりが必要です。

青少年・若者調査結果からは、国の調査結果に比べて、「今の自分が好きだ」と思う若者の割合（自己肯定感）が高いこと、「孤独を感じる」若者の割合が低いことがわかりました。

また、自己肯定感が孤独感や生活満足度と深く関係していることもわかりました。



課題

- 本市が「こどもまんなか社会」を目指すうえでは、こども一人ひとりの自己肯定感と、他者と協力しながら未来を切り拓く力を育成することが求められます。
- 幼少期からの家庭教育、健康的な生活習慣、学校教育、多様な体験活動、社会とつながる場等の取組を様々な分野の関係機関との継続的な連携で進めることが大切です。

同じ調査結果からは、地域に居場所が多いほど生活満足度も高まること、地域（現在住んでいる場所やそこにある施設等）を自分の居場所（ほっとできる場所、居心地の良い場所等）に感じている割合が高いこともわかりました。一方で、年齢が上がるほど居場所が少なくなる傾向もみられました。

また、結婚や子育てを希望しているものの、子育てには「楽しいこと」、「自分自身が成長する」というプラスイメージを持っている反面、「苦勞が多い」、「自由な時間が無くなる」、「経済的にゆとりが無くなる」というマイナスイメージの両方を持っていることもわかりました。

加えて、全国と同様、本市にも「ケアラー該当者」や「ひきこもり該当者」がみられます。

課題

- 青少年・若者自身が自分たちで地域の居場所（いわゆるサードプレイス）をつくったり、地域活動に参加したりする取組がより一層求められます。
- 若者自身が結婚や出産を希望する場合にそれを行政や企業が応援する環境づくりが必要です。
- 若い世代が相談しづらいことでも相談できる体制の充実、「ケアラー該当者」や「ひきこもり該当者」に対する様々な関係機関と連携してアウトリーチ的支援の充実、青少年・若者の相談や就職支援が必要です。



第3章 計画の目指す方向

第1節 基本理念

未来の社会を創造する主役は、いつの時代でも、子どもと若者であり、生き生きと健やかに成長していくことは全ての親の願いであり、本市の願いでもあります。

アンケートの結果からは第2期計画期間の取組が一定の評価を得たと考えられます。今後はさらに、子ども基本法のもと、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会（子どもまんなか社会）の実現に取り組むこと、その環境を築いていくことが、私たちの責務であると認識しております。

本計画は、豊かな自然や魅力ある歴史・文化資源といった強みを生かすため、本市独自の子どもまんなか社会の実現に向け、子育て環境の満足度を高める取組とともに、子ども一人ひとりが心身の状況や置かれている環境等にかかわらず成長できる環境の充実と、20代・30代を中心とする若い世代が、自らが希望する人生を歩める地域づくりの充実を図るため、以下の基本理念を掲げます。

基本理念

**子ども・若者・親・地域が、ともに成長し、
子ども・若者が活躍する元気都市 筑西**



第2節 基本目標

基本目標1 ライフステージを通した、こども・若者が成長・活躍できる環境づくり

こどもや若者が主体性を持ち、健やかに成長するまちを目指します。この取組の基盤として、地域全体にこども・若者が権利の主体であることの共通認識を広げるとともに、こどもが成長する過程を周囲の人や団体等が温かな眼差しで見守り、地域で活躍する姿を応援する環境づくりを進めます。

この環境づくりは、こども・若者・保護者の視点を大切にし、最善の利益を図ることを基本とするものであり、また、こども・若者と一緒に保護者も地域も「こどもまんなか社会」に成長していくよう取り組むものとします。

基本目標2 ライフステージに応じた、こども・若者への支援

子育て家庭が置かれた状況やこどもが成長する環境が多様なことを念頭におきながら、各ライフステージ特有のテーマについて、こども本人と子育て家庭の選択を尊重する最適なサポートを目指し、保健・医療・福祉・教育・就労等の各分野の有機的な連携と継続的・包括的な支援に取り組みます。

この効果的な支援に向けた地域、団体、企業、行政、関係機関等の密接なネットワーク形成を通して、こども・若者・保護者の幸せの実現と、誰もが暮らしやすい生活環境が両立するまち（ウェルビーイングの実現）になるよう取り組むものとします。

基本目標3 安心して子育てができるための支援の充実

こども・若者の健やかな成長に大きな影響を及ぼす子育て家庭の生活の安定と、子育てに抱く孤立感の解消を目指します。

安心して子育てができる環境づくりを通して、こどもの健やかな成長と保護者自身の生き方の選択との両立につながるよう取り組むものとします。

第3節 重点的な取組

重点1 「こどもの権利」の認知度向上、こども・若者の意見反映・参画の仕組み

地域全体が「こどもまんなか社会」に成長していくうえでは、こども・若者の「社会のために役立ちたい」という高い意識を実現させ、地域や社会で活躍する機会を広げることが重要です。

その基盤となる「こどもの権利」の認知度を地域全体に浸透させるため、学校での人権教育の充実、地域活動における意識啓発に重点的に取り組みます。

さらに、こども・若者・保護者の視点で進める生活環境の形成、学生の視点からの地域活性化、こども・若者・保護者の意見をこども政策の見直しに反映する仕組みの構築に重点的に取り組みます。



重点2 包括的な支援体制の強化

近年、支援を必要とするこどもが増えています。アンケートからは経済的に困難な状況や、家族の介護等のために自分自身の活動が制限されてしまうヤングケアラーの存在も浮かび上がりました。また、4割の若者が「孤独を感じることもある」と回答しました。実際に困っている状況までは至らずとも、こどもと接する時間がとれない、子育ての相談先がわからない、周囲とコミュニケーションがとれないなど、暮らしの中で悩みや不安を抱えるこどもや保護者もいることが考えられます。

本市では、支援の必要なこどもの増加や、多様化・複雑化する子育て家庭のニーズに対応するため、令和元年度から、母子保健と児童福祉の機能を併せ持つ、子育て世代包括支援センターと、こども家庭総合支援拠点を一体として、子育て支援に取り組んできました。令和6年度からは、こども家庭センターとして、様々な専門職や関係機関と連携し、妊娠・出産・子育てに関するあらゆる相談や不安を受け止めるとともに、妊娠期から子育て期にわたる問題・課題に対して包括的な支援を行う体制強化を進めます。

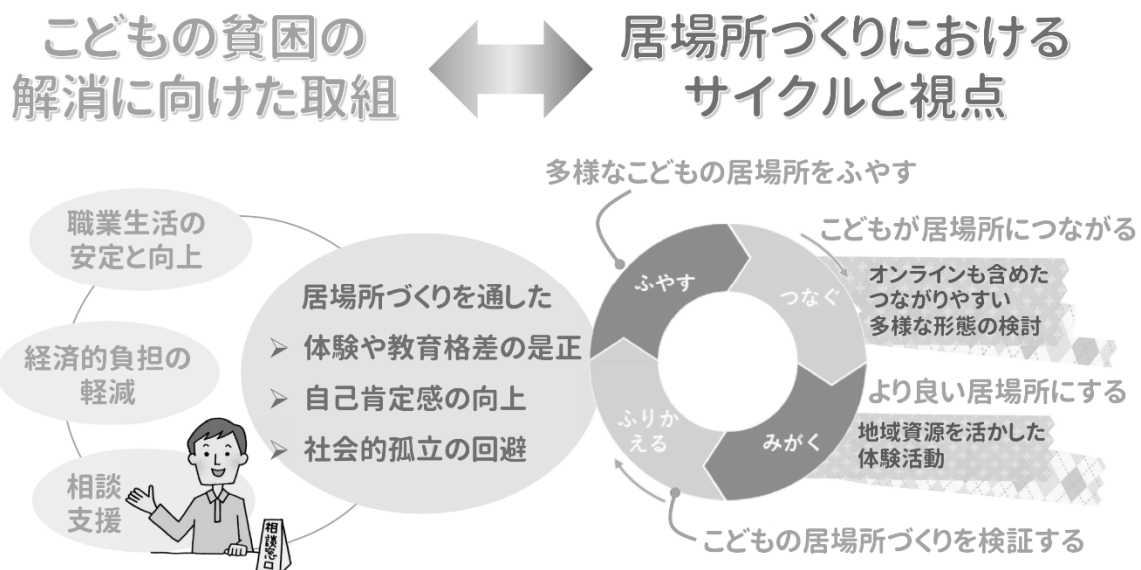


重点3 こども・若者の貧困対策、居場所づくり

アンケートから、本市で貧困層にある割合は小学生、中学生ともに4～5％程度と推測されます。児童生徒数の急激な減少に対して、経済的に困窮する家庭に援助を行う就学援助認定者数は減少していない現状もみられます。

こどもの現在と将来が、生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、経済的な困窮に直面する子育て家庭が社会的孤立に陥ることのないよう、ひとり親家庭だけでなく、ふたり親家庭も含めて、各家庭の状況に応じた相談支援、出生・子育て、幼児教育・保育に係る経済的負担の軽減、職業生活の安定と向上に資する支援に重点的に取り組みます。

貧困対策としても、効果的な取組となるこども・若者の居場所づくりは、体験や教育格差の是正、自己肯定感の向上、社会的孤立の回避に役立つ機会となります。これからの社会を担うこども・若者にとって多様な居場所が地域全体に広がるよう、既存の居場所だけでなく、遊びの空間や機会、地域資源を生かした体験活動、オンライン空間で過ごす時間といった新たな形態の検討も含めて、こども・若者の視点に立った居場所づくりに重点的に取り組みます。



第4節 施策体系

基本理念

こども・若者・親・地域が、ともに成長し、こども・若者が活躍する元気都市 筑西



基本目標	施策
基本目標1 ライフステージを通じた、こども・若者が成長・活躍できる環境づくり	(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共通理解
	(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
	(3) こどもや若者への切れ目ない保健・医療の提供
	(4) こどもの貧困解消対策
	(5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援
	(6) 児童虐待防止対策と社会的擁護の推進及びヤングケアラーへの支援
	(7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
基本目標2 ライフステージに応じた、こども・若者への支援	(1) 妊娠前から幼児期までの切れ目ない保健・医療の提供
	(2) 乳・幼児期／こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の促進と遊びの充実
	(3) 学童期・思春期／小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
	(4) 学童期・思春期／居場所づくり
	(5) 学童期・思春期／こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の充実
	(6) 学童期・思春期／いじめの防止
	(7) 学童期・思春期／不登校のこどもへの支援
	(8) 青年期／就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
	(9) 青年期／結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
	(10) 青年期／悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実
基本目標3 安心して子育てができるための支援の充実	(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
	(2) 地域の子育て支援、家庭教育支援
	(3) 共働き・共育での推進、男性の育児・子育てへの主体的な参画促進・拡大
	(4) ひとり親家庭への支援

第4章 施策の展開

目標 1 ライフステージを通した、こども・若者が 成長・活躍できる環境づくり

(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共通理解

こども・若者が主体性を持ったひとりの人間として、自分らしく健やかに成長できるまちになるために、学校における人権教育の充実、社会全体に権利侵害をしない・許さない意識の浸透、こどもや若者が参加する地域活動・団体に対する意識啓発に取り組みます。

事業	所管課
地域組織活動育成事業	こども課
児童虐待防止推進に関する普及啓発	母子保健課
筑西市管理職等人権教育研修会	指導課

(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

こども・若者や子育て当事者の視点で生活環境を形成する「こどもまんなかまちづくり」に向けて、遊び場・憩いの場となる公園の整備・維持管理、道の駅グランテラス筑西に誰もが利用しやすい（インクルーシブ）「こどものあそび場」の整備、こどもと保護者が安心して遊べる「ちっくんひろば」の充実を図ります。

また、こども・若者が世界で活躍できる力の育成に向けて、結婚や子育て家庭への支援、英語によるコミュニケーション能力の育成、学生の視点による地域活性化に取り組みます。

事業	所管課
ちっくんひろば	こども課
子育て支援コンシェルジュ	こども課
結婚新生活支援事業	こども課
道の駅グランテラス筑西維持推進事業	商工観光課
公園維持管理事業	都市計画課
公園整備事業	都市計画課
道の駅拡張整備事業	道の駅拡張整備推進課
オンライン英会話事業	指導課

(3) こどもや若者への切れ目ない保健・医療の提供

慢性疾病、障害、難病、家庭生活に困難を抱える特定妊婦等、当事者の健康課題に適した支援を切れ目なく実施するため、こども家庭センターによる相談と関係機関との連携強化とともに、医療費助成制度の周知と適切な支給を行います。

また、各種データを活用して効果的な母子保健活動を展開するために健康等情報の電子化及び標準化を令和8（2026）年度から開始します。

事業	所管課
医療福祉費支給経費事業（小児マル福）	医療保険課
はぐくみ医療費支給経費事業（小児はぐくみ）	医療保険課
予防接種等の健康等情報の電子化及び標準化	健康増進課
こども家庭センター運営事業	母子保健課
乳幼児期の健康等情報の電子化及び標準化	母子保健課
学童期の健診の健康等情報の電子化及び標準化	学務課

(4) こどもの貧困解消対策

家庭の経済状況が、こどもの教育機会や体験機会に影響を与えることを、できる限り少なくするため、低所得で生計が困難な家庭を対象に、特定教育・保育施設の利用に係る実費の補助、経済的理由で就学が困難な児童生徒の保護者や特別支援学級在籍児童生徒等の保護者に対する適切かつ必要な援助を行います。

また、ひとり親が就職に有利な資格を取得する際に、修業する期間の生活費を支援します。

事業	所管課
実費徴収に係る補足給付費	こども課
ひとり親高等職業訓練促進給付金事業	こども課
要・準要保護児童生徒就学援助事業 特別支援教育就学援助事業	学務課



（５）障害児支援・医療的ケア児等への支援

障害や発達に特性のあるこども・若者、専門的支援が必要なこども・若者とその世帯に寄り添い、個々の状況に応じて質の高い支援を行うため、児童発達支援や放課後等デイサービスの実施体制の強化、医療的ケア児に適切な支援を行う環境整備（相談支援専門員等の配置、支援のための協議の場の設置、保育施設の看護師等配置への補助等）とともに、医療費助成制度の周知と適切な支給を行います。

また、幼児の発達及び保護者の育児不安の軽減を図るため、相談や対応方法のアドバイス、勉強会・情報交換会等を実施します。

事業	所管課
医療福祉費支給経費事業(障害マル福)	医療保険課
障害福祉サービス費給付事業	障がい福祉課
医療的ケア児が適切な支援を受けるための協議の場を設置	障がい福祉課
医療的ケア児保育支援事業	こども課 認定こども園せきじょう(公)
発達支援事業の実施(発達相談、移動発達相談、発達フォロー教室、発達支援勉強会・情報交換会)	母子保健課
庁内こども情報交換会	母子保健課
医療的ケア児支援事業	指導課

（６）児童虐待防止対策と社会的擁護の推進及びヤングケアラーへの支援

困難な問題を抱える子育て家庭やヤングケアラーの孤立を防ぎ、継続的に支援するため、こども家庭センターにおける専門的・包括的な相談支援の実施、虐待予防に係る関係機関のネットワーク強化、地域で活動する民生委員・児童委員（主任児童委員）との連携による問題の早期発見に取り組みます。

事業	所管課
社会福祉関係団体支援事業(連合民生委員児童委員協議会の活動支援)	社会福祉課
こども家庭センター運営事業(家庭児童相談)	母子保健課
要保護児童対策地域協議会運営	母子保健課

(7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

こども・若者が生きることを地域全体で支えるため、学校や教育委員会等と連携した取組の充実、市内小・中学校教員対象の自殺対策（ゲートキーパー）研修会の開催、こどもが不安や悩みを抱えたときにオンラインや電話で気兼ねなく相談できる体制の充実に取り組めます。

また、事故や犯罪に遭わない・起こさない地域社会の形成に向けて、交通安全教室の開催、通学路の定期点検、保育施設・教育施設に対する出前講座の周知、非行防止に取り組む保護司会等の活動支援、学校と警察及び関係団体等との連携強化を進めます。

事業	所管課
防犯カメラ設置事業	市民安全課
出前講座(防犯・交通)	市民安全課
交通安全対策推進事業	市民安全課
精神保健相談事業	健康増進課
自殺対策普及啓発事業	健康増進課
ゲートキーパー養成事業	健康増進課
団体育成支援事業(保護司会等の活動支援)	社会福祉課
通学路交通安全プログラム	学務課
SOS の出し方に関する教育の充実、校内オンライン相談窓口の設置	指導課
青少年センターなんでも電話相談事業	生涯学習課
筑西市学校警察連絡協議会の設置	生涯学習課



目標2 ライフステージに応じた、こども・若者への支援

(1) 妊娠前から幼児期までの切れ目ない保健・医療の提供

こどもの誕生前から幼児期までが、こどもの人生において大切な期間であるという認識のもと、不安なく安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊娠前からの継続的なサポートの実施、母子の健康管理と子育てに係る精神的・経済的な負担の軽減に取り組みます。

事業	所管課
医療福祉費支給経費事業(妊産婦マル福) はぐくみ医療費支給経費事業(妊産婦はぐくみ)	医療保険課
こども家庭センター運営事業 ※目標 1(1)再掲	母子保健課
不妊(不育)治療費助成事業	母子保健課
母子健康手帳交付事業	母子保健課
マタニティクラス事業	母子保健課
妊婦及び産婦に対する健康診査事業	母子保健課
要支援妊産婦支援事業	母子保健課
母乳育児促進事業	母子保健課
産前・産後サポート事業	母子保健課
産後ケア事業	母子保健課
乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	母子保健課
妊娠・出産・子育てに関する相談窓口の設置	母子保健課
母子保健コーディネーターによる相談	母子保健課
養育支援訪問事業	母子保健課
ちくせい妊婦・子育て応援給付金	母子保健課
家庭児童相談	母子保健課
乳児医療機関委託健康診査事業(1 か月、3～8 か月、9～11 か月児) 委託健康診査事業(1歳6か月児健康診査事業・2歳児委託歯科健康診査事業・3歳児健康診査事業・5歳児健康診査事業(相談))	母子保健課
新生児聴覚検査事業	母子保健課

(2) 乳・幼児期／こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の促進と遊びの充実

こどもが安全に健やかに成長できる環境と同時に、子育て家庭が安心して生活できる環境の充実に向けて、こども誰でも通園制度事業の本格実施、ニーズに応える教育・保育事業及び支援事業の着実な実施を進めます。

また、家庭での子育てへのサポートの実施、多子世帯への経済的支援と幼児教育・保育の無償化の継続、質の高い保育を提供する体制構築の支援に取り組みます。

事業	所管課
市立保育所等施設整備費補助事業	こども課
保育体制強化事業	こども課
子育て支援コンシェルジュによる出張相談	こども課
乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度事業)	こども課
病児・病後児保育事業	こども課
民間保育所等乳児等保育事業	こども課
障害児保育事業	こども課
多子世帯保育料軽減事業	こども課
子育てのための施設等利用給付	こども課
保育環境改善等事業(障害児受入促進事業)	こども課
保育士確保促進事業(保育士等就労奨励金)	こども課
地域子育て支援拠点事業	母子保健課

(3) 学童期・思春期／小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実

身体も心も大きく成長する学童期、自己のアイデンティティを形成する思春期を通じて、こども自身で自己肯定感を高めることができるよう、思春期保健事業の実施、医療費等の助成制度の周知と適切な支給、相談支援を実施します。

事業	所管課
医療福祉費支給経費事業(小児マル福)	医療保険課
はぐくみ医療費支給経費事業(小児はぐくみ) ※目標(1)3 再掲	
思春期保健事業	母子保健課
家庭児童相談 ※目標2(1)再掲	母子保健課

(4) 学童期・思春期／居場所づくり

こども・若者の視点に立った地域の居場所づくりを念頭におき、ニーズの増加に対応できる放課後児童クラブの環境整備、放課後児童健全育成事業の体制強化に取り組みます。

事業	所管課
放課後児童クラブ整備事業	こども課
放課後児童健全育成事業	こども課

(5) 学童期・思春期／こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の充実

全てのこどもが自分の可能性を信じて、豊かな人生を切り拓く力を身に付け、持続可能な社会の創り手となることができるよう、小・中学校における個別最適かつ協働的な学びを行う授業の実践、児童生徒が安心して成長するための地域と連携した学校運営、児童生徒が社会の一員としての自覚を養う主権者教育に取り組みます。

事業	所管課
中学校主権者教育推進事業	学務課
小学校保健運営事業 中学校保健運営事業	学務課
学校給食センター給食提供事業	学校給食課
授業改革推進チーム協議会	指導課
筑西市教育支援委員会 特別支援学級担任等研修会	指導課
筑西市食に関する指導	指導課

(6) 学童期・思春期／いじめの防止

こどもの心身に深刻な影響を及ぼす行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）である、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処）を効果的に進めるため、筑西市立小・中学校「いじめ防止等基本方針」の理解促進と見直し、取組の効果検証による継続的な改善、関係機関との連携強化を図ります。

事業	所管課
学校いじめ防止基本方針の理解促進と見直し	指導課
市いじめ問題対策連絡協議会の実施	指導課
市いじめ問題専門委員会の実施	指導課

(7) 学童期・思春期／不登校のこどもへの支援

こどもが成長する過程では、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が絡みあい、不登校になるケースもあります。しかし、そうした状況においても、全てのこどもが教育を受ける機会を確保できるよう、家庭教育支援の実施、市内4か所（令和6年度現在）の教育支援センターにおける相談事業や不登校児童生徒の適応指導の実施、校内フリースクールの設置に取り組めます。

事業	所管課
市教育支援センターの設置	指導課
校内フリースクールの設置	指導課

（８）青年期／就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

心理的・社会的に発達し、成人期へと移行していくための準備期間となる青年期の若者が、自らの選択に基づいた就職ができるよう、市内企業の事業情報や求人情報を発信するWEBサイト「ワークステーションちくせい」の運営、高等学校やハローワーク等との連携強化、就労にハンディキャップを抱える人に対する企業情報の発信に取り組みます。

事業	所管課
地域雇用促進・企業魅力発信事業	商工観光課
奨学金返還支援事業	地方創生課

（９）青年期／結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

自らの価値観や生き方を確立しようとする青年期の若者を応援するため、婚活への経済的支援、新生活への経済的支援による定住促進、結婚（若者対象）に伴う住宅賃貸費用等の助成の実施と、各種事業の利用促進を図る周知活動に取り組みます。

事業	所管課
定住促進結婚祝金事業	地方創生課
婚活支援事業	こども課
結婚新生活支援事業	こども課

（10）青年期／悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

進路や人間関係等に悩みや不安を抱えたり、孤独やストレスを感じたりしている若者やその家族を支えるため、相談事業の実施、市内小・中学校教員対象の自殺対策（ゲートキーパー）研修会の開催に取り組みます。

事業	所管課
精神保健相談事業 ※目標 1(7)再掲	健康増進課
自殺対策普及啓発事業 ※目標 1(7)再掲	健康増進課
ゲートキーパー養成事業 ※目標 1(7)再掲	健康増進課

目標3 安心して子育てができるための支援の充実

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

次代を担う全てのこどもの育ちを経済的に支えるため、若者・子育て世代の住宅奨励の実施及び効果的な制度への見直し、出生、子育て、幼児教育・保育に係る経済的な負担の軽減に取り組めます。

事業	所管課
定住促進住宅取得支援事業	地方創生課
子育てのための施設等利用給付事業	こども課
児童手当	こども課
誕生祝金事業	母子保健課
ちくせい妊婦・子育て応援給付金 ※目標2(1)再掲	母子保健課

(2) 地域の子育て支援、家庭教育支援

在宅で子育てをしている家庭を含めて、全てのこどもとその家庭の子育てを支えるため、ニーズに応じた子育て支援の充実、家庭におけるこどもの基本的な生活習慣や自立心等を育む家庭教育への支援に取り組めます。

事業	所管課
延長保育事業	こども課
一時預かり事業	こども課
ファミリー・サポート・センター事業	こども課
子育て短期支援事業	母子保健課
家庭教育力向上事業(訪問型家庭教育支援事業)	生涯学習課

（３）共働き・子育ての推進、男性の育児・子育てへの主体的な参画促進・拡大

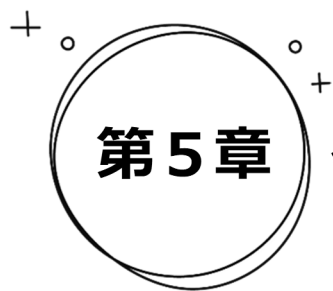
夫婦やパートナーが協力して共に子育てを行い、それを職場等が応援する社会の形成に向けて、仕事と家庭の両立に関する意識醸成のためのセミナーや啓発活動の実施、男女共同参画推進パートナー登録企業・団体向けにパートナー通信を発行し、企業の意識啓発に取り組みます。

事業	所管課
仕事と生活の両立支援事業	市民協働課
男性の家庭生活への参画促進事業	市民協働課

（４）ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭に寄り添い、それぞれの状況に応じた子育てを支えるため、各家庭の状況に適切な経済的支援を実施します。

事業	所管課
児童扶養手当	こども課
交通遺児学資金支給事業	こども課



第5章 教育・保育、地域子ども・子育て 支援事業の量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域

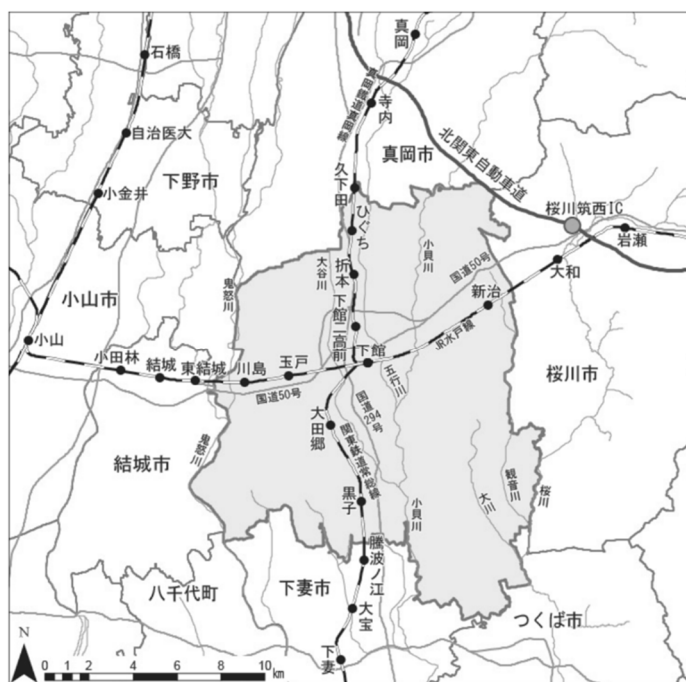
教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み（現在の利用状況＋利用希望）」や「確保方策（確保の内容＋実施時期）」は、市内に「教育・保育提供区域」を設定し、当該区域ごとに定めます（子ども・子育て支援法第61条2項）。また、「教育・保育提供区域」の設定に当たっては主に以下の条件を総合的に勘案して、こどもや保護者が居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要があります。

- 地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件
- 現在の教育・保育等の利用状況
- 教育・保育を提供するための施設の整備の状況

本市では人口、利便性、教育・保育施設の配置等から勘案し、市域全域を1つの「教育・保育提供区域」として筑西市子ども・子育て支援事業計画で定め、第2期計画においても継続してきました。

第3期子ども・子育て支援事業計画に該当する本計画においても、引き続き、市域全域を1つの「教育・保育提供区域」として定めることとします。1つの区域にすることにより、一時的に想定以上の教育・保育ニーズ等の増減が発生した場合でも、市域全域で供給量の調整が可能となります。なお、市域全体を1つの提供区域としながらも、教育・保育ニーズや利用状況の変化等を見極めながら、各地域の特性や課題に応じた適正な対応を図ることとします。

▼市域全域



2 こどもの人数推計、量の見込みの考え方

(1) こどもの人数推計

本市では少子化傾向が続いていることから、この状況が今後も続くものと仮定した推計では、令和11年の人口は令和6年に比べて、就学前の0歳～5歳は約16%（約530人）減少、小・中学校に就学する6歳～11歳は約18%（約800人）減少、その上の世代になる12歳～17歳は約9%（約460人）減少する見通しです。

▼こどもの人数推計（単位：人）

	実績値（各年4月1日）					推計値				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	537	528	550	515	446	465	455	446	438	427
1歳	638	551	549	561	529	457	477	466	457	448
2歳	678	623	570	556	559	532	461	481	471	463
3歳	691	687	639	586	563	569	542	471	491	481
4歳	754	688	685	640	590	570	577	550	478	499
5歳	762	754	687	690	633	585	565	572	545	474
6歳	781	752	763	698	699	642	594	575	582	556
7歳	762	779	756	766	702	702	644	597	577	584
8歳	819	766	775	758	772	705	705	648	600	580
9歳	869	819	770	785	759	776	710	710	652	605
10歳	780	871	820	774	791	766	783	716	716	658
11歳	864	788	874	828	774	788	762	778	710	710
12歳	867	852	793	868	830	777	792	765	782	714
13歳	923	872	852	798	876	835	782	796	770	787
14歳	904	930	881	854	799	875	834	780	795	768
15歳	921	902	929	887	866	814	893	851	797	812
16歳	946	924	907	928	891	868	816	894	852	797
17歳	1,021	947	931	911	929	891	869	817	896	854
（再掲）										
0歳～5歳	4,060	3,831	3,680	3,548	3,320	3,178	3,077	2,986	2,880	2,792
6歳～11歳	4,875	4,775	4,758	4,609	4,497	4,379	4,198	4,024	3,837	3,693
12歳～17歳	5,582	5,427	5,293	5,246	5,191	5,060	4,986	4,903	4,892	4,732
総人口	103,750	102,876	101,909	101,224	100,213	99,301	98,371	97,410	96,436	95,436

出典：実績は住民基本台帳（各年4月1日）、推計は実績を基にコーホート変化率法で算出

(2) 量の見込みの考え方

- 教育・保育事業並びに地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を算出する方法は、国から示された方法（こども・子育て支援に関するアンケート調査結果から家族類型やサービス利用希望を勘案する方法）と、利用実績に基づいて算出する方法があります。
- 第2期計画までは国から示された方法で見込み量を算出していましたが、事業によっては見込み量と実績値に大きな乖離がみられました。そのため、本計画では両方の方法で算出した結果を比較して、利用実績から極端な乖離のない見込み量を設定します。

▼国の算出方法の手順

手順	方法
1	児童数の推計（年齢別、年度別）
2	こども・子育て支援に関するアンケート調査結果に基づく量の見込みを算出 ①家族類型の算出 （1）現在の家族類型の算出 ⇒（2）潜在的な家族類型の算出 ②潜在的な家族類型とこどもの年齢に応じて、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の利用意向を算出
3	上記①②の結果を児童数推計に乗じて、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出

▼就学前児童の家庭類型比率（アンケート調査結果から算出）

家族類型		今回	（参考） 第2期計画策定時
タイプA	ひとり親家庭	7.0%	5.2%
タイプB	フルタイム×フルタイム	57.0%	44.8%
タイプC	フルタイム×パートタイム（就労時間：月120時間以上＋下限時間～120時間の一部）	19.1%	24.0%
タイプC'	フルタイム×パートタイム（就労時間：月下限時間未満＋下限時間～120時間の一部）	2.6%	8.5%
タイプD	専業主婦（夫）	14.3%	15.8%
タイプE	パートタイム×パートタイム（就労時間：双方が月120時間以上＋下限時間～120時間の一部）	0.0%	0.0%
タイプE'	パートタイム×パートタイム（就労時間：いずれかが月下限時間未満＋下限時間～120時間の一部）	0.0%	0.0%
タイプF	無業×無業	0.0%	0.0%

3 教育・保育に関する事業

「教育・保育給付認定制度」

「子ども・子育て支援法」の施行により就学前のこどもの教育・保育を保障するため、「教育・保育給付認定制度」が導入されました。このため、3つの認定区分に応じて、施設など（幼稚園、保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業所）の利用先が決まります。

< 3つの認定区分 >

1号認定（満3歳以上で幼稚園・認定こども園（教育部分）の入園を希望する方）

2号認定（満3歳以上で保育の必要な方）

3号認定（満3歳未満で保育の必要な方）

（1）1号認定（3歳以上で「教育」が必要な就学前児童）

【量の見込みの考え方】

利用実績では、令和2年度から令和6年度にかけて申込率が減少し、利用人数が600人台から400人台に減少しました。

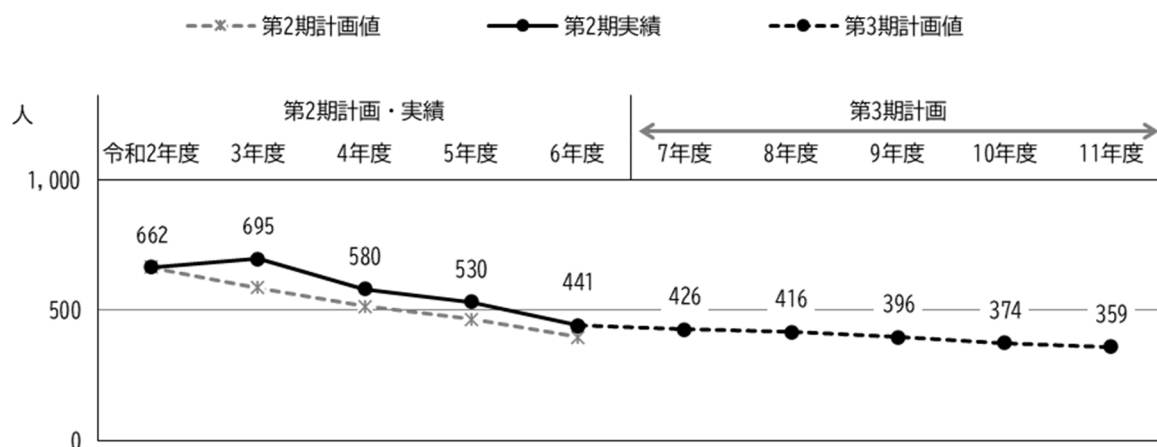
今後の量の見込みは、近年の利用実績を踏まえ、各年度の対象児童数に申込率が最も低い令和6年度（見通し）の割合を乗じて当該事業の利用人数を算出しました。

【確保方策】

特定教育保育施設の確保は、現在十分可能となっております。

（単位：人）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
対象児童数（3～5歳）	1,724	1,684	1,593	1,514	1,454
①量の見込み（実人数）	426	416	396	374	359
②確保策	686	686	686	686	686
特定教育保育施設（実人数）	686	686	686	686	686
確保方策と量の見込みの差（②－①）	260	270	290	312	327



(2) 2号認定(3歳以上で「保育」が必要な就学前児童)

【量の見込みの考え方】

利用実績では、令和2年度から令和6年度にかけて申込率が増加したものの、児童数全体が減少したため、利用人数は1,300人台から1,200人台に減少しました。

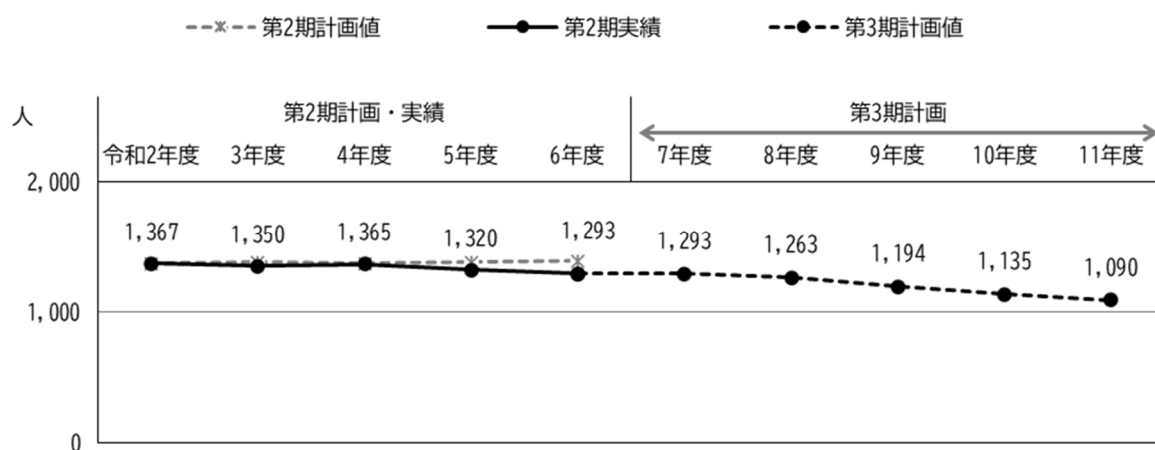
今後の量の見込みは、近年の利用実績を踏まえ、各年度の対象児童数に申込率が最も高い令和6年度(見通し)の割合を乗じて当該事業の利用人数を算出しました。

【確保方策】

確保方策は、現在の認定こども園及び保育所(園)にて十分可能となっており、今後は量の見込みに合わせた特定教育保育施設を確保していきます。

(単位:人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
対象児童数(3～5歳)	1,724	1,684	1,593	1,514	1,454
①量の見込み(実人数)	1,293	1,263	1,194	1,135	1,090
②確保策	1,589	1,589	1,589	1,589	1,589
特定教育保育施設(実人数)	1,549	1,549	1,549	1,549	1,549
認可外保育施設(実人数)	40	40	40	40	40
確保方策と量の見込みの差(②-①)	296	326	395	454	499



(3) 3号認定（3歳未満で「保育」が必要な就学前児童）

【量の見込みの考え方】

利用実績では、令和2年度から令和6年度にかけての申込率が0歳児はほぼ横ばい、1歳児と2歳児は増加しました。利用人数は、児童数全体が減少したため、0歳児はやや減少、1歳児と2歳児は横ばいとなりました。なお、令和6年度の待機児童はいません。

今後の量の見込みは、近年の利用実績を踏まえ、0歳児においては、年度途中からの利用増加を見込みつつ、各年齢の申込率に各年度の対象児童数を乗じて当該事業の利用人数を算出しました。

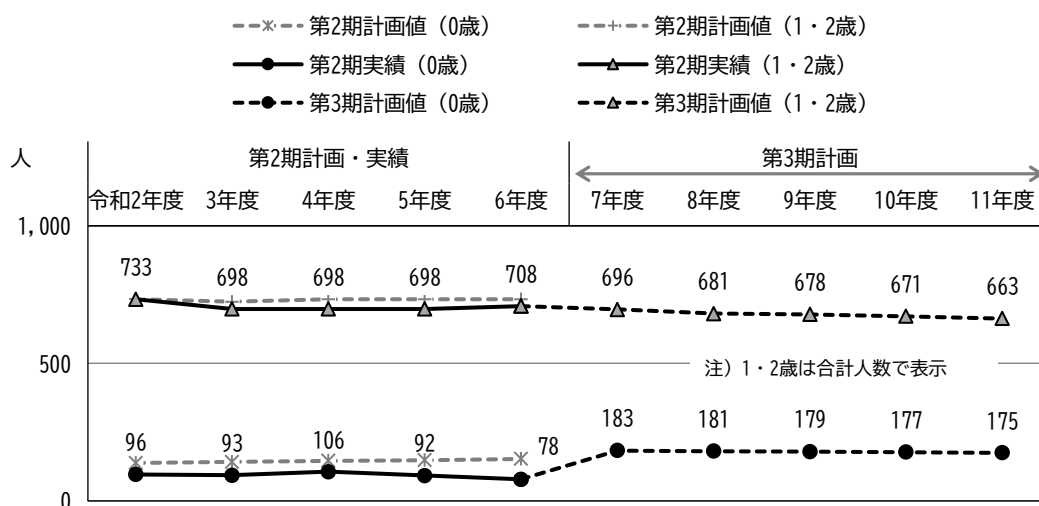
なお、保育ニーズをより適切に見込むため、1歳児と2歳児を分けて見込みます。

【確保方策】

0歳児など年度途中から利用を希望する人が増加します。また、潜在的な保育ニーズが予測されるため、認定こども園及び保育所(園)の実績を基礎とし、量の見込みに合わせた特定教育保育施設を確保します。

(単位:人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
対象児童数	1,454	1,393	1,393	1,366	1,338
(0歳)	465	455	446	438	427
(1歳)	457	477	466	457	448
(2歳)	532	461	481	471	463
①量の見込み(実人数)	879	862	857	848	838
(0歳)	183	181	179	177	175
(1歳)	324	323	322	318	313
(2歳)	372	358	356	353	350
②確保策	1,005	1,005	1,005	1,005	1,005
特定教育保育施設(実人数)	971	971	971	971	971
地域型保育(実人数)	17	17	17	17	17
認可外保育施設・企業主導型保育施設(実人数)	17	17	17	17	17
確保方策と量の見込みの差(②-①)	126	143	148	157	167



4 地域子ども・子育て支援事業

(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等

【量の見込みの考え方】

量の見込みは、児童数にニーズ割合を乗じて算出しました。令和5年度の児童数に対する利用実績は31.8%で、対象児童数は年々減少していますが、ニーズ割合は増加傾向にあるため、令和8年度に合わせて利用児童数の増加を見込みます。なお、令和8年度以降は横ばいを見込みます。

【確保方策】

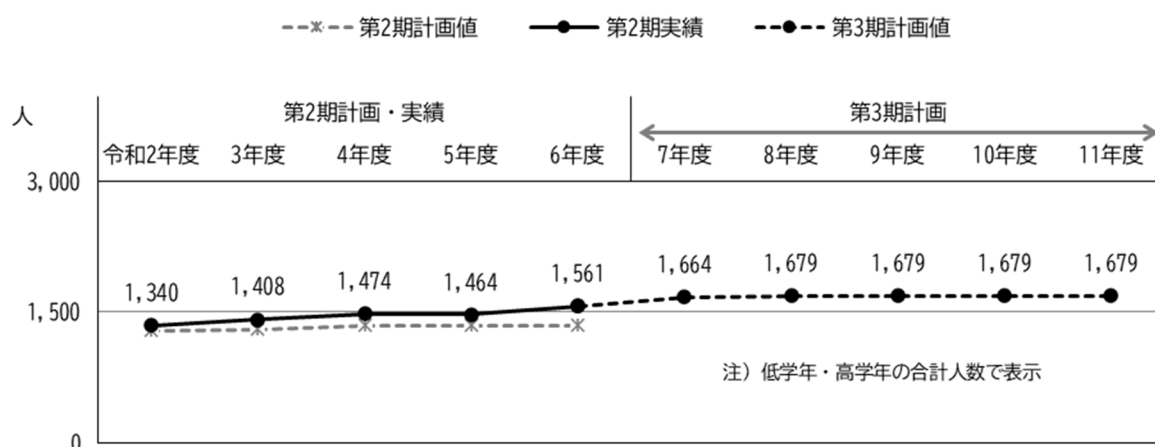
放課後児童クラブは、令和6年度で28か所、42支援単位で実施しています。今後も保護者の利便性等を考慮しながら、事業の実施を図り充実させていきます。

また、学校の適正規模・適正配置に伴う小中一貫校の整備に併せて学校敷地内に放課後児童クラブの整備や、「放課後子ども教室」との連携等も含め、放課後児童対策について、全てのニーズ量に対応できる体制を確保します。

(単位:人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
対象児童数	4,379	4,198	4,024	3,837	3,693
(低学年)	2,049	1,943	1,820	1,759	1,720
(高学年)	2,330	2,255	2,204	2,078	1,973
①量の見込み(実人数)	1,664	1,679	1,679	1,679	1,679
(低学年)	1,132	1,142	1,142	1,142	1,142
(高学年)	532	537	537	537	537
②確保策	1,664	1,679	1,679	1,679	1,679
施設(単位か所)	44	45	45	45	45
放課後児童支援員数	125	127	127	127	127
確保方策と量の見込みの差(②-①)	0	0	0	0	0

注) 各年度末現在



（放課後子ども教室）

令和2年度から6年度まで実施はありませんでしたが、放課後児童クラブのほか、放課後子ども総合プランに基づき、ニーズに合わせて実施を検討していきます。

（２）時間外保育事業（延長保育事業）

【量の見込みの考え方】

0～5歳の家庭類型ごとに、アンケートで保育所（園）等を利用していると回答し、定期的な利用希望が「8時以前」と「18時以降」を回答した人の割合を基礎に算出しました。

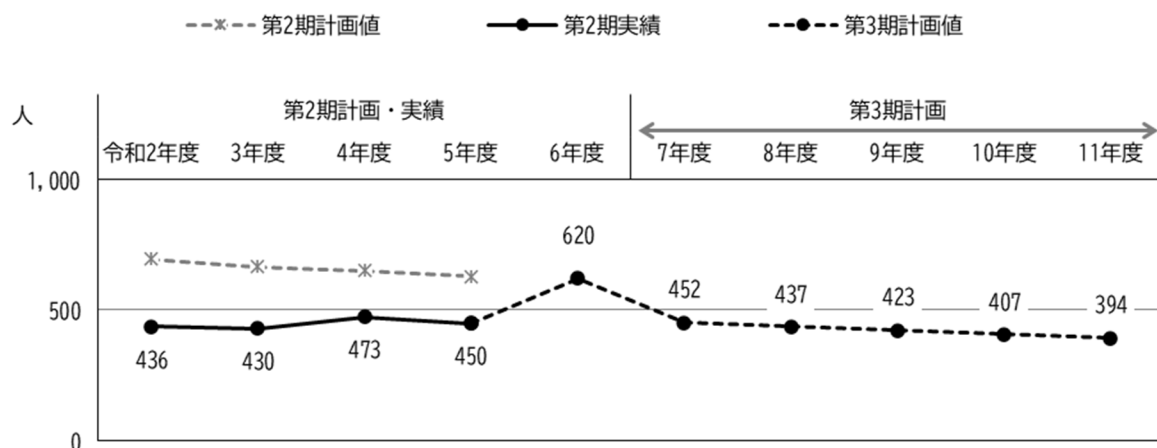
【確保方策】

今後も時間外保育事業（延長保育事業）のニーズが見込まれるため、保育所（園）から認定保育需要に対応できる体制を確保します。

（単位：人）

区分	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（延人数）	452	437	423	407	394
実人数	452	437	423	407	394
（月平均）	37.7	36.4	35.3	33.9	32.8
②確保策	452	437	423	407	394
施設数（か所）	18	18	18	18	18
確保方策と量の見込みの差（②－①）	0	0	0	0	0

注）各年度末現在



注）令和6年度は実績が計上できないため、第2期計画値を表示している

(3) 一時預かり事業

【量の見込みの考え方】

(幼稚園型)

I. 3～5歳の家庭類型ごとに、認定こども園における在園児（1号認定）の不定期事業の利用希望の割合を基礎に算出しました。

II. 3～5歳の家庭類型ごとに、「I」以外（2号認定で教育ニーズが高い人）の定期的な利用希望のある人の割合を基礎に算出しました（1週当たりの就労日数×52週）。

(一般型)

III. 利用実績とアンケートから算出する利用人数にこれまでも大きな乖離がみられることから、今後の量の見込みは、近年の利用実績を踏まえ、各年度の対象児童数にひとり当たり利用回数が最も多い令和6年度（見通し）の回数に乗じて算出しました。

【確保方策】

幼児教育無償化の実施等に伴う利用者の増加に対応するため、保育需要に対応できる体制を確保します。

▼幼稚園型（I. 1号認定を対象とした預かり保育、II. 2号認定による定期的な利用）（3～5歳）（単位：人日）

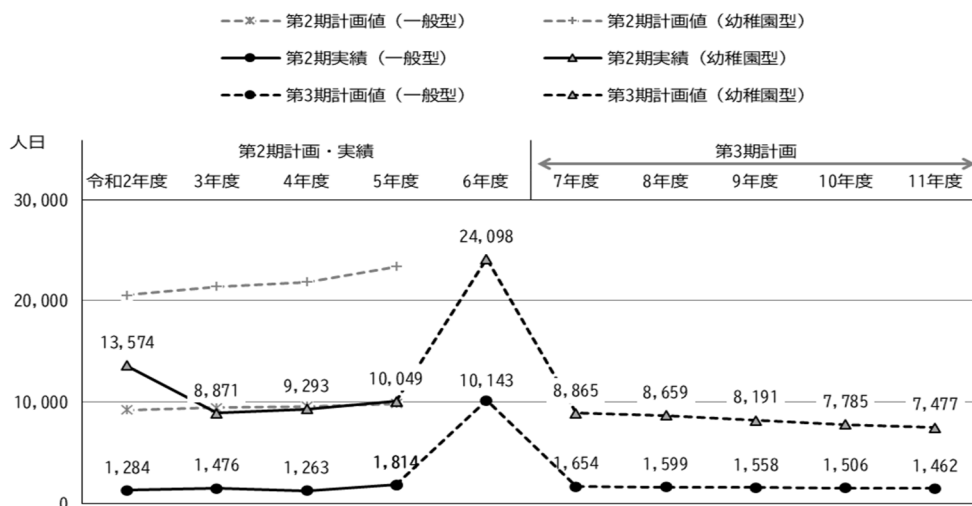
区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（延人数）	8,865	8,659	8,191	7,785	7,477
②確保策	8,865	8,659	8,191	7,785	7,477
施設数(か所)	11	11	11	11	11
確保方策と量の見込みの差（②－①）	0	0	0	0	0

注）各年度末現在

▼一般型（III. 上記以外（在園児対象型を除く）（0～5歳）（単位：人日）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（延人数）	1,654	1,599	1,558	1,506	1,462
②確保策	1,654	1,599	1,558	1,506	1,462
施設数(か所)	14	14	14	14	14
確保方策と量の見込みの差（②－①）	0	0	0	0	0

注）各年度末現在



注）令和6年度は実績が計上できないため、第2期計画値を表示している

(4) 病児・病後児保育事業

【量の見込みの考え方】

利用実績は新型コロナウイルス感染症の5類移行によって増加した一方、利用実績とアンケートから算出する利用人数にこれまでも大きな乖離がみられることから、今後の量の見込みは、近年の利用実績とアンケートによる病児保育等の希望も高いことを踏まえ、各年度の対象児童数に利用率が最も高い令和6年度（見通し）の割合を乗じて算出しました。

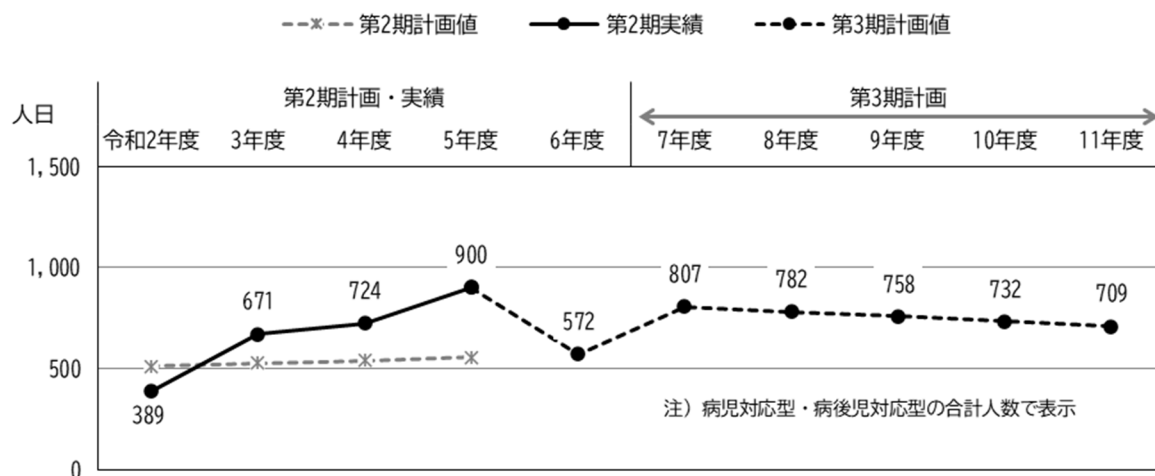
【確保方策】

茨城県西部メディカルセンターにおいて平成30年に開設した病児保育室「ひまわり」と、市内3か所の認定こども園で実施している病後児保育事業の周知を図るとともに、ニーズに対応できる体制の確保を図っていきます。

（単位：人日）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（延人数）	807	782	758	732	709
病児対応型	605	586	568	549	531
病後児対応型	202	196	190	183	178
②確保策	807	782	758	732	709
病児対応型（か所）	1	2	2	2	2
病後児対応型（か所）	4	4	4	4	4
確保方策と量の見込みの差（②－①）	0	0	0	0	0

注）各年度末現在



注）令和6年度は実績が計上できないため、第2期計画値を表示している

(5) ファミリー・サポート・センター事業（就学児対象）

【量の見込みの考え方】

今後の量の見込みは、近年の利用実績とアンケートでの利用希望も考慮し、各年度の対象児童数に利用率が最も高い令和6年度（見通し）の割合（22.0%）を上回る割合（24.5%）を乗じて算出しました。

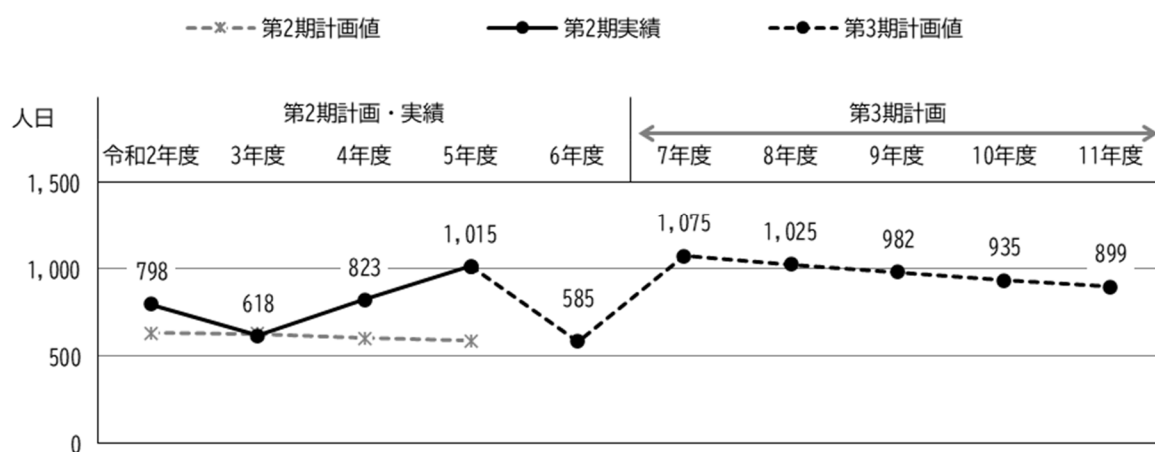
【確保方策】

利用の増加に対応するため、会員数の確保に努めます。量の見込みに合わせて、対応できる体制の確保を図っていきます。

（単位：人日）

区分	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（延人数）	1,075	1,025	982	935	899
②確保策	1,075	1,025	982	935	899
会員数（人）	385	376	372	366	352
施設数（か所）	1	1	1	1	1
確保方策と量の見込みの差（②－①）	0	0	0	0	0

注）各年度末現在



注）令和6年度は実績が計上できないため、第2期計画値を表示している

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

【量の見込みの考え方】

利用実績は、令和3年度に1人（7日）あったのみですが、今後の量の見込みは、アンケートでの利用希望を基礎に算出しました。

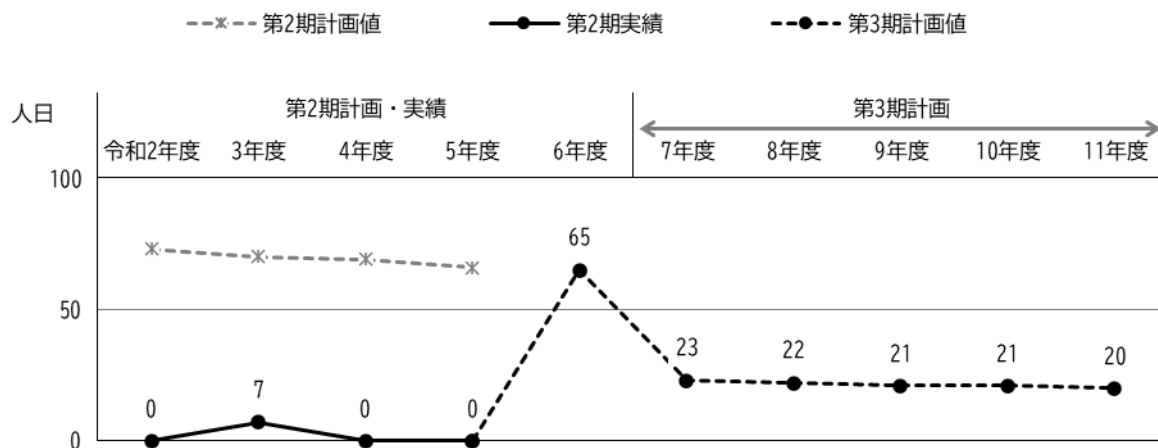
【確保方策】

当該事業が必要な家庭に対して、市内並びに近隣の児童養護施設との連携を強化して、受入れ体制の確保に努めます。

（単位：人日）

区分	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（延人数）	23	22	21	21	20
②確保策	23	22	21	21	20
施設数（か所）	4	4	4	4	4
確保方策と量の見込みの差（②－①）	0	0	0	0	0

注）各年度末現在



注）令和6年度は実績が計上できないため、第2期計画値を表示している

(7) 地域子育て支援拠点事業

【量の見込みの考え方】

子育て支援拠点事業（子育て支援センター、ちっくんひろば）を「利用している」又は「利用していないが今後利用したい」と回答した人のニーズ割合を基礎に算出しました。

アンケートでの利用希望を考慮し、児童数が減少するなかでも、増加を見込みます。

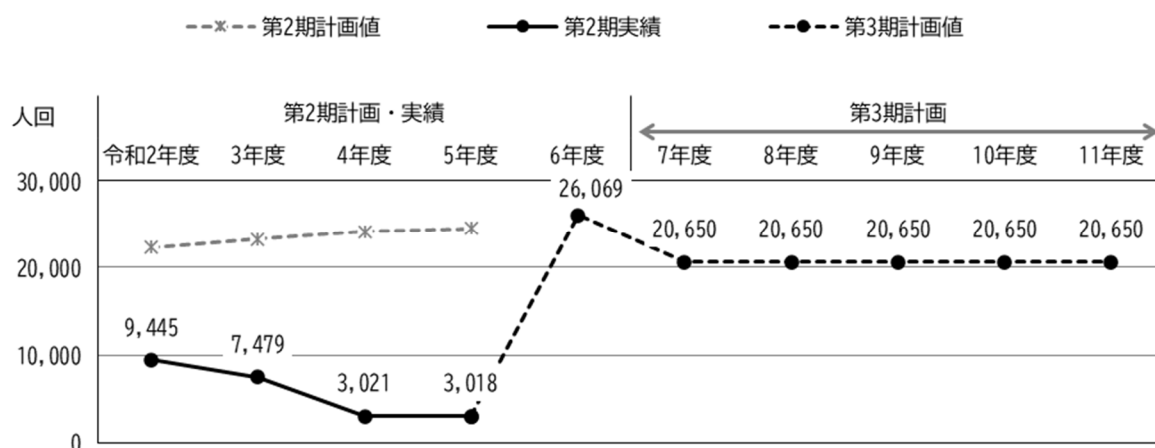
【確保方策】

子育て支援センター、ちっくんひろばにおいて、ニーズをふまえながら子育て支援の拠点を確保していきます。

(単位:人回)

区分	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（延回数）	20,650	20,650	20,650	20,650	20,650
②確保策	20,650	20,650	20,650	20,650	20,650
施設数（か所）	2	3	3	5	5
確保方策と量の見込みの差（②－①）	0	0	0	0	0

注）各年度末現在



注）令和6年度は実績が計上できないため、第2期計画値を表示している

(8) 利用者支援事業

【量の見込みの考え方】

平成29年度に基本型を整備し、子育て支援コンシェルジュを配置しました。令和6年度には子育て世代包括支援センター（母子保健機能）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉機能）を一体化した、こども家庭センターを設置し、統括支援員を配置しています。多様化する子育て家庭のニーズに応えられる体制を整備しています。

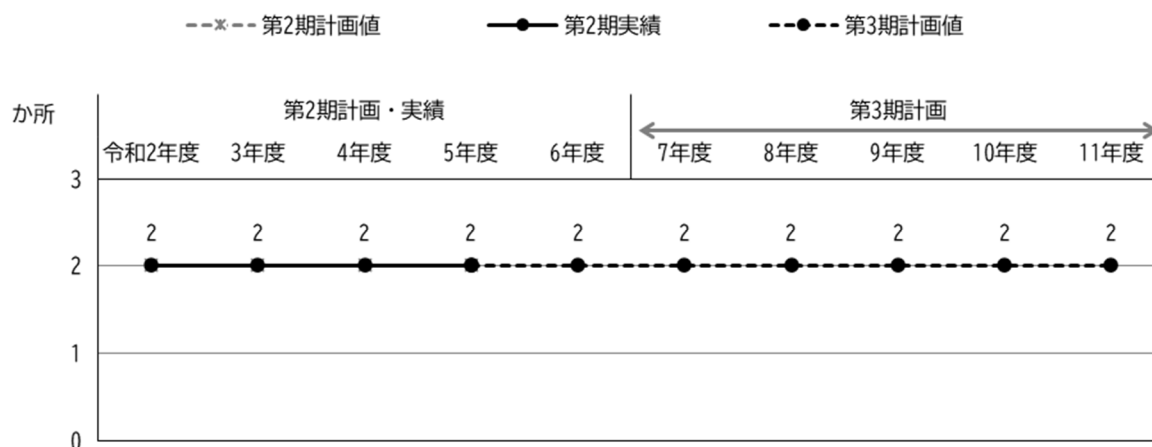
【確保方策】

引き続き、市民が利用しやすい場所において、現在の基本型・こども家庭センター型を運営し、妊娠から出産・子育てに関する相談に、保健師や母子保健コーディネーター等の職員が一体となって支援する体制を確保します。

(単位:か所)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	2	2	2	2	2
基本型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
地域子育て相談機関	0	0	0	0	0
②確保策	2	2	2	2	2
基本型	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
地域子育て相談機関	0	0	0	0	0
確保方策と量の見込みの差(②-①)	0	0	0	0	0

注) 各年度末現在



注) 令和6年度は実績が計上できないため、第2期計画値を表示している

(9) 妊婦健康診査事業

【量の見込みの考え方】

0歳の人口推計を基礎に、妊産婦健診回数の実績（対象者数に対する令和2～5年度平均利用回数）を乗じて量の見込みを算出しました。

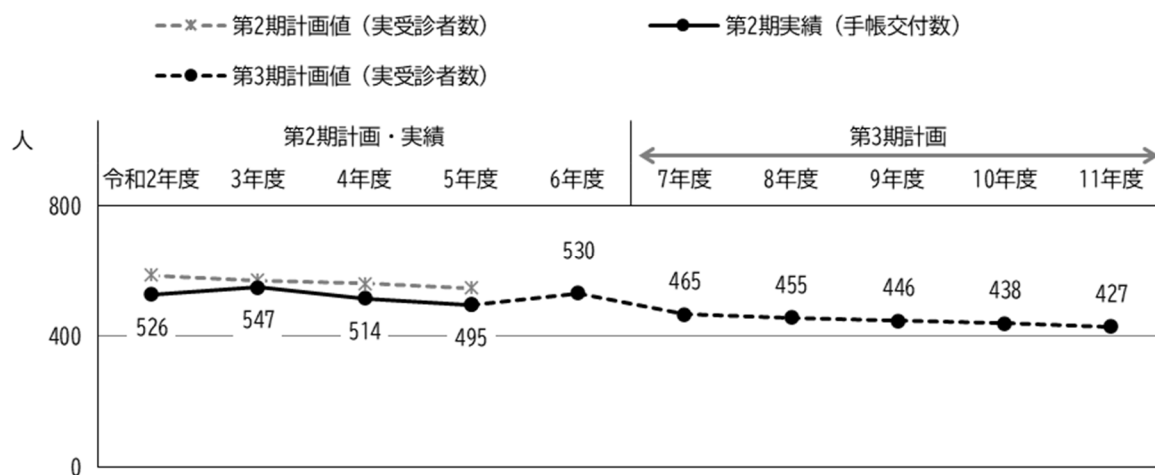
【確保方策】

妊娠届出のあった妊婦に対し、母子健康手帳の交付の際に、健診受診の必要性の説明を行い、妊婦健診の受診票を発行します。

(単位:人回)

区分	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み(延回数)	5,200	5,088	4,987	4,898	4,775
実受診者数(人)	465	455	446	438	427
②確保策	5,200	5,088	4,987	4,898	4,775
確保方策と量の見込みの差(②-①)	0	0	0	0	0

注) 各年度末現在



注) 令和6年度は実績が計上できないため、第2期計画値を表示している

(10) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

【量の見込みの考え方】

各年度における0歳児全員に実施（訪問）する考え方で算出しました。

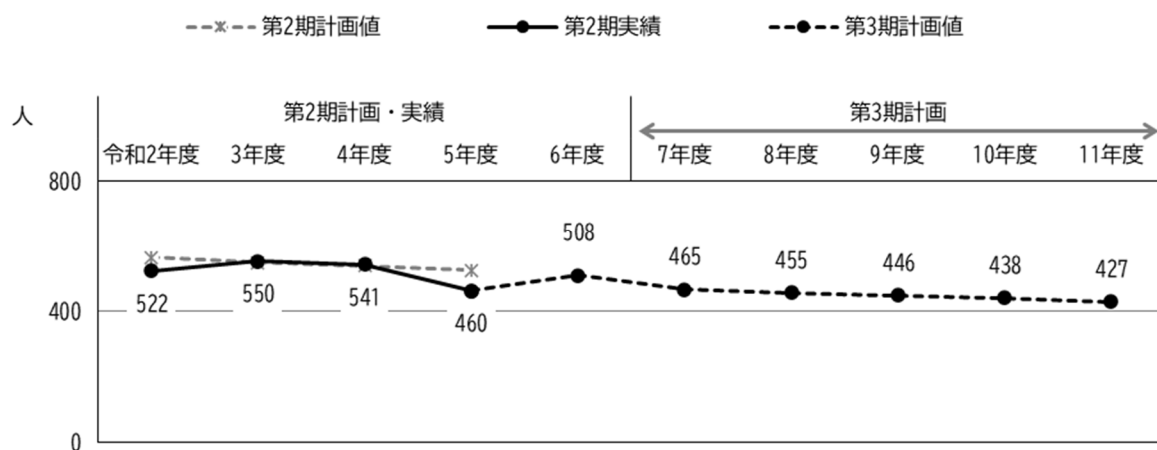
【確保方策】

訪問する保健師、助産師、看護師を増やし、全ての乳児家庭への訪問を行い、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握に努めます。

（単位：人）

区分	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（訪問実人数）	465	455	446	438	427
②確保策	465	455	446	438	427
確保方策と量の見込みの差（②－①）	0	0	0	0	0

注）各年度末現在



注）令和6年度は実績が計上できないため、第2期計画値を表示している

(11) 養育支援訪問事業・子育て世帯訪問支援事業・児童育成支援拠点事業・
親子関係形成支援事業

【量の見込みの考え方】

児童数に対する利用実績を基礎に算出しました。量の見込みは横ばいで見込みます。

【確保方策】

養育支援が特に必要な家庭への指導・助言等を行う体制を確保します。児童福祉法の改正法によって施行された子育て世帯訪問支援事業・児童育成支援拠点事業・親子関係形成支援事業の3事業については、ニーズに応じた効果的な事業実施に向けて検討します。

子育て世帯訪問支援事業	要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等（支援を要するヤングケアラー含む）を対象として、訪問支援を実施し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業。
児童育成支援拠点事業	虐待リスクや不登校等の養育環境上の課題が大きい学齢期の児童を対象に、拠点において日中、一時的に生活することで、安心できる居場所を提供するとともに、基本的な生活習慣や学習習慣の形成を支援し、さらに、児童や保護者への相談支援を行う。
親子関係形成支援事業	要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象として、親子間の適切な関係性の構築を目的に、ペアレントトレーニング等のこどもの発達状況等に応じた支援を行う。

養育支援訪問事業

(単位:人)

区分	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（実人数）	100	100	100	100	100
②確保策	100	100	100	100	100
確保方策と量の見込みの差（②－①）	0	0	0	0	0

子育て世帯訪問支援事業

(単位:人日)

区分	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（延人数）	0	96	96	96	96
②確保策	0	96	96	96	96
確保方策と量の見込みの差（②－①）	0	0	0	0	0

児童育成支援拠点事業

(単位:人)

区分	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（実人数）	0	0	20	20	20
②確保策	0	0	20	20	20
確保方策と量の見込みの差（②－①）	0	0	0	0	0

親子関係形成支援事業

(単位:人)

区分	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（実人数）	0	17	17	17	17
②確保策	0	17	17	17	17
確保方策と量の見込みの差（②－①）	0	0	0	0	0

注）各年度末現在

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき食事の提供に要する費用及び日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【確保方策】

特定教育・保育施設等と連携し、対象となる世帯に対する助成を行っていきます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【確保方策】

国の動向を踏まえて、供給体制の必要性に応じ調査研究を進めます。

(14) 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業【令和7年度新規事業】

妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業は、子ども・子育て支援法、児童福祉法の改正により位置づけられた新たな事業です。妊娠・出産・乳児期における伴走型の相談支援と経済的支援を一体的に実施し、様々なニーズに即した必要な支援につなぎ、妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てのできる環境を整備するものです。

【量の見込みの考え方】

妊娠届出数（推計）に面談回数3回（妊娠届出時・中間面談時・赤ちゃん訪問時）を乗じて算出しました。

【確保方策】

利用者に対応するため、こども家庭センターの利用体制を確保します。

（単位：回）

区分	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	1,395	1,365	1,338	1,314	1,281
②確保策	1,395	1,365	1,338	1,314	1,281
確保方策と量の見込みの差（②－①）	0	0	0	0	0

注）各年度末現在

(15) 産後ケア事業

産後ケア事業は、令和元年に改正された母子保健法に位置付けられた事業であり、子ども・子育て支援法の令和6年改正で同法に新たに位置付けられました。本市では令和元年度から事業を実施しています。

▼本市の産後ケア事業概要（令和6年度現在）

利用できる方	筑西市に住民票がある産婦（出産後1年以内）と乳児で、心身のケアや育児のサポート等を必要とするもの
利用内容	(1)お母さんのケア（健康状態の確認、乳房ケア、休養の確保） (2)赤ちゃんのケア（健康状態の確認、沐浴、体重測定） (3)育児のサポート（授乳指導、沐浴指導、育児相談）
利用方法	宿泊型 1泊2日（午前10時～翌日午後4時） 通所型 1回（午前10時～午後4時） 訪問型 1回
利用施設	市内4か所（産婦人科医院、助産院）

【量の見込みの考え方】

令和6年度利用実績（推計）を基礎に、利用施設の増加予定を加味して算出しました。

【確保方策】

利用の増加に対応するため、市内及び近隣施設の協力を得て、利用ニーズに対応できる支援体制の確保を図っていきます。

（単位：人日）

区分	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	100	120	138	155	173
②確保策	100	120	138	155	173
確保方策と量の見込みの差（②－①）	0	0	0	0	0

注）各年度末現在

(16) こども誰でも通園制度 【令和6～7年度試行、令和8年度本格実施】

こども誰でも通園制度は、保育所などに通っていない0～2歳のこどもを対象として、1か月に一定時間までの利用可能枠の中で通園による遊びや生活の場を提供する事業です。本市では全国に先駆けて令和6年8月より試行的事業として実施しています。

▼本市のこども誰でも通園制度の概要（令和6年7月1日現在）

利用できる方	0歳6か月から3歳の誕生月までの児童 保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業施設に在園していない児童 認可外保育施設の内、企業主導型保育事業所に通っていない児童
利用内容	月10時間を上限とし、対象児童をお預かりします。（利用料等がかかります。） 例えば・・・同年代のお子さん同士で遊ばせたい。保育士さんにお子さんの発達や離乳食について相談したい。保育園・幼稚園入園前に園生活に慣れさせたい。など ※保護者の就労等の要件を問いません。
利用料	300円/時間 ※減免要件あり
利用施設	市内7施設（こども園、保育園）

【量の見込みの考え方】

国の示す「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版 ver.2 令和6年10月10日）を参考に見込みました。

【確保方策】

令和6年度、市内7施設で試行的事業として実施。令和7年度も実施予定であり、8年度以降の本格実施を見据えて各施設の受入準備も含め、十分対応できる状況を見込んでいます。

（単位：人）

年齢	区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	①量の見込み	22	21	21	20	20
	②確保策	22	21	21	20	20
	確保方策と量の見込みの差（②－①）	0	0	0	0	0
1歳	①量の見込み	9	9	8	8	7
	②確保策	9	9	8	8	7
	確保方策と量の見込みの差（②－①）	0	0	0	0	0
2歳	①量の見込み	7	5	5	4	4
	②確保策	7	5	5	4	4
	確保方策と量の見込みの差（②－①）	0	0	0	0	0

注）各年度末現在

5 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組

本市は、保護者の就労状況に関わりなく、こどもが教育・保育を一体的に受けることのできる「認定こども園」への移行が進みました。令和6年度現在は、認定こども園が23園（幼保連携型21園、幼稚園型2園）、保育園2園、地域型保育事業所1か所となっています。

今後も特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保と教育・保育の一体的提供を推進するため、教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携、さらには、認定こども園及び保育所（園）と小学校等との連携などについても、協議、検討を進めていきます。

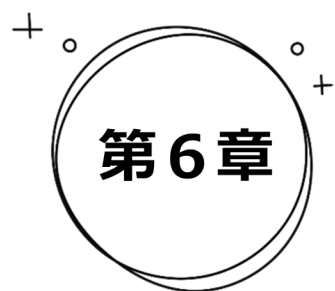
（1）情報提供や相談支援等の充実

- 育児休業を取得中で、これから教育・保育施設等を利用して職場に復帰しようとする保護者に対して、市広報紙やホームページ、育児を応援する行政サービスアプリ「母子モ」、各種事業等を活用しながら、教育・保育施設等の利用に関する情報提供を行っていきます。
- 利用者支援事業（子育て支援コンシェルジュ・母子保健コーディネーター）や地域子育て支援拠点事業等において、教育・保育施設等の利用に関するきめ細かな情報提供や相談支援体制を充実していきます。

（2）幼児教育・保育等の質の確保及び向上

- 令和6年4月現在、本市において待機児童はいませんが、今後も保護者が希望どおりに育児休業等を取得した後、地域において教育・保育施設等を利用してスムーズに職場に復帰できるよう、教育・保育施設や地域型保育事業の確保を図ります。また、子育て支援事業の整備充実を図ります。





第6章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

- こどもや若者が健やかに安心して暮らしていくために、行政、関係機関・事業者、市民・地域等がそれぞれの役割を担い、協力し合う「協働」を基本として計画を推進します。

行政の役割

- 計画の推進に当たっては、全庁的な連携を図っていきます。
- 関係機関・事業者や地域等との連携・調整による適切な事業の実施に努めます。

関係機関・事業者との連携

- 計画の実現に当たっては、行政だけではなく、市全体でこども・子育て支援に取り組むことが求められます。
- 市内の子育て支援に関わる、保育所（園）、認定こども園、学校、その他関係機関・団体等との連携の強化を図ります。

地域の役割

- 市民をはじめ、自治会やNPO、子育てサークルなどの各種団体等を中心に情報提供や交流を図り、こどもの健全育成に関する活動の活性化に努めます。

広域調整や県との連携

- 事業やサービスの効果的な実施と利用のしやすさなどを考慮し、市の区域を越えた広域的な実施や基盤整備が必要な場合については、周辺市町村や県との連携・調整を図ります。

当事者の参加と意見反映

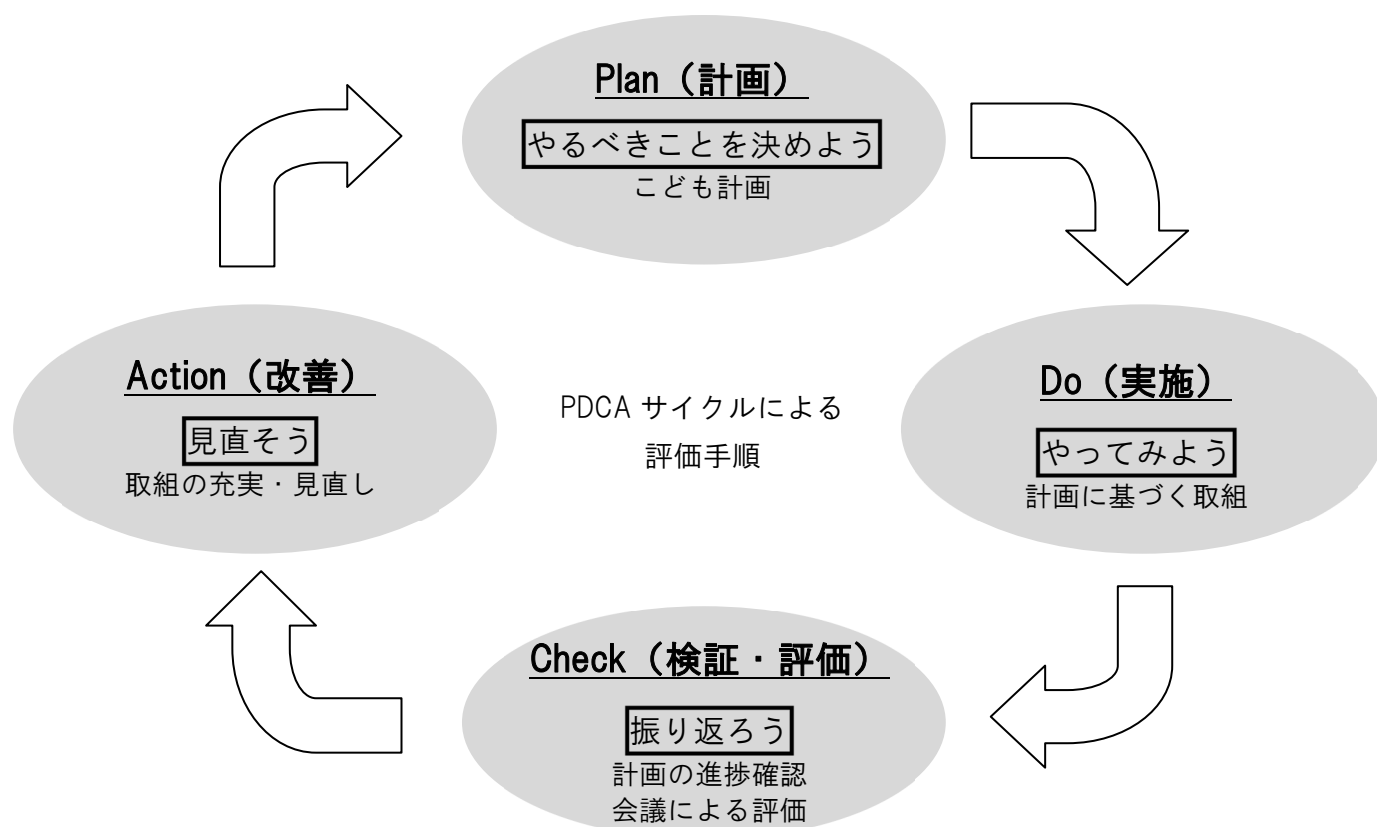
- 本計画は、全てのこども・若者、子育て家庭等を対象に総合的に推進するものであることから、当事者、関係機関・事業者、地域等の意見を適宜把握し、計画の推進や改定に反映します。

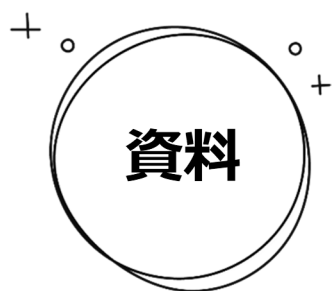


第2節 計画の進行管理

- 本計画の進行管理は、PDCAサイクル（計画、実施、検証・評価、改善）の考え方にに基づき実施します。
- 本計画に掲げる施策・事業の進捗状況を点検するために、毎年度、子ども・子育て会議を開催します。
- 計画の見直し時には、こども・若者及び子育て家庭の意向を把握するアンケート調査を実施し、分析のうえ、計画の総合評価を行うとともに、次期計画の見直しに向けた課題等を検討し、新たな計画の見直しを行います。
- 本計画の概要、進捗状況の点検・評価の結果については、市広報紙やホームページ、SNS、メディア、関係団体等を通じて公表します。

■PDCA サイクルのイメージ





第1節 計画の策定経過

■令和5年度

月日	項目	主な内容
令和6年 2月7日 ～2月20日	第2回筑西市 子ども・子育て会議	筑西市こども計画（仮称）に係るニーズ調査にかかる意見徴収＜書面開催＞

■令和6年度

月日	項目	主な内容
令和6年 4月5日 ～4月23日	アンケート調査	①就学前保護者調査：1,000件（回収率30.9%） ②小学生保護者調査：1,000件（回収率35.6%） ③生活実態調査（小学5年生・中学2年生の本人・保護者） ：1,590件（回収率89.4%） ④青少年・若者調査：1,500件（回収率19.7%）
7月23日	第1回筑西市 子ども・子育て会議	≪報告≫ （1）事業実績の報告について 地域子ども・子育て支援事業の経過報告 （2）令和6年度の新規事業について 1）こども誰でも通園制度 2）業務効率化推進事業 3）性被害防止対策に係る設備等支援事業 4）こども家庭センター運営事業 （3）施設整備に係る進捗状況について ≪議題≫ （1）令和6年度特定教育・保育施設の利用定員について （2）こども計画策定のためのニーズ調査報告について
	関係課調整会議	筑西市こども計画（たたき台案）について
11月18日 ～12月9日	第2回筑西市 子ども・子育て会議	筑西市こども計画（素案）にかかる意見徴収＜書面開催＞
	パブリック・コメント	筑西市こども計画（素案）について
11月18日 ～12月2日	パブリック・コメント （中学生向け）	筑西市こども計画（こども版）について
令和7年 2月19日	第3回筑西市 子ども・子育て会議	≪報告≫ （1）令和7年度教育・保育施設利用の申請状況について （2）令和7年度放課後児童クラブ利用の申請状況について （3）「ちっくんひろば運営業務委託」公募型プロポーザルの進捗状況について ≪議題≫ （1）令和7年度特定教育・保育施設の利用定員について （2）まつばら保育園の幼保連携型認定こども園への以降について （3）筑西市こども計画（案）について

第2節 筑西市子ども・子育て会議条例、委員名簿

平成26年3月25日条例第6号
改正 平成28年12月26日条例第31号
令和5年3月31日条例第21号

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項及び児童福祉法（昭和22年第164号）第8条第3項の規定（同法第34条の15第4項の規定により市の権限に属させられた事項に限る。）に基づき、筑西市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項について、調査審議し、意見を市長に具申する。

- (1) 法第72条第1項各号に規定する事項に関すること。
- (2) 児童福祉法第34条の15第4項に規定する事項に関すること。
- (3) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項の規定に基づく次世代育成支援行動計画の策定及び変更並びに当該行動計画に基づく事業の推進に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか子ども・子育て支援その他児童福祉に係る施策に関し市長が必要と認めること。

（組織）

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 福祉、保健、医療又は教育関係者
- (2) 市民団体等の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 公募による市民
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が認める者

3 委員は、非常勤とする。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者に対し、その出席を求め、意見を聴取し、又は必要な資料等を提出させることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、子ども・子育て支援事業主管課において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月31日条例第21号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

筑西市子ども・子育て会議委員名簿

委嘱期間：令和4（2022）年11月1日～令和6（2024）年10月31日

	例規組織	団体等	役職等名	氏 名	備考
1	学識経験者	筑西市校長会	会長 (下館小学校長)	萩野谷 匡	R6.4.1～
2	公募による市民	市民代表	子育て経験者	森下 信義	
3	公募による市民	市民代表	子育て経験者	塚田 貴子	
4	市民団体等の代表者	筑西市地域女性団体 連絡会	代表	野澤 和子	
5	福祉、保健、医療機関 又は教育関係者	真壁医師会	会長	榎戸 久	会長
6	福祉、保健、医療機 関又は教育関係者	児童養護施設 茨城育成園	施設長	深谷 賢一	
7	福祉、保健、医療機関 又は教育関係者	主任児童委員連絡会	会長	深見 恭子	
8	福祉、保健、医療機関 又は教育関係者	筑西市保育研究会	会長 (石田保育園長)	新井 平一	
9	福祉、保健、医療機関 又は教育関係者	私立幼稚園協議会	会長 (なかだて園長)	松居 万寿代	
10	福祉、保健、医療機関 又は教育関係者	筑西市社会福祉協議会	事務局長	上野 昌彦	副会長
11	福祉、保健、医療機関 又は教育関係者	教育委員会学務課	課長	廣瀬 栄子	R6.4.1～

委嘱期間：令和6（2024）年11月1日～令和8（2026）年10月31日

	例規組織	団体等	役職等名	氏 名	備考
1	学識経験者	筑西市校長会	会長 (下館小学校長)	萩野谷 匡	
2	公募による市民	市民代表	子育て経験者	森下 信義	
3	公募による市民	市民代表	子育て経験者	塚田 貴子	
4	市民団体等の代表者	筑西市地域女性団体 連絡会	代表	後藤 すい子	
5	福祉、保健、医療機関 又は教育関係者	真壁医師会	会長	榎戸 久	会長
6	福祉、保健、医療機 関又は教育関係者	児童養護施設 茨城育成園	施設長	深谷 賢一	
7	福祉、保健、医療機関 又は教育関係者	主任児童委員連絡会	会長	深見 恭子	
8	福祉、保健、医療機関 又は教育関係者	筑西市保育研究会	会長 (石田保育園長)	新井 平一	
9	福祉、保健、医療機関 又は教育関係者	私立幼稚園協議会	会長 (なかだて園長)	松居 万寿代	
10	福祉、保健、医療機関 又は教育関係者	筑西市社会福祉協議会	事務局長	上野 昌彦	副会長
11	福祉、保健、医療機関 又は教育関係者	教育委員会学務課	課長	廣瀬 栄子	

(敬称略)

第3節 用語解説

あ行

○アウトリーチ

積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけること。

○医療的ケア児

日常生活を営むために人工呼吸器の装着等の医療を要する状態にある障害のあること
ものこと。

か行

○核家族

夫婦のみ、夫婦と未婚のこども及び片親と未婚のこどもからなる家族構成のこと。

○企業主導型保育施設

平成 28 年度に創設された、企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設のこと。地域の企業が共同で設置・利用をしたり、その地域のこどもを受け入れることもできる。

○教育・保育施設

幼稚園・認定こども園（幼稚園と保育園の機能を合わせ持つ施設）・保育所のこと。

○協働

まちづくりの目標を達成するために、多様な主体がそれぞれの役割と責務を認識しながら、それぞれの特性や資源等を生かしつつ対等な立場で、協力・連携してより大きな成果を創り出すこと。

○ケアラー

ケアラーとは、心身の機能の低下、負傷、疾病、障害その他の理由により援助を必要とする家族、身近な人などに対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を行う人のこと。ケアラーのうち 18 歳未満の方がヤングケアラー。

○合理的配慮

障害のある人から意思が伝えられた場合、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な対応を行うこと。

○コーホート変化率法

各コーホート（同じ年または同じ期間に生まれた人々の集団のことを指す）について、過去における実績人口から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

○子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が一時的に困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において、宿泊を伴った養育・保護を行う事業。

○子育て世代包括支援センター

妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠から出産・子育てに関する様々な相談に応じ、相談内容に合った情報提供や、その人に合った支援プランと一緒に立て、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う場のこと。

○子ども家庭総合支援拠点

子ども家庭支援員や虐待対応専門員を配置し、継続した子育て支援が必要な家庭に対し、地域の関係機関と連携してそれぞれの家庭に合った支援を実施する場のこと。

た行

○待機児童

保育所入所要件を満たしており、入所申込書が提出されているが、保育所に入所していない児童のこと。（他に入所可能な保育所があるにもかかわらず、特定の保育所を希望して待機している児童などを除く。）

○地域型保育

小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の総称。

○地域子育て支援拠点

公共施設や保育所等地域の身近な場所で、就学前のこどもとその保護者が遊び、交流するスペースの提供、子育て相談、子育て情報の提供などを行う子育て支援の拠点のこと。

○特定教育・保育施設

市が、施設型給付費の対象と「確認」する幼稚園・認定こども園・保育所のこと。

な行

○認定こども園

学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる（株式会社等の参入は不可）。

<幼保連携型>

認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一般的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ。

<幼稚園型>

認可幼稚園が、保育の必要なこどものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ。

<保育所型>

認可保育所が、保育の必要なこども以外のこどもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ。

○認可外保育施設

児童福祉法上の保育所に該当するが、国が定めた基準を満たして認可を受けていない保育施設のこと。

は行

○ファミリー・サポート・センター

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者が互いに助け合いながら活動する組織のこと。

○放課後子ども教室

全てのこどもを対象として、安全・安心なこどもの活動拠点（居場所）を設け、地域の人たちの協力を得て、こどもたちにスポーツ・文化活動、地域との交流活動などの体験学習の場を提供し、こどもたちの健全育成を図る事業。

○保護司（保護司会）

矯正施設から出所・出院した者も含め、犯罪をした人又は非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアで、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員のこと。保護観察の実施、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動を行う。



令和7年3月28日筑西市は
20周年を迎えます。